

**公的宿泊施設の運営に関する
会計検査の結果についての報告書**

平成 1 0 年 9 月

会 計 検 査 院

衆議院決算行政監視委員会において、平成10年4月22日、歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件の調査に関し、会計検査院に対し、会計検査を行いその結果を求めることが協議決定され、同日衆議院議長より会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告に関する要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同日検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長より衆議院議長に対して報告するものである。

平成10年9月
会計検査院

目次

< 検査の実施状況 >	1
(1) 検査の要請の内容	1
(2) 検査対象とした公的宿泊施設	1
(3) 検査の方法	3
(4) 検査の実績	3
< 検査の結果 >	4
1 総論	4
(1) 施設の設置・運営の趣旨・目的	4
(2) 公的宿泊施設に関する閣議決定等の状況	8
2 設置状況	11
[1] 施設の概要	11
(1) 施設の規模	11
(2) 施設建築後の平均経過年数	18
(3) 施設の立地	19
[2] 設置手続と建設費	20
(1) 設置の手続	20
(2) 建設費及びその財源	21
3 運営状況	25
[1] 運営の仕組み	25
[2] 利用状況	27
(1) 宿泊者数	27
(2) 稼働率	30

(3) 低稼働の施設	34
[3] 利用者	35
(1) 被保険者等の優先利用と利用者の確認	35
(2) 被保険者等の利用割合	40
(3) 料金設定の考え方	42
(4) 被保険者等と一般利用者の利用料金格差	44
(5) 周辺の民間類似施設との利用料金比較	45
[4] 運営経費及び国の負担等	46
(1) 運営経費及び国の負担等	46
(2) 税制上の取扱い	55
[5] 運営の収支	58
(1) 運営収支状況	58
(2) 収支が良くない施設	62
4 運営のあり方についての調査検討	64
(1) 行政改革との関連	64
(2) 収支の状況	66
(3) 利用状況と利用料金	67
(4) 事業の評価システム	68
(5) まとめ	69
巻末資料	71

図表索引

表 1 - 1	施設種別ごとの設置・運営の趣旨・目的、経緯等	5
表 1 - 2	公的宿泊施設に関する臨時行政調査会の答申	9
表 1 - 3	公的宿泊施設に関する主な閣議決定	10
表 2 - 1	スポーツ施設設置状況	15
表 2 - 2	1施設当たり平均客室数・宿泊定員等（8年度末）	16
表 2 - 3	施設種別ごとの平均経過年数	19
表 2 - 4	施設の設置手続における地方公共団体・地元との関係	20
表 2 - 5	土地取得費・当初建設費	21
表 2 - 6	近年の増改築費	22
表 2 - 7	施設種別ごとの建設費等の財源	23
表 3 - 1	施設種別ごとの運営形態	26
表 3 - 2	定員稼働率の推移	31
表 3 - 3	客室稼働率の推移	32
表 3 - 4	定員稼働率が低い施設	34
表 3 - 5	定員稼働率が低い原因（開業3年以上で定員稼働率が30%を下回る施設）	35
表 3 - 6	被保険者等の範囲とその人数	36
表 3 - 7	施設の運営に係る支出（費用）（8年度）	48
表 3 - 8	施設の運営に係る支出（費用）（4～8年度の計）	49
表 3 - 9	施設種別ごとの運営費用（1施設当たり）（8年度）	50
表 3 - 10	国の特別会計が負担した維持修繕費等（8年度）	51
表 3 - 11	施設運営者に対する委託費の交付額	53
表 3 - 12	施設種別ごとの運営に係る経費の特別会計からの支出（主なもの）	53
表 3 - 13	年金福祉事業団に納付された受託料	55
表 3 - 14	公的宿泊施設と固定資産税	56
表 3 - 15	施設種別ごとの収支等（1施設当たり）	59
表 3 - 16	損益帰属者の収支には含まれない費用等	60
表 3 - 17	収支率の分布	63
表 3 - 18	簡易保険保養センターの客室規模別の平均職員数等（8年度）	63
表 4 - 1	昭和58年度以降の閣議決定対象施設の新設数	65
図 2 - 1	施設数の推移	13
図 2 - 2	客室数の推移	13
図 2 - 3	宿泊定員の推移	14
図 2 - 4	わが国の旅館・ホテルの総数	17
図 2 - 5	今回検査の対象とした公的宿泊施設の旅館・ホテル数に占める割合	18
図 3 - 1	設置者別総宿泊者数の推移	28
図 3 - 2	公的宿泊施設の施設種別ごとの宿泊者数（8年度）	29
図 3 - 3	国内旅行延宿泊者数と公的宿泊施設の総宿泊者数	30
図 3 - 4	旅館・ホテルの定員稼働率の推移	33
図 3 - 5	総宿泊者数に占める被保険者等の割合	41

巻末資料索引

付表 1	公的宿泊施設の実地検査状況	71
付表 2	施設数・客室数・定員数の推移	72
付表 3	公的宿泊施設の都道府県別設置状況	80
付表 4	民間の旅館・ホテルの都道府県別立地状況	90
付表 5	公的宿泊施設の建設に係る特別会計からの支出及び各事業団 の支出（8年度）	96
付表 6	宿泊者数の推移	100
付表 7	平均宿泊者数の推移	101
付表 8	旅館・ホテルの定員稼働率	103
付表 9	総宿泊者数に占める被保険者等の割合	104
付表 10	施設の運営に係る費用（支出）と負担	105
付表 11	施設種別ごとの運営に係る経費の特別会計からの支出及びこ れに係る各事業団の収入・支出（8年度）	109
付表 12	法人税率	113
付表 13	施設種別ごとの法人税の課税の有無及び税率	114
付表 14	施設種別ごとの収支状況（1施設当たり）	115
付表 15	施設種別ごとの赤字施設の割合	120
付表 16	減価償却費の状況（8年度）	121
付図 1	施設建設の手続き	91
付図 2	客室稼働率の推移	102
付図 3	定員稼働率の推移	103
参考 1	関係法抜粋	122
参考 2	市町村アンケート集計結果	125
参考 3	施設名一覧	129
参考 4	特別会計及び各事業団の収支	141

検査の実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院が、衆議院より会計検査及びその結果の報告を求める案件として要請を受けた内容は以下のとおりである。

1 検査の対象

次に掲げる機関が設置運営する宿泊施設（運営を委託しているものを含む。）

厚生省（社会保険庁）

郵政省

雇用促進事業団

簡易保険福祉事業団

年金福祉事業団

2 検査の内容

施設の設置状況

施設の運営状況

運営のあり方についての調査検討

(2) 検査対象とした公的宿泊施設

厚生省（社会保険庁）、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団（以下これらを「設置者」という。）が設置した次表に示す宿泊設備を備える各施設（以下本報告書において「公的宿泊施設」という。）を対象として検査を実施した。

また、公的宿泊施設の中には宿泊施設以外の施設・設備を併せ持つものがあるが、検査要請の内容に基づき主として宿泊機能に着目して検査を実施した。

公的宿泊施設の具体的な施設名称等を巻末の参考3に示した。

設置者	施設種別	検査対象箇所数
厚生省（社会保険庁）	健康保険保養所	25
	健康保険保健福祉センター	11
	船員保険保養所	31
	船員保険福祉センター	4
	厚生年金会館	21
	厚生年金休暇センター	16
	厚生年金健康福祉センター	23
	国民年金健康保養センター	48
	国民年金会館	2
	国民年金健康センター	7
	小計	188
郵政省	郵便貯金会館	15
	郵便貯金総合保養施設	2
	小計	17
雇用促進事業団	勤労者職業福祉センター	4
	勤労者福祉センター	2
	勤労者野外活動施設（B型）	32
	勤労総合福祉センター	25
	全国勤労青少年会館	1
	中小企業レクリエーションセンター	6
	勤労者リフレッシュセンター	1
	小計	71
簡易保険福祉事業団	簡易保険保養センター	79
	簡易保険会館	2
	小計	81
年金福祉事業団	大規模年金保養基地	13
合計		370

- （備考）
1. 簡易保険保養センターのうち、層雲峡簡易保険保養センター（北海道）は、改築休業中につき調査が困難なため、検査の対象から除いた。
 2. 長野厚生年金健康福祉センターサンピア佐久、日光霧降郵便貯金総合保養施設、伊勢志摩郵便貯金総合保養施設（仮称）及び勤労者リフレッシュセンターは検査の対象としたが、平成8年度は開業前なので特に断りのない限り集計等からは除いた。

(3) 検査の方法

設置者及び設置者が施設の運営を委託している公益法人から各種資料の提出を受け、説明の聴取等を行った。また、検査対象とした公的宿泊施設 370 施設については、設置者から各施設ごとの調査票の提出を受けて、設置運営に関する事項を統一的に調査するとともに、その 17.5% に当たる 65 施設については、現地に職員を派遣して実地検査を行った。

また、官公庁、各種団体及び研究機関から説明を受けたほか、関連する統計や資料、文献を参考とした。

さらに、公的宿泊施設が管内に所在している 292 市町村の観光主管課等を対象としてアンケート調査を実施し、これらの施設に対する認識を調査した。

なお、収支等のデータの統一を図るため、計数は原則として 4～8 年度(末)のものを用いてある。

(4) 検査の実績

本要請に係る公的宿泊施設の検査の施行状況は以下のとおりである(詳細は付表 1 参照)。

- ・ 検査期間 : 4 月末～ 9 月末
- ・ 従事調査官等 : 15 人
- ・ 実地検査期間 : 5 月中旬～ 7 月下旬
- ・ 実地検査箇所数 : 68 箇所
(社会保険庁、雇用促進事業団本部
(及び年金福祉事業団本部を含む。))
- ・ 実地検査人日数 : 136 人日

検査の結果

1 総論

(1) 施設の設置・運営の趣旨・目的

公的宿泊施設は、社会保険各制度の被保険者等の福祉の増進や、郵便貯金の普及等、それぞれの施設種別ごとに法律上定められた目的にしたがって設置・運営されることになっている。これを設置者別に示すと次のとおりである。

(ア) 厚生省所管の健康保険保養所及び健康保険保健福祉センター（以下「健康保険保養所等」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号）に、船員保険保養所及び船員保険福祉センター（以下「船員保険保養所等」という。）は、船員保険法（昭和14年法律第73号）に、厚生年金会館、厚生年金休暇センター及び厚生年金健康福祉センター（以下「厚生年金会館等」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に、国民年金健康保養センター、国民年金会館及び国民年金健康センター（以下「国民年金健康保養センター等」という。）は、国民年金法（昭和34年法律第141号）にそれぞれ基づき、社会保険の被保険者又は年金受給者等の福祉を増進することなどを目的として設置・運営されているものである。

(イ) 郵政省所管の郵便貯金会館及び郵便貯金総合保養施設（以下「郵便貯金会館等」という。）は、郵便貯金法（昭和22年法律第144号）に基づき、郵便貯金の普及を目的とし、その周知宣伝に必要な施設として設置・運営されているものである。

(ウ) 雇用促進事業団が設置する勤労者職業福祉センター、勤労者福祉センター、勤労者野外活動施設（B型）、勤労総合福祉センター、全国勤労青少年会館及び中小企業レクリエーションセンター（以下「勤労者職業福祉センター等」という。）は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づき、雇用保険の被保険者等の福祉の増進、雇用の安定及び勤労意欲の向上に資することを目的として設置・運営されているものである。

(イ) 簡易保険福祉事業団が設置する簡易保険保養センター及び簡易保険会館（以下「簡易保険保養センター等」という。）は、簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）に基づき、簡易生命保険の保険契約者、被保険者及び保険金受取人の健康の増進及び福祉の充実を図ることを目的として設置・運営されているものである。

(オ) 年金福祉事業団が設置する大規模年金保養基地は、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生年金保険及び国民年金の年金受給者が生きがいのある有意義な老後生活を送るための場を提供するとともに、これら年金制度の加入者及びその家族等の健全、かつ、有効な余暇利用に資することを目的として設置・運営されているものである。

これら施設の施設種別ごとの設置・運営の趣旨・目的、経緯等は表1-1のとおりである。

(表1-1) 施設種別ごとの設置・運営の趣旨・目的、経緯等

省庁等	施設の種別・設置根拠	設置・運営の趣旨・目的、経緯
厚生省 (社会 保険 庁)	健康保険保養所 ・健康保険法 第23条	病後の保養や心身の休養をその目的として、昭和24年に創設された。その後財政状況等に応じて改廃が行われているが、近年既存施設を建替える場合には健康増進機能等を付加した施設への転換を図っている。
	健康保険保健福祉センター ・同上	病院を退院した者などに対して栄養指導等を行い日常生活への早期復帰、再入院の防止などにより医療費の削減に資することを目的として、昭和59年に創設された。
	船員保険保養所 ・船員保険法 第57条の2	船員の保養と病後の静養を目的として、昭和19年に創設された。近年は施設の経営状況等により施設の統廃合が行われている。
	船員保険福祉センター ・同上	船員の海上労働という特殊環境における疲れを癒すため、家族とともに自然環境の中で、健康的な余暇を過ごすための機会を提供するとともに、健康増進機能を併せもつ保養施設として昭和46年に創設された。

	厚生年金会館 ・厚生年金保険法 第79条第1項	厚生年金保険の被保険者等に対して、教養文化の向上を図るための施設として昭和36年に創設された。
	厚生年金休暇センター ・同上	長期入居を目的とした老人ホームとしての役割にとどまらず、年金受給者等の生きがいや余暇利用等にも着目し、併せて老人の家族・地域住民との交流の場として、また被保険者の健康増進にも役立つ施設として昭和49年に創設された。
	厚生年金健康福祉センター ・同上	労働時間の短縮が進展するなかで、被保険者等における健康の保持増進及び余暇利用の推進のため健康増進等の機能を持つ施設として昭和55年に創設された。
	国民年金健康保養センター ・国民年金法 第84条第1項	当初国民年金保養センターの名称で被保険者等の保養・休養の場を提供する施設として昭和47年に創設された。その後は、58年閣議決定等を受けて国民年金健康保養センターとして、健康づくり・体力づくりを主体とした施設となった。
	国民年金会館 ・同上	被保険者等の福祉の増進と教養文化の向上を図るための施設として、昭和54年に東京に、また、59年に京都に建設された。
	国民年金健康センター ・同上	被保険者等の健康づくり・体力づくりを主体とした健康の増進及び福祉の向上を図るなどのため、平成4年に創設された。
郵政省	郵便貯金会館 ・郵便貯金法 第4条第1項	郵便貯金の普及を目的とし、その周知宣伝に必要な施設として昭和45年に創設された。
	郵便貯金総合保養施設 ・同上	昭和62年に総合保養地域整備法が制定されたことを契機に、同法の方針に貢献すべきとする観点から、同法の重点整備地区内にスポーツ、健康増進機能を中心として平成9年に創設された。

雇用促進事業団	全国勤労青少年会館 ・雇用保険法 第64条第1項 第3号 ・雇用促進事業団法 第19条第1項 第5号	心身の成長過程にある勤労青少年が有為な職業人としてすこやかに成長することを促進するとともに、勤労青少年の雇用の安定と福祉の増進に資することを目的として、昭和48年に創設された。
	勤労者職業福祉センター ・同上	大都市における勤労者に、職業相談等各種の相談及び職業情報の提供をはじめ、教養・文化、研修ならびにスポーツ等の活動の場を提供し、大都市勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図り、もって雇用の促進と職業の安定に資するとともに、併せて地域ブロックの福祉施設の中核的機能を果たすことを目的として、昭和60年に創設された。
	勤労者福祉センター ・同上	大都市における勤労者に、教育研修・教養・娯楽ならびに集会、スポーツ等の活動の場を提供し、大都市勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図り、もって雇用の促進と職業の安定に資するとともに、併せて地域ブロックの福祉施設の中核的機能を果たすことを目的として、昭和54年に創設された。
	中小企業レクリエーションセンター ・同上	中小企業に雇用される労働者に保養、スポーツ及び研修のための施設を提供し、もって労働者の福祉の増進と勤労意欲の高揚に資することを目的として、昭和42年に創設された。
	勤労総合福祉センター ・同上	新産業都市又は工業整備特別地域等開発地域における勤労者の福祉施設を充実し、もって雇用の促進と職業の安定を図るとともに地域開発に寄与することを目的として、昭和45年に創設された。
	勤労者野外活動施設 (B型) ・同上	勤労者が週休2日等の余暇を利用して自然に親しみながら、健康増進、人間性の回復、生活の充実感増大等を図るための施設を提供し、もって雇用の促進、職業の安定に資することを目的として、昭和50年に創設された。

	勤労者リフレッシュセンター ・同上	労働者の多様なニーズに応じて、心身の健康をチェック、健康状態に応じた生活指導、職業生活に関するコンサルティング、教養・スポーツ活動の実践を通じて心身ともにリフレッシュすることを目的として、平成10年に創設された。
簡易保険福祉事業団	簡易保険保養センター 簡易保険会館 ・簡易生命保険法第101条第1項	簡易生命保険の保険契約者、被保険者及び保険金受取人の福祉を増進することを目的として、昭和38年に創設された。
年金福祉事業団	大規模年金保養基地 ・厚生年金保険法第79条第2項 ・国民年金法第84条第2項 ・年金福祉事業団法第17条第1項第1号	厚生年金保険及び国民年金の受給者が生きがいのある有意義な老後生活を送るための場を提供するとともに、これら年金制度の加入者及びその家族等の健全、かつ、有効な余暇利用に資することを目的として、昭和55年に創設された。

(2) 公的宿泊施設に関する閣議決定等の状況

公的宿泊施設の設置・運営に関しては、昭和50年代後半以降、臨時行政調査会(第2次)の答申において言及されたほか、数次にわたって関連する閣議決定がなされているが、民間同種施設の充実を背景とした新規建設の抑制、民間委託の推進による運営の効率化などがその基調となっている。その概要は表1-2、表1-3のとおりである。

(表1-2) 公的宿泊施設に関する臨時行政調査会の答申

臨調答申年月日	答申の要旨	対象の省庁等
<p>昭和57年 7月30日 (3次答申)</p> <p>58年 3月14日 (最終答申)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会館、宿泊施設等については、民間の施設を含め全国的に同種の施設の整備が進んでおり、また公的施設相互及び民間との競合が発生しつつあることから、原則として新設を行わない。 ・ 会館、宿泊施設、教育文化施設等については、利用の増進、経営の効率化等の見地から、運営の民間への委託等を進める。 ・ 郵便貯金会館については、郵便貯金特別会計の負担において今やこのような施設を提供する必要性に乏しいので、次のとおり措置する。郵便貯金振興会については、原則として会館の新設を行わないこととするとともに、会館運営については利用料金の見直し及び経営の効率化を推進し、自立化の原則(注)に従い民間法人化する。 ・ 保養センター等については、簡易生命保険事業で行う必要性は薄くなっていると考えられるので、次のとおり措置する。簡易保険郵便年金福祉事業団については、原則として会館、宿泊施設等の新設を行わないこととするとともに、今後は、各種施設の民間委託を推進する等、経営の一層の効率化を図ることによつて、交付金を縮減する。 ・ 施設関係法人については、民間と競合する会館、宿泊施設等の施設の新設を原則的に中止するとともに、既存施設については、運営の民間委託を進める等経営の効率化を進める。 ・ 大規模年金保養基地の新設を原則として中止し、運営の民間等への委託を行う。 ・ 原則として会館、宿泊施設等の新設を行わないこととする。 ・ 原則として会館、宿泊施設等の新設を行わないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全般 ・ 全般 ・ 郵政省 ・ 簡易保険郵便年金福祉事業団 ・ 全般 ・ 年金福祉事業団 ・ 簡易保険郵便年金福祉事業団 ・ 雇用促進事業団

(注)「自立化の原則」： 特殊法人等は、政府資金等に依存する体質から脱却し、自主的に経営を行うよう努めなければならない。自立できることとなつた法人は、民間法人化することを原則とする。

なお、郵便貯金振興会については、昭和61年4月に民間法人化されている。

(表1-3) 公的宿泊施設に関する主な閣議決定

閣議決定年月日	閣議決定内容	対象の省庁等
58年 5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便貯金会館及び簡易保険郵便年金保養センター等の施設については、原則として新設を行わないこととするとともに、経営の効率化を推進するものとする。 ・施設関係法人については、民間と競合する会館、宿泊施設等の新設を原則的に中止するとともに、既存施設の運営の民間委託等を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵政省 ・簡易保険郵便年金福祉事業団 ・全般
59年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模年金保養基地について、建設中の基地以外の新設は今後行わず、かつ、その運営をすべて民間又は地方公共団体に委託する。 ・原則として、会館、宿泊施設等の新設を行わないこととするとともに、各種施設の民間委託を推進する等経営の一層の合理化を図る。 ・原則として会館、宿泊施設等の新設を行わないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金福祉事業団 ・簡易保険郵便年金福祉事業団 ・雇用促進事業団
59年 12月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模年金保養基地については、既定の方針に沿って、建設中の基地以外の新設は行わず、昭和60年度に開設する施設についても、その運営をすべて民間又は地方公共団体に委託する。 ・引き続き、原則として、会館、宿泊施設等の新設は行わない。また、各種業務の民間委託、事務の総合機械化を推進する等経営の一層の合理化を図り、昭和60年度において、事業団交付金を極力抑制する。 ・引き続き、原則として会館、宿泊施設等の新設は行わないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金福祉事業団 ・簡易保険郵便年金福祉事業団 ・雇用促進事業団
60年 12月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模年金保養基地については、既定の方針に沿って、建設中の基地以外の新設は行わず、昭和61年度に開設する施設についても、その運営をすべて民間又は地方公共団体に委託する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金福祉事業団
平成7年 2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模年金保養基地については、地元の意向を踏まえつつ県に運営委託している施設の県への譲渡等地域利用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金福祉事業団
9年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模年金保養基地業務からは撤退する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金福祉事業団

2 設置状況

[1] 施設の概要

(1) 施設の規模

(公的宿泊施設の現状と推移)

平成 8 年度末における公的宿泊施設は、各施設種別を合計すると施設数 3 6 6 施設^(注1)、客室数 1 2, 6 9 4 室、宿泊定員 4 1, 1 8 7 人である。

その推移を施設数についてみると、昭和 5 1 年度末 (2 6 8 施設) から昭和 6 1 年度末までの 1 0 年間では 6 6 施設 (2 4 %) 増加したが、6 1 年度末 (3 3 4 施設) から平成 8 年度末までの 1 0 年間 (以下「最近 1 0 年間」という。) では 3 2 施設 (9 %) の増加となっていて、伸び率は減少している (図 2 - 1) 。

一方、客室数、定員数の推移をみると、最近 1 0 年間でそれぞれ、2, 8 9 7 室 (2 9 %)、9, 1 3 5 人 (2 8 %) 増加していて、この間の伸び率は施設数の増加を上回っている (図 2 - 2 ~ 3) (各年度の詳細は付表 2 参照) 。

この結果、1 施設当たりの平均客室数は 1 8 %、平均定員数は 1 7 % 増加し、施設規模が拡大している。

また、最近 1 0 年間の客室数、定員数の増加のうち、6 1 年度末に既に開業していた施設 (以下「既存施設」という。) の増改築等によるものは、それぞれ 1, 2 3 7 室 (増加客室数の 4 2 %)、4, 3 4 7 人 (増加定員数の 4 7 %) である。

以上を施設種別ごとにみると、次のとおりである。

(注 1) 2 ページの検査対象箇所数 3 7 0 と 3 6 6 との差は次のとおりである。

(設置者)	(施設名称)	(開業年月日)
厚生省	長野厚生年金健康福祉センターサンピア佐久	平成 9 年 4 月 1 日
郵政省	日光霧降郵便貯金総合保養施設	9 年 4 月 1 5 日
同	伊勢志摩郵便貯金総合保養施設 (仮称)	1 1 年度予定
雇用促進事業団	勤労者リフレッシュセンター	1 0 年 3 月 1 0 日

(ア) 厚生省（社会保険庁）の設置施設数は８年度末現在１８７施設であり、最近１０年間に、被保険者等のニーズの多様化に対応するなどのため、健康増進機能を備えた施設などが４４施設新設された一方、老朽化等により健康保険保養所、船員保険保養所が２０施設廃止された結果、２４施設増加している。

また、客室数は５，１６２室、定員数は１３，９５４人であり、最近１０年間に１，４１０室、３，９７２人増加している。このうち既存施設の増改築等による増加は、それぞれ２４８室、７２５人となっている。

(イ) 郵政省所管の郵便貯金会館は８年度末現在１５施設あり、５０年代に４施設が開業して以降新設はないが、平成２年に１施設を改築、３年に１施設を移転している。

また、客室数は７８４室、定員数は１，３１９人であり、最近１０年間に、既存施設の増改築等によりそれぞれ１９２室、１９７人増加している。

(ウ) 雇用促進事業団の設置施設数は８年度末現在７０施設であり、昭和５０年度末以降は勤労総合福祉センター、勤労者野外活動施設（Ｂ型）を中心として６１年度末までに４４施設が設置されたが、最近１０年間では都市型福祉施設である勤労者職業福祉センターが２施設設置されている。

また、客室数は２，３７４室、定員数は９，８３９人であり、最近１０年間にそれぞれ４２５室、１，５６８人増加している。このうち既存施設の増改築等によるものは、２５３室、１，２７５人である。

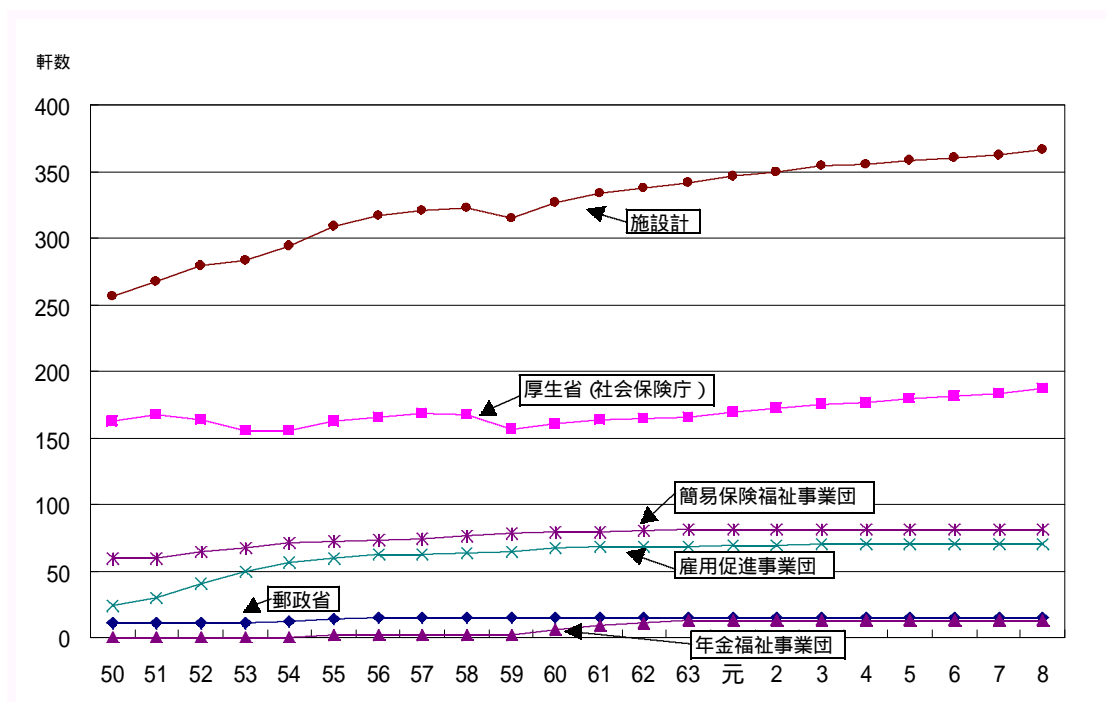
(エ) 簡易保険福祉事業団の設置施設数は８年度末現在８１施設であり、５０年代に２２施設が新設されたが、最近１０年間では、２施設が設置されている。

また、客室数は３，３４４室、定員数は１２，０６１人であり、最近１０年間にそれぞれ５１５室、１，９５９人増加している。このうち、老朽化等による既存施設の増改築（３６施設）によるものは、４０３室、１，５３４人である。

(オ) 年金福祉事業団の大規模年金保養基地は５５年度から６３年度にかけて１１基地１３施設が開業（このうち最近１０年間に４施設が開業）して以降新設はない。

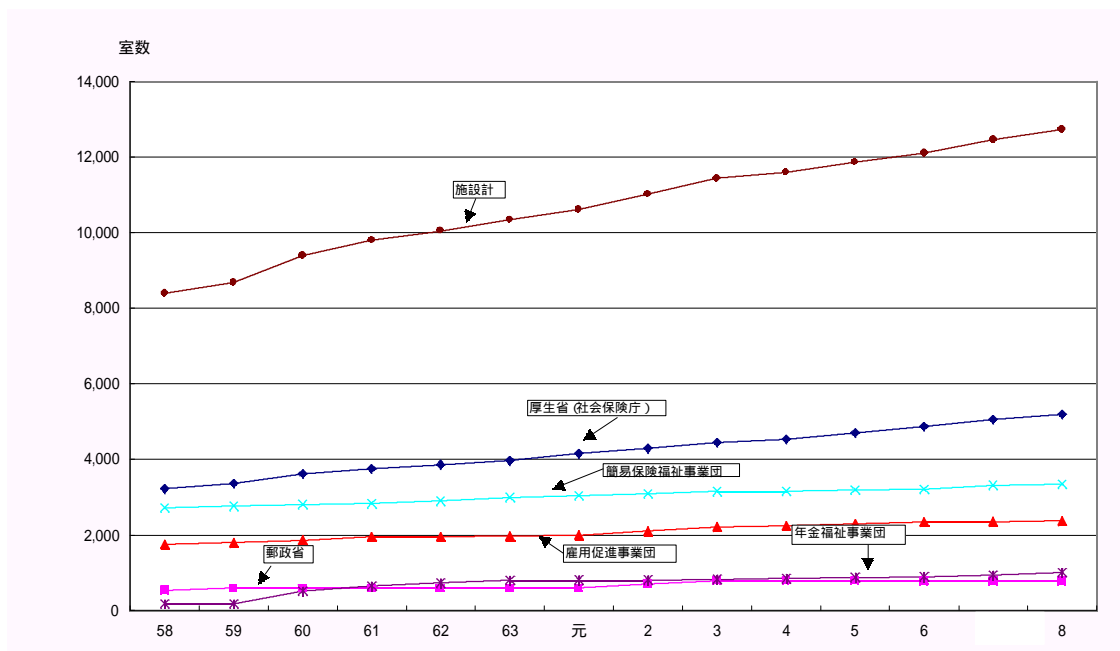
また、８年度末現在の客室数は１，０３０室、定員数は４，０１４人であり、最近１０年間にそれぞれ３５５室、１，４３９人増加している。このうち既存施設の増改築によるものは１４１室、６１６人である。

(図 2 - 1) 施設数の推移



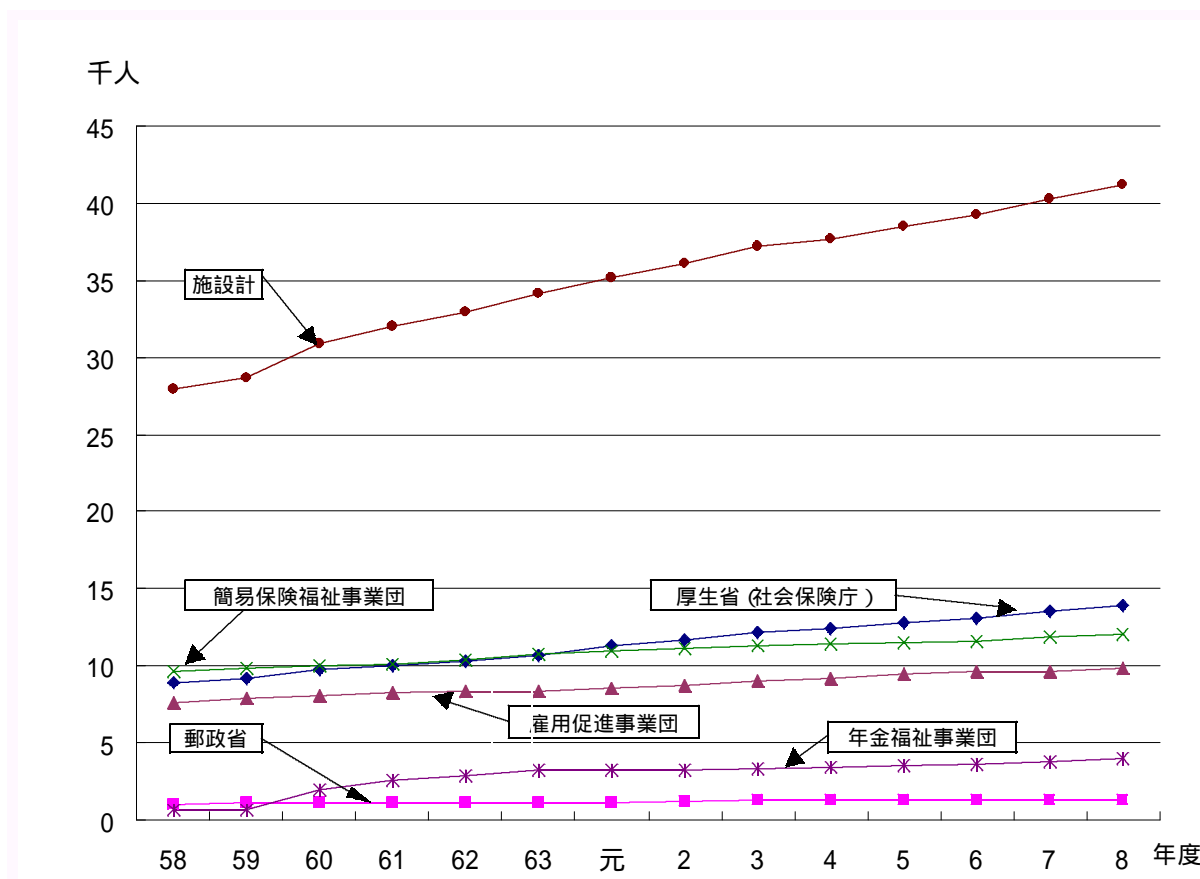
- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 各年度末の施設数。

(図 2 - 2) 客室数の推移



- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 各年度末の客室数。

(図 2 - 3) 宿泊定員の推移



(備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 各年度末の定員。

(健康増進機能への重点化)

61年度以降新設された施設は、厚生省所管の施設を中心に75%の施設にテニスコート、約半数の施設にプールが設置されているなど、スポーツ施設を併設した多機能型の施設が多く、従来の宿泊保養を中心としたいわば単機能型の施設と機能面で差異が認められる(表2-1)。

なお、公的宿泊施設の建ぺい率は、厚生省所管の施設で10.6%、雇用促進事業団の所管の施設で3.3%と一般的に低くなっているが、これは施設種別によってはその目的が健康増進等の色彩が強く敷地全体の中で屋外スポーツ施設の占める面積が大きいことなどによると認められる。

(表2-1) スポーツ施設設置状況

施設種別	61年度以降に開業した施設数	左のうちテニスコート・プール・グラウンドを有する施設数			60年度以前に開業した施設数	左のうちテニスコート・プール・グラウンドを有する施設数				
		テニスコート	プール	グラウンド		テニスコート	プール	グラウンド		
<厚生省(社会保険庁)>	51	42	39	24	6	136	44	42	21	12
健康保険保養所等	9	4	4	0	0	27	2	2	0	0
船員保険保養所等	3	3	3	1	0	32	5	5	1	1
厚生年金会館等	25	22	20	18	6	34	16	16	16	10
国民年金健康保養センター等	14	13	12	5	0	43	21	19	4	1
<郵政省>										
郵便貯金会館	0	0	0	0	0	15	3	0	3	0
<雇用促進事業団>										
勤労者職業福祉センター等	4	3	0	3	0	66	38	28	17	9
<簡易保険福祉事業団>										
簡易保険保養センター等	2	2	2	1	0	79	17	16	2	1
<年金福祉事業団>										
大規模年金保養基地	7	7	7	5	5	6	6	6	6	5
<全施設計>	64	54	48	33	11	302	108	92	49	27
	100%	84%	75%	51%	17%	100%	35%	30%	16%	8%

(備考) 設置者提出資料により作成。

(1 施設当たりの規模)

8年度末における1施設当たりの平均の客室数及び定員数は、34室、112人である。これを施設種別ごとにみると、最小は健康保険保養所等の15室40人、最大は大規模年金保養基地の79室308人となっている(表2-2)。

(表 2 - 2) 1 施設当たり平均客室数・宿泊定員等 (8 年度末)

施設種別	客室数	宿泊定員		
	平均	平均	最大	最小
	室	人	人	人
< 厚生省 (社会保険庁) >	2 7	7 4	2 9 2	1 4
健康保険保養所等	1 5	4 0	6 6	1 4
船員保険保養所等	1 4	4 1	1 2 0	1 8
厚生年金会館等	4 9	1 1 3	2 9 2	4 9
国民年金健康保養センター等	2 0	7 6	1 5 2	6 0
< 郵政省 >				
郵便貯金会館	5 2	8 7	2 0 2	3 3
< 雇用促進事業団 >				
勤労者職業福祉センター等	3 3	1 4 0	3 7 0	6 6
< 簡易保険福祉事業団 >				
簡易保険保養センター等	4 1	1 4 8	3 9 5	4 7
< 年金福祉事業団 >				
大規模年金保養基地	7 9	3 0 8	5 6 7	1 8 6
< 全施設平均 >	3 4	1 1 2	5 6 7	1 4

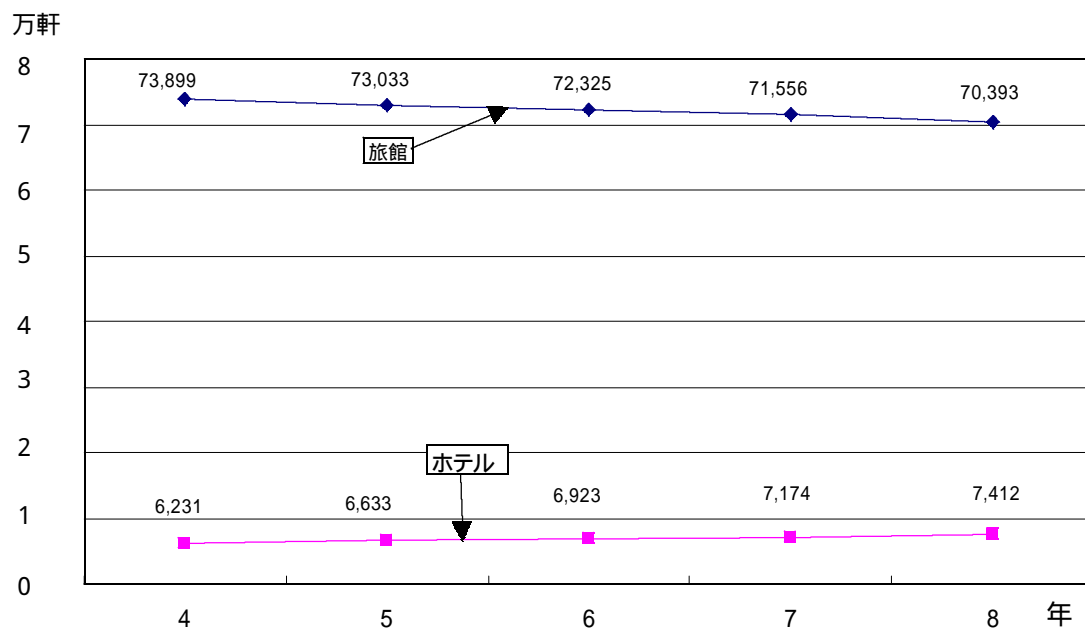
(備考) 設置者提出資料により作成。

これに対して、民間の代表的な旅館団体及びホテル団体の平均客室数、定員数は、それぞれ 3 9 室、1 4 4 人及び 1 6 3 室、2 8 0 人となっている。

(公的宿泊施設の割合)

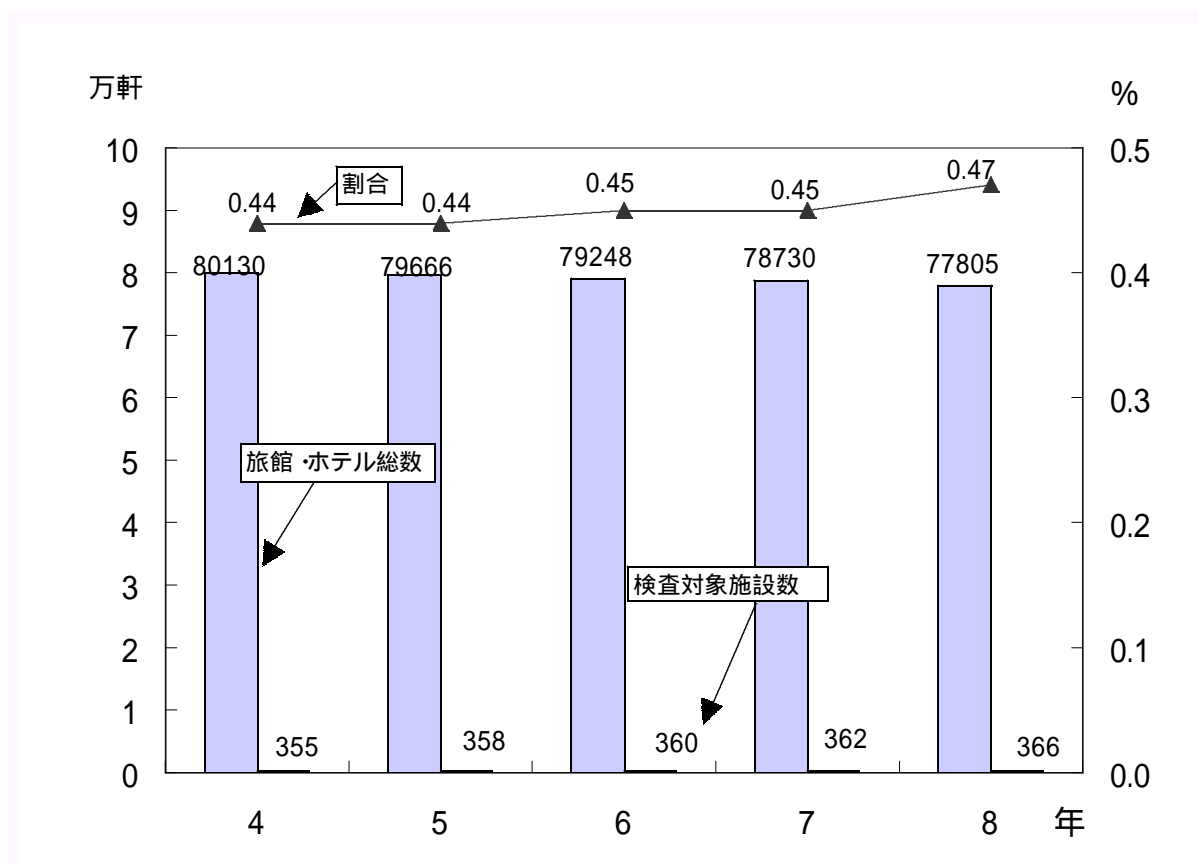
なお、民間の旅館・ホテルの施設数の推移を、旅館業法 (昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号) に基づく届出施設でみると、図 2 - 4 のとおりであり、今回の検査対象施設に限っていえば、公的宿泊施設数の占める割合は近年 0 . 5 % 弱である (図 2 - 5 参照) 。また、公的宿泊施設が所在する市町村に限定して本院が調査したところ、管内の旅館・ホテル数 (各市町村観光主管課調べ) に対する公的宿泊施設数の割合は、2 . 5 % 程度であった。

(図 2 - 4) わが国の旅館・ホテルの総数



(備考) 厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」により作成。

(図 2 - 5) 今回検査の対象とした公的宿泊施設の旅館・ホテル数に占める割合



(備考) 旅館・ホテル総数は厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」における旅館営業施設数及びホテル営業施設数の合計値である。

(2) 施設建築後の平均経過年数

現在運営されている公的宿泊施設が建築されてからの平均経過年数は14年であり、施設種別ごとでは、国民年金健康センターの2年から中小企業レクリエーションセンターの26年までとなっている(表2-3)。

国民年金健康センターのように、平均経過年数が特に短いものは制度創設(平成4年)が新しいことによるものであるが、例えば健康保険保養所のように制度創設(昭和24年)後長期間経過しているものでも、建替え等によって平均経過年数が12年と比較的短くなっているものもある。

(表2-3) 施設種別ごとの平均経過年数

施設種別	平均経過年数
<厚生省(社会保険庁)>	1.3
(健康保険保養所等)	1.0
健康保険保養所	1.2
健康保険保健福祉センター	0.7
(船員保険保養所等)	1.8
船員保険保養所	1.9
船員保険福祉センター	1.4
(厚生年金会館等)	1.2
厚生年金会館	1.7
厚生年金休暇センター	1.4
厚生年金健康福祉センター	0.6
(国民年金健康保養センター等)	1.2
国民年金健康保養センター	1.4
国民年金会館	1.5
国民年金健康センター	0.2
<郵政省>	
郵便貯金会館	2.0
<雇用促進事業団>	1.9
勤労者職業福祉センター	0.8
勤労者福祉センター	1.7
勤労者野外活動施設(B型)	1.7
勤労総合福祉センター	2.1
全国勤労青少年会館	2.4
中小企業レクリエーションセンター	2.6
<簡易保険福祉事業団>	1.2
簡易保険保養センター	1.2
簡易保険会館	1.9
<年金福祉事業団>	
大規模年金保養基地	1.1
全施設	1.4

(備考) 設置者提出資料により作成。

(3) 施設の立地

公的宿泊施設は、後に[2]-(1)「設置の手続」で示すとおり、その事業の性格上、都道府県等地方公共団体の要望を受けて設置されることとなっているものが多い。このため、例えば国民年金健康保養センターが、各都道府県に1箇所整備することを目

標としたことから、48施設が45都道府県に立地しているなど、施設の所在地を各施設種別ごとにみると、都道府県間に大きな偏りは見られない（詳細は付表3参照）。

これに対して民間の旅館・ホテルの設置状況をみると、設置数が最も多い静岡県は、最も少ない佐賀県の9.8倍となっているなど、都道府県間の差異が大きいですが、これは宿泊需要を反映している側面が強いためと考えられる（詳細は付表4参照）。

[2] 設置手続と建設費

(1) 設置の手続

公的宿泊施設の設置手続は、施設種別ごとに若干の差異はあるものの、設置箇所の選定から、基本構想、施設の設計、施設の建設工事、施設の完成等の段階を経て行われることになっている。この詳細については、巻末資料の付図1のとおりである。

この設置手続にはいずれも地方公共団体からの設置要望等及び地元（旅館組合等）との調整が含まれているが、これをまとめると表2 - 4のとおりである。

(表2 - 4) 施設の設置手続における地方公共団体・地元との関係

設置者	地方公共団体の設置要望	地元（旅館組合等）との調整主体
厚生省（社会保険庁）	あり	地方公共団体において調整
郵政省	あり	郵政省において調整
雇用促進事業団	あり	地方公共団体において調整
簡易保険福祉事業団	あり	事業団において調整
年金福祉事業団	あり	地方公共団体において調整

(備考) 1. 設置者提出資料により作成。

2. 「地方公共団体において調整」とは、地方公共団体が設置者と地元（旅館組合等）との間において、各種の調整を行うことをいう。

(2) 建設費及びその財源

公的宿泊施設の建設費については、基本的に各社会保険の被保険者等が支払う保険料や郵便貯金の運用益などを財源として国の各特別会計から支出されている。

施設種別ごとの土地取得費及び建物等の建設費（建設当初）は表 2 - 5 のとおりである。また、近年の増改築費等を示すと表 2 - 6 のとおりである。

(表 2 - 5) 土地取得費・当初建設費

(単位 : 百万円)

施設種別	土地取得費	当初建設費
< 厚生省 (社会保険庁) >	121,604	265,956
(健康保険保養所等)	5,233	10,097
健康保険保養所	1,551	124
健康保険保健福祉センター	3,682	9,974
(船員保険保養所等)	2,954	6,563
船員保険保養所	1,497	2,166
船員保険福祉センター	1,457	4,397
(厚生年金会館等)	84,190	199,554
厚生年金会館	17,610	53,811
厚生年金休暇センター	14,587	66,019
厚生年金健康福祉センター	51,993	79,722
(国民年金健康保養センター等)	29,226	49,740
国民年金健康保養センター	16,278	23,750
国民年金会館	3,224	10,975
国民年金健康センター	9,724	15,013
< 郵政省 >	30,869	69,034
郵便貯金会館	29,210	49,701
郵便貯金総合保養施設	1,659	19,333
< 雇用促進事業団 >	3,715	89,733
勤労者職業福祉センター	-	30,033
勤労者福祉センター	-	10,098
勤労者野外活動施設 (B 型)	-	25,407
勤労総合福祉センター	832	14,770
全国勤労青少年会館	2,395	6,617
中小企業レクリエーションセンター	487	2,806

< 簡易保険福祉事業団 >	18,124	57,933
簡易保険保養センター	9,166	39,787
簡易保険会館	8,958	18,146
< 年金福祉事業団 >		
大規模年金保養基地	38,354	93,021
< 全施設計 >	212,669	575,678

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 当初建設費は、原則として以下の価額であり、設置者間で異なる。
- 厚生省(社会保険庁)：建設時の国有財産台帳記載価額。
- 郵政省：建設時の国有財産台帳記載価額。
- 雇用促進事業団：建設時の財産台帳記載価額。
- 簡易保険福祉事業団：建設時の固定資産台帳記載価額。
- 年金福祉事業団：工事請負金額。

(表2-6) 近年の増改築費

(単位：百万円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
< 厚生省(社会保険庁) >	4,834	10,210	12,295	7,462	9,246
(健康保険保養所等)	796	797	964	815	1,128
健康保険保養所	793	759	925	655	973
健康保険保健福祉センター	3	38	39	160	154
(船員保険保養所等)	220	387	104	58	26
船員保険保養所	7	3	44	3	24
船員保険福祉センター	213	384	60	54	1
(厚生年金会館等)	1,345	5,446	9,492	4,907	4,689
厚生年金会館	451	930	1,194	3,326	993
厚生年金休暇センター	765	2,794	5,594	569	1,232
厚生年金健康福祉センター	128	1,721	2,703	1,011	2,463
(国民年金健康保養センター等)	2,472	3,578	1,734	1,680	3,402
国民年金健康保養センター	1,773	3,279	1,734	1,680	3,359
国民年金会館	-	-	-	-	-
国民年金健康センター	698	298	-	-	42
< 郵政省 >					
郵便貯金会館	-	-	17,303	6,482	7,526

< 雇用促進事業団 >	7,497	18,430	24,994	13,647	23,705
勤労者職業福祉センター	-	157	537	2,288	465
勤労者福祉センター	168	2,055	591	-	1,396
勤労者野外活動施設（B型）	3,020	7,267	11,164	3,538	8,862
勤労総合福祉センター	3,221	4,507	7,698	4,793	6,483
全国勤労青少年会館	-	1,809	1,491	2,089	5,138
中小企業レクリエーションセンター	1,087	2,633	3,512	937	1,358
< 簡易保険福祉事業団 >	3,148	5,405	5,116	20,959	10,328
簡易保険保養センター	3,148	5,405	5,116	20,959	10,328
簡易保険会館	-	-	-	-	-
< 年金福祉事業団 >					
大規模年金保養基地	2,275	2,712	10,255	11,126	4,717
< 全施設計 >	17,755	36,758	69,965	59,677	55,523

（備考）1．設置者提出資料により作成。

2．増改築費には、国有財産又は各事業団の資産の取得に当たるものが含まれる。

また、施設種別ごとの建設費等を負担する国の各特別会計と財源は表2 - 7のとおりである。

（表2 - 7）施設種別ごとの建設費等の財源

	施設種別	建設費等を負担する国の特別会計	財源
厚生省 〔社会 保険 庁〕	健康保険 保養 所等	厚生保険特別会計（健康勘定） （項）保健事業費等業務勘定へ 繰入 同 特別会計（業務勘定） （項）保健事業費 （項）福祉施設事業費	政府管掌健康保険の保険料。保険料は被保険者の標準報酬月額に8.2%を乗じた額等で、事業主と被保険者がそれぞれ2分の1を負担。
	船員保 険保 養 所等	船員保険特別会計 （項）福祉事業費	船員保険の保険料。保険料は被保険者の標準報酬月額に0.7%を乗じた額で、船舶所有者が負担。

	厚生年金会館等	厚生保険特別会計（年金勘定） （項）福祉施設費等業務勘定へ 繰入 同 特別会計（業務勘定） （項）福祉施設事業費	厚生年金保険の保険料。保険料は被保険者の標準報酬月額に17.35%を乗じた額等で、事業主と被保険者がそれぞれ2分の1を負担。
	国民年金健康保養センター等	国民年金特別会計（国民年金勘定） （項）福祉施設費等業務勘定へ 繰入 同 特別会計（業務勘定） （項）福祉施設費	国民年金（第1号被保険者）の保険料。保険料は定額。
郵政省	郵便貯金会館等	郵便貯金特別会計 （項）郵政事業特別会計へ繰入 郵政事業特別会計 （項）局舎其他施設費	郵便貯金の運用益の一部（事務費）。
雇用促進事業団	勤労者職業福祉センター等	労働保険特別会計（雇用勘定） （項）雇用促進事業団出資 [雇用促進事業団] 一般会計（雇用保険勘定） 施設建設費	雇用保険の保険料。保険料は賃金総額に0.35%を乗じた額で、事業主が負担（雇用福祉事業）。
簡易保険福祉事業団	簡易保険保養センター等	簡易生命保険特別会計 （項）簡易保険福祉事業団出資 金 [簡易保険福祉事業団] （一般勘定） 施設建設費	簡易生命保険の保険料を財源とする簡易生命保険特別会計からの出資金。

年金 福祉 事業 団	大規模 年金保 養基地	厚生保険特別会計（年金勘定） （項）福祉施設費等業務勘定へ 繰入 国民年金特別会計（国民年金勘 定） （項）福祉施設費等業務勘定へ 繰入 厚生保険特別会計（業務勘定） （項）年金福祉事業団出資 国民年金特別会計（業務勘定） （項）年金福祉事業団出資 [年金福祉事業団] （一般事業勘定） 施設建設費	厚生年金保険及び国民年金の積立 金を預託している資金運用部から の借入れ。 厚生年金保険及び国民年金の保 険料を財源とする厚生保険特別会 計（年金勘定）、国民年金特別会 計（国民年金勘定）からの出資金 （元本）、交付金（利子）によっ て償還。
---------------------	-------------------	--	---

（備考）保険料率は、いずれも9年4月現在。

なお、施設の建設に係る国の特別会計の支出額（8年度決算）の詳細を付表5に示した。

3 運営状況

[1] 運営の仕組み

公的宿泊施設の運営形態をみると、多くの施設種別において、設置者（施設所有者）が施設運営業務の全般を公益法人等の運営受託者に委託していて、施設運営の損益（収支）は運営受託者に帰属している。これに対して簡易保険福祉事業団の施設においては、事業団が一部の業務を委託しているが、運営は直接行っている。

損益の帰属先は、簡易保険福祉事業団の全施設については簡易保険福祉事業団、雇用

促進事業団の設置施設の一部^(注2)については雇用促進事業団であるが、雇用促進事業団のそれ以外の設置施設並びに厚生省（社会保険庁）、郵政省及び年金福祉事業団の設置施設については運営受託者に損益が帰属している（8年度）。

施設種別ごとに運営受託者と損益の帰属先を示すと、表3-1のとおりである。

(表3-1) 施設種別ごとの運営形態

施設種別	業務全般の委託先	損益の帰属者
健康保険保養所等	2 8 公益法人	同 左
船員保険保養所等	(財) 船員保険会	同 左
厚生年金会館等	(財) 厚生年金事業振興団	同 左
国民年金健康保養センター等	(社) 全国国民年金福祉協会連合会	同 左
	4 5 公益法人	同 左
郵便貯金会館	郵便貯金振興会	同 左
郵便貯金総合保養施設	郵便貯金振興会	同 左
中小企業レクリエーションセンター	(財) 日本勤労福祉センター	雇用促進事業団
勤労総合福祉センター	2 2 公益法人	同 左
	(財) 日本勤労福祉センター	雇用促進事業団
勤労者野外活動施設 (B型)	3 2 公益法人	同 左
勤労者職業福祉センター	4 公益法人	同 左
全国勤労青少年会館	(財) 勤労者福祉振興財団	雇用促進事業団
勤労者福祉センター	2 公益法人	同 左
簡易保険保養センター	なし	簡易保険福祉事業団
簡易保険会館	なし	簡易保険福祉事業団

(注2) 全国勤労青少年会館（1施設）、中小企業レクリエーションセンター（6施設）及び勤労総合福祉センターのうち3施設。なお、全国勤労青少年会館については11年4月より、他の9施設は10年10月より運営受託者に損益が帰属することとなっている。

大規模年金保養基地	(財)年金保養協会	同 左
	9 公益法人	同 左

(備考) 1. 設置者提出資料により作成。

2. 「業務全般の委託先」は最終委託先を記載しており、これらの中には地方公共団体から再委託されているものもある。

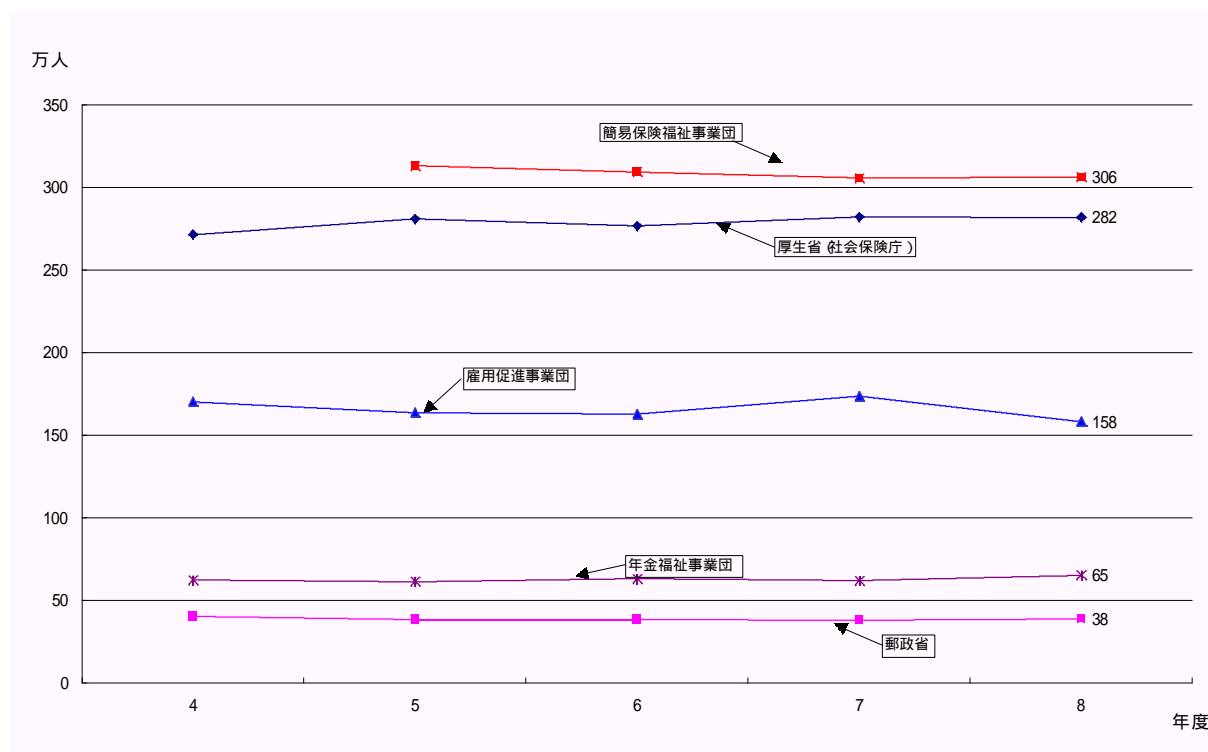
[2] 利用状況

(1) 宿泊者数

公的宿泊施設の8年度の総宿泊者数は8,503千人であり、最近の推移を見ると図3-1のとおり、全体としては横ばいである。施設種別ごとの8年度の宿泊者数は図3-2(詳細は付表6参照)、また1施設当たりの宿泊者数は、付表7のとおりとなっている。

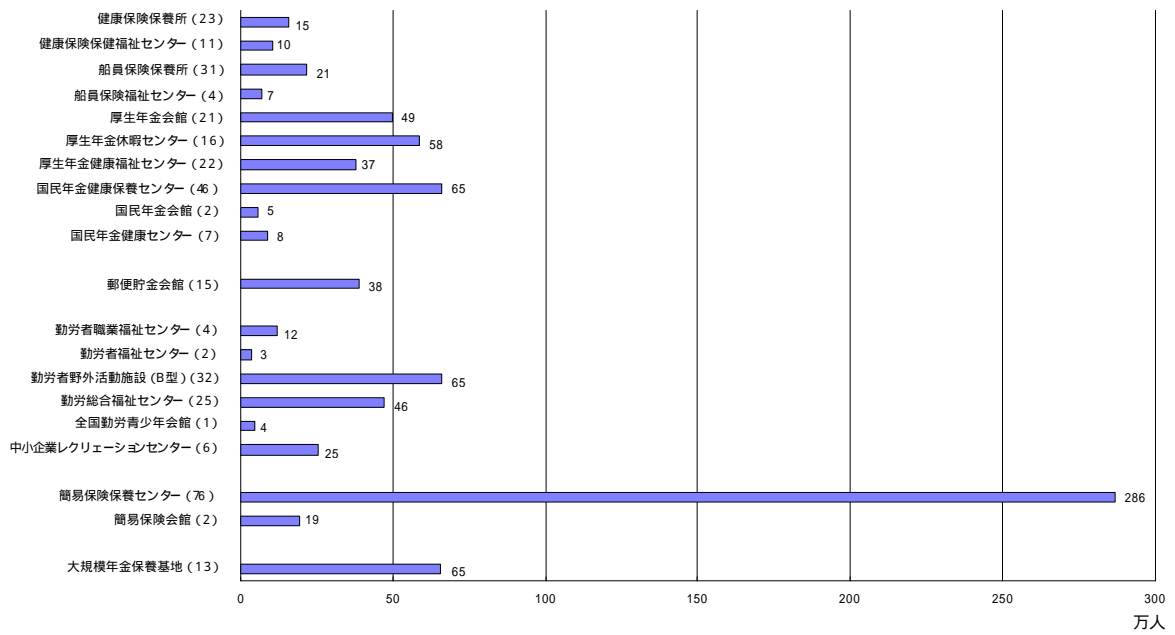
8年度における国内旅行延宿泊者数(観光白書(10年度)のデータより本院が推計)は614百万人であり、これに対して公的宿泊施設の総宿泊者数の占める割合は1.4%程度となっている(図3-3)。

(図 3 - 1) 設置者別総宿泊者数の推移



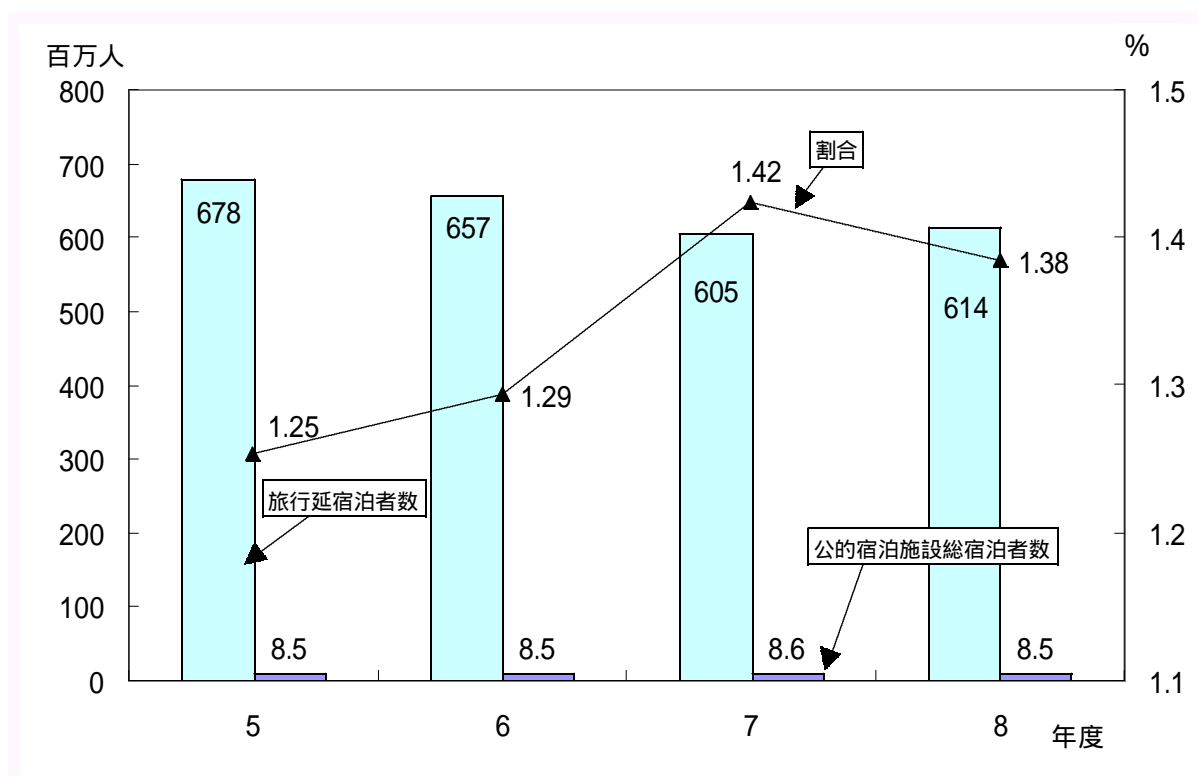
- (備考) 1 . 設置者提出資料により作成。
 2 . 簡易保険福祉事業団の4年度については、資料がないので不明である。

(図 3 - 2) 公的宿泊施設の施設種別ごとの宿泊者数 (8 年度)



(備考) 設置者提出資料により作成。

(図 3 - 3) 国内旅行延宿泊者数と公的宿泊施設の総宿泊者数



(備考) 1 . 設置者提出資料により作成。

2 . 「旅行延宿泊者数」は、観光白書(平成10年度)の宿泊を伴う観光レクリエーション旅行の延べ宿泊数を国民1人当たり平均宿泊数に占める観光及び兼観光の宿泊数の割合で割り戻したものの。

(2) 稼働率

公的宿泊施設の設置・運営事業は施設の利用を通じて効果が発現されるものであるが、宿泊施設の利用度を表す尺度である定員稼働率は、民間施設でも一般的に用いられていて、事業の有効性を測る有力な尺度の一つと認められる。

そこで公的宿泊施設の定員稼働率^(注3)をみると、郵便貯金会館、簡易保険保養センター等が70～80%と高稼働率となっているのに対し、他の施設種別ではおおむね40～60%(8年度)となっており、近年は全体としてわずかに低下傾向にある。

また、客室稼働率^(注4)についても定員稼働率と同様に郵便貯金会館と簡易保険保養セン

(注 3) 一定期間中の施設の宿泊可能人員に対する宿泊者数の割合。

(注 4) 一定期間中の施設の利用可能客室数に対する利用客室数の割合。

ター等は80%以上と高稼働率となっているのに対し、他の施設種別はおおむね60～70%程度である(表3-2、表3-3。付図2、付図3参照)。

(表3-2) 定員稼働率の推移

(単位：%)

施設種別	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
<厚生省(社会保険庁)>	61	62	60	59	58
(健康保険保養所等)	57	59	57	57	57
健康保険保養所	53	55	53	55	54
健康保険保健福祉センター	73	68	68	63	64
(船員保険保養所等)	57	57	56	54	54
船員保険保養所	55	56	54	53	53
船員保険福祉センター	72	71	71	64	57
(厚生年金会館等)	69	68	68	67	65
厚生年金会館	76	75	74	74	73
厚生年金休暇センター	64	66	65	63	59
厚生年金健康福祉センター	63	62	63	64	63
(国民年金健康保養センター等)	59	60	58	56	54
国民年金健康保養センター	59	59	58	56	54
国民年金会館	70	68	66	61	62
国民年金健康センター	57	63	48	50	49
<郵政省>	86	84	83	82	80
郵便貯金会館	86	84	83	82	80
<雇用促進事業団>	53	50	49	50	47
勤労者職業福祉センター	70	67	68	68	67
勤労者福祉センター	69	66	63	67	64
勤労者野外活動施設(B型)	49	47	46	47	45
勤労総合福祉センター	50	47	45	45	42
全国勤労青少年会館	92	90	88	85	81
中小企業レクリエーションセンター	59	59	60	59	54
<簡易保険福祉事業団>	-	80	78	77	74
簡易保険保養センター	-	80	78	77	73
簡易保険会館	-	87	87	84	82
<年金福祉事業団>	58	57	57	53	52
大規模年金保養基地	58	57	57	53	52
施設計	60	64	63	62	60

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 簡易保険福祉事業団の平成4年度については、資料がないので不明である。

(表3-3) 客室稼働率の推移

(単位：%)

施設種別	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
<厚生省(社会保険庁)>	76	76	74	73	73
(健康保険保養所等)	68	69	69	68	69
健康保険保養所	64	65	64	67	66
健康保険保健福祉センター	79	79	80	71	72
(船員保険保養所等)	-	-	-	-	-
船員保険保養所	-	-	-	-	-
船員保険福祉センター	-	-	-	-	-
(厚生年金会館等)	76	76	76	75	74
厚生年金会館	81	80	80	80	79
厚生年金休暇センター	73	74	73	70	68
厚生年金健康福祉センター	72	72	74	75	73
(国民年金健康保養センター等)	80	79	75	73	73
国民年金健康保養センター	80	80	76	75	74
国民年金会館	79	77	76	76	79
国民年金健康センター	80	79	58	60	65
<郵政省>	86	84	84	84	83
郵便貯金会館	86	84	84	84	83
<雇用促進事業団>	70	69	67	69	66
勤労者職業福祉センター	81	78	79	80	79
勤労者福祉センター	74	71	68	75	72
勤労者野外活動施設(B型)	69	69	66	67	65
勤労総合福祉センター	67	65	61	64	62
全国勤労青少年会館	93	92	93	92	91
中小企業レクリエーションセンター	76	77	78	79	72
<簡易保険福祉事業団>	-	91	89	89	86
簡易保険保養センター	-	90	89	89	86
簡易保険会館	-	93	93	91	89
<年金福祉事業団>	62	61	61	59	57
大規模年金保養基地	62	61	61	59	57
施設計	74	78	76	76	74

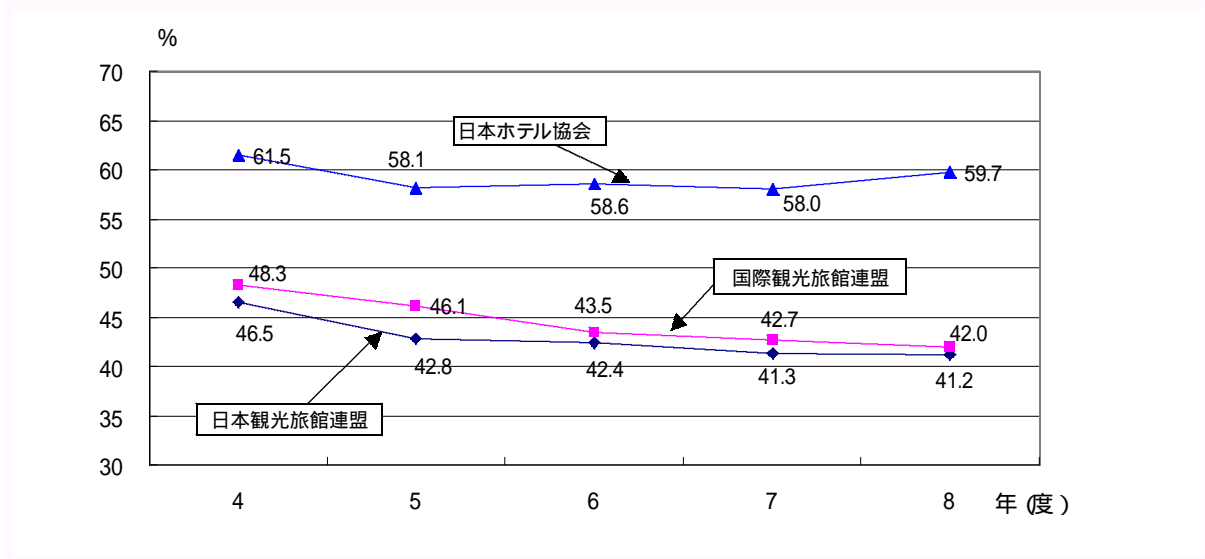
(備考) 1. 設置者提出資料により作成。

2. 船員保険保養所等については、客室稼働率を算出していない。

3. 簡易保険福祉事業団の平成4年度については、資料がないので不明である。

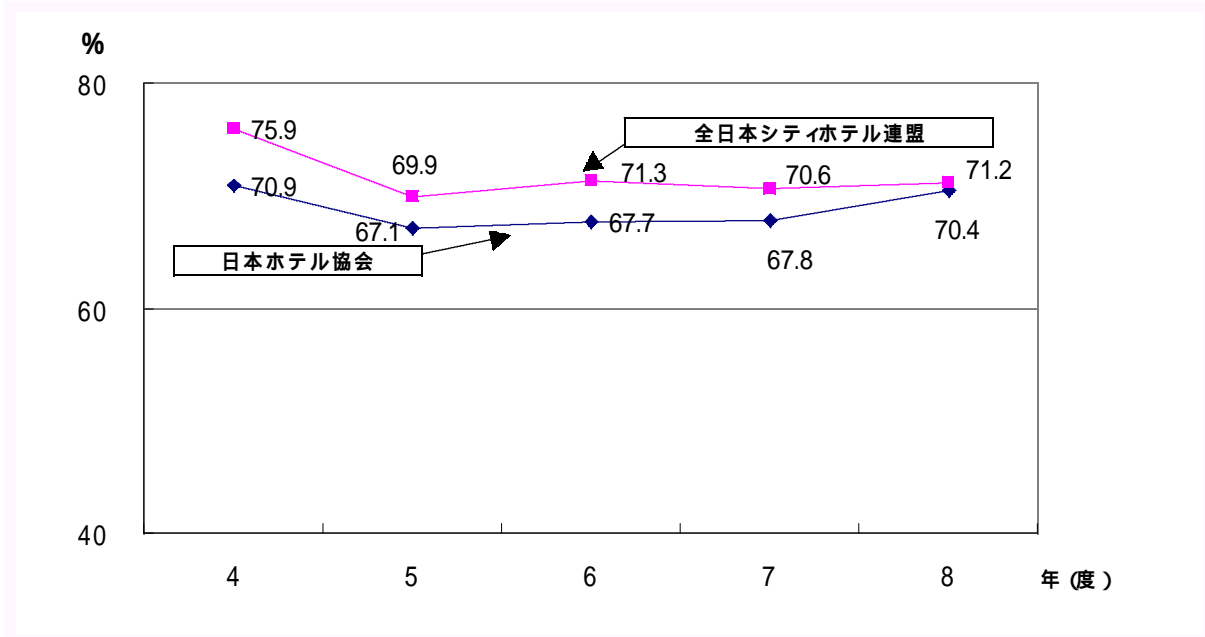
なお、代表的な民間の旅館・ホテル団体の定員稼働率は、それぞれ40%程度、60%程度である(図3-4。詳細は付表8参照)。

(図3-4) 旅館・ホテルの定員稼働率の推移



(備考) (社)日本観光旅連盟「営業概況調査」(事業年度)、(社)国際観光旅館連盟「営業状況等統計調査」(年度)、日本ホテル協会「宿泊関係統計資料」(暦年)による。

<参考> ホテルの客室稼働率



(備考) (社)日本ホテル協会「宿泊関係統計資料」(暦年)、(社)全日本シティホテル連盟「会報1998.5」(年度)による。

(3) 低稼働の施設

公的宿泊施設のなかには、定員稼働率（8年度）が40%を下回るものが41施設（11%）、30%を下回るものが9施設（2%）見受けられる（表3-4）。

（表3-4）定員稼働率が低い施設

設置者	施設種別	定員稼働率 （8年度）が 40%を下回る 施設数	定員稼働率 （8年度）が 30%を下回る 施設数
厚生省(社会保険庁)	健康保険保養所	7 (28%)	2 (8%)
	健康保険保健福祉センター	1 (9%)	1 (9%)
	船員保険保養所	3 (9%)	-
	国民年金健康保養センター	6 (12%)	-
	国民年金健康センター	1 (14%)	1 (14%)
雇用促進事業団	勤労者野外活動施設（B型）	10 (31%)	3 (9%)
	勤労総合福祉センター	11 (44%)	2 (8%)
簡易保険福祉事業団	簡易保険保養センター	1 (1%)	-
年金福祉事業団	大規模年金保養基地	1 (8%)	-
計		41 (11%)	9 (2%)

（備考）1．設置者提出資料により作成。

2．（ ）内は、施設種別ごとの施設数に対する割合。

このように低稼働となっているのは、厚生省（社会保険庁）及び雇用促進事業団が設置する施設において、被保険者等が施設の老朽化のため利用を敬遠していることや、収容定員の多い和室が主体となっているため、定員に満たない少人数でもこれを利用させていることなどによる（表3-5）。

(表3-5) 定員稼働率が低い原因(開業3年以上で定員稼働率が30%を下回る施設)

施設名	定員稼働率 (8年度)	定員稼働率が低い主な原因
<厚生省(社会保険庁)> A 健康保険保養所	% 6	被保険者等が施設の老朽化のため 利用を敬遠していること 施設に特徴(温泉等)がなく利用 が少ないこと
B 健康保険保養所	26	
<雇用促進事業団> C 勤労者野外活動施設(B型)	20	施設の老朽化及び定員に満たない 少人数で利用する者が多いこと 同 同 同 同
D 勤労者野外活動施設(B型)	22	
E 勤労者野外活動施設(B型)	29	
F 勤労総合福祉センター	22	
G 勤労総合福祉センター	27	

(備考)設置者の説明による。

[3] 利用者

(1) 被保険者等の優先利用と利用者の確認

(被保険者等)

公的宿泊施設では、社会保険の被保険者等や簡易保険の契約者など表3-6に掲げる者(以下「被保険者等」という。)を、施設の本来の利用者と位置付け、被保険者等に対しては、その他の者(以下「一般利用者」という。)に比べて廉価な料金を適用しているほか、予約開始時期を早めるなどして、その優先利用を図ることとしている施設が多い。

被保険者等の人数を表3-6に併せて示す。

(表3 - 6) 被保険者等の範囲とその人数

(単位:万人)

施設種別	被保険者等の範囲	被保険者等数
健康保険保養所等	政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養者	3 8 2 1 (注1)
船員保険保養所等	船員保険の被保険者、被扶養者及び保険給付を受ける者等	2 9 (注2)
厚生年金会館等	厚生年金保険の被保険者、被保険者であった者及び受給権者	4 7 3 2 (注3)
国民年金健康保養センター等	国民年金の第1号被保険者及び第1号被保険者であった者	2 6 5 4 (注4)
勤労者職業福祉センター、勤労者福祉センター、中小企業レクリエーションセンター、勤労総合福祉センター及び勤労者野外活動施設(B型)	雇用保険の被保険者、被保険者であった者	3 3 7 7 (注5)
全国勤労青少年会館	勤労青少年である雇用保険の被保険者	
簡易保険保養センター等	簡易生命保険の保険契約者、被保険者及び保険金受取人	8 4 3 2 (注6)
大規模年金保養基地	厚生年金保険及び国民年金の被保険者、被保険者であった者及び受給権者	7 3 8 6 (注7)

(備考)「被保険者等数」は、被保険者等のうち統計等で計数の確認が可能な以下に該当する者の人数等であり、いずれも8年度。

(注1) 政府管掌健康保険の被保険者数及び被扶養者数の合計。

(注2) 船員保険の被保険者数及び被扶養者数の合計。

(注3) 厚生年金保険の被保険者数及び受給者数の合計。

(注4) 国民年金の第1号被保険者数及び旧法拠出制年金の受給者数の合計。

(注5) 雇用保険の被保険者数。

(注6) 簡易生命保険の保有契約件数。

(注7) 厚生年金保険の被保険者数及び受給者数並びに国民年金の第1号被保険者数及び旧法拠出制年金の受給者数の合計。

これに対し、郵便貯金会館等は利用者に区分を設けていない。これは、郵便貯金会館

等が、郵便貯金の普及のための周知宣伝に必要な施設と位置付けられており、利用者の区分をしていないためである。

(被保険者等の優先利用と利用者の確認)

施設の被保険者等の優先利用の仕組みや被保険者等であることの確認方法を調査したところ、以下のとおりとなっていた。

< 厚生省 (社会保険庁) >

優先利用の仕組み

各施設とも厚生省 (社会保険庁) と運営受託者との間で締結している委託契約又は厚生省 (社会保険庁) が定めた運営要領において、被保険者等を優先して利用させることとしており、これに支障を来さない限度において、一般利用者の利用を認めることとしている。

例えば、厚生年金会館等については、厚生省は運営受託者に対して、一定の期間被保険者等の予約を優先して行うよう指示している。

検査の対象とした 188 施設についてみると、施設利用の際の予約開始時期に差を設けるなど、被保険者等に対して優先利用させている状況は、次のとおりとなっていた。

施設種別	検査対象	予約開始時期	部屋の確保	その他の優先利用
健康保険保養所等	36 施設	4 (11 %)	6 (16 %)	4 (11 %)
船員保険保養所等	35 施設	25 (71 %)	4 (11 %)	6 (17 %)
厚生年金会館等	60 施設	42 (70 %)	-	22 (36 %)
国民年金健康保養センター等	57 施設	2 (3 %)	1 (1 %)	3 (5 %)

(備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. () 内は、施設種別ごとの施設数に対する割合。

被保険者等であることの確認方法

(ア) 健康保険保養所 (厚生省が運営要領で運営受託者に指示)

被保険者及び被扶養者については、あらかじめ社会保険事務所長等に資格の証明

を受けた上申し込む。

要保養被保険者（被保険者で疾病等が治癒したが、なお、健康の回復増進を図るため保養を要する者等であり、施設の入所費相当は国が負担する。）については、管轄の社会保険事務所長等に資格の証明を受けるほか、医師の意見書を添えて申し込む。

(イ) 健康保険保健福祉センター（厚生省が運営要領で運営受託者に指示）

被保険者及び被扶養者については、各施設ごとの定めによる。

要保養被保険者等については、医師の意見書を提出させる。

(ウ) 船員保険保養所等（運営受託者の管理運営規定による。）

施設利用時に被保険者証、被扶養者証、または年金証書の写等被保険者等であることを確認できるものの提示を求める。

(エ) 厚生年金会館等（運営受託者の取決めにより実施）

勤務先等で被保険者かどうか判断する。年金受給者は支払通知書等で確認する。

(オ) 国民年金健康保養センター等（厚生省が指導通知で運営受託者に指示）

施設利用時に年金手帳等の提示を求める。

検査対象とした施設のうち実際に検査した35施設の被保険者等の確認状況をみると、次のようになっていた。

(ア) 健康保険保養所等

健康保険保養所の一部の施設については、被保険者等の資格について社会保険事務所長等の証明に代えて被保険者証で資格を確認していたが、確認は行われていた。

(イ) 船員保険保養所等

被保険者証等により確認が行われていた。

(ウ) 厚生年金会館等

被保険者等の確認については、利用者の申告により、勤務先等で確認していた。

また、年金受給者については、年金の支払い通知書等で確認していた。

(エ) 国民年金健康保養センター等

年金手帳、年金の支払通知書等で確認していた。

< 雇用促進事業団 >

雇用促進事業団では、被保険者等に対する優先利用等に関し、昭和58年10月に

全施設に対し被保険者等の受付期間を長期間設定する等の優先利用を図るとともに、被保険者等と一般利用者の利用区分を設けるよう指示をしたが、各施設において徹底されておらず下記のような状況となっていた。

優先利用の仕組み

検査した64施設についてみると、施設利用の際の予約開始時期に差を設けるなど、被保険者等に対して優先利用させている状況は次のとおりとなっていた。

検査対象	予約開始時期	部屋の確保	その他の優先利用
64施設	7(10%)	3(4%)	-

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. ()内は、施設種別ごとの施設数に対する割合。

被保険者等であることの確認方法

被保険者等であることの確認方法については、各施設では宿泊申込書に記入された勤務先名を確認することで、被保険者等であることの確認に代えている。しかし、本院が調査したところ、利用者が数名で同行した際には代表者にのみ勤務先の記載を求めていて、他の利用者に関しては実質的には確認していない状況となっていた。

<簡易保険福祉事業団>

優先利用の仕組み

簡易保険福祉事業団では簡易保険保養センター運営手続等に基づき、簡易保険保養センター等の全施設について、被保険者等と一般利用者で予約開始時期に1ヶ月の差を設けており、それぞれ利用日の6ヶ月前、5ヶ月前としている。また、被保険者等のための部屋の確保など予約開始時期の差以外の優先利用の仕組みはない。

被保険者等であることの確認方法

簡易保険保養センター等の利用に当たっては、

- (ア) 郵便局に備付けの「簡易保険加入者専用申込みはがき」に記入することにより、郵便局を經由して申し込む場合と、
- (イ) 電話により直接施設に申し込む場合

がある。

前者の場合は、郵便局において被保険者等か否かを確認することとされており、後者の場合は、施設利用時に利用受付票（宿泊者カード）に簡易生命保険への加入の有無を利用者に記入してもらうことで被保険者等の確認に代えている。

しかし、本院で実地に検査した施設においては、後者の場合、簡易保険証書の記号番号の記入などを併せて求めていることなどから、被保険者等であることを客観的に確認することは困難な状況となっていた。

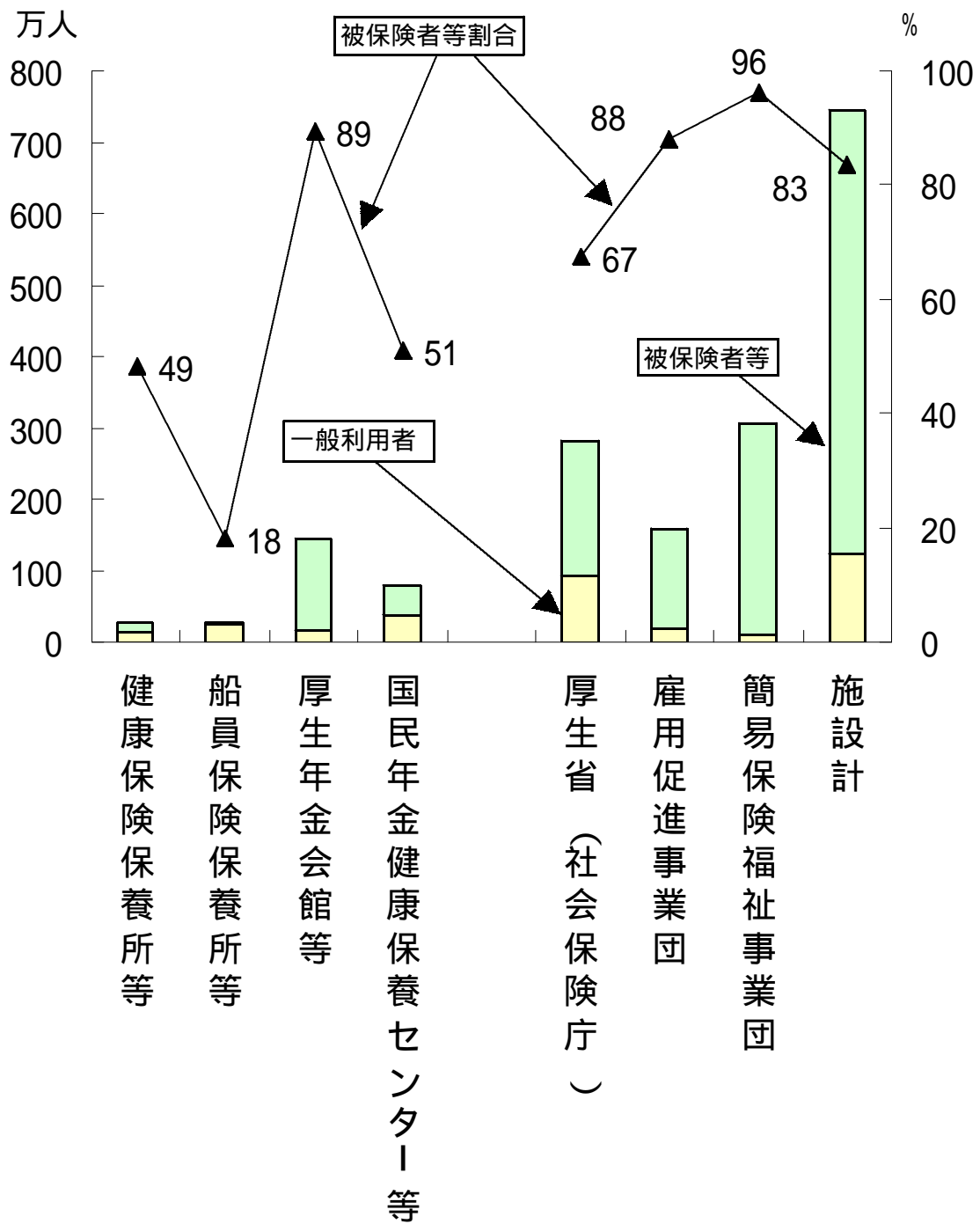
< 年金福祉事業団 >

被保険者等に対する優先利用を行っていない。

（ 2 ）被保険者等の利用割合

総宿泊者数に占める被保険者等の割合を、利用者の区分を行っている施設についてみると、全体では83%（8年度）となっているが、設置者、施設種別ごとにはかなりの差異が見られる（図3-5）。なお、施設種別ごとの被保険者等の利用割合の詳細を付表9に示した。

(図 3 - 5) 総宿泊者数に占める被保険者等の割合



(備考) 設置者提出資料により作成。

(被保険者等の利用割合が低い施設)

公的宿泊施設の多くは、被保険者等の利用を通じてその福祉が増進されることなどを事業の目的として設置されているものであるから、全利用者に占める被保険者等の割合は、稼働率と並んで事業の有効性を評価する重要な指標である。そこでこの割合を施設種別ごとに見ると、船員保険の被保険者等の利用を目的とした船員保険保養所等において、全宿泊者数に占める被保険者等の宿泊者数の割合が20%未満である施設が、全35施設中26施設(74%)となっていた。

これは船員保険の被保険者等の減少などによるものと認められる。

(3) 料金設定の考え方

公的宿泊施設の宿泊料金の設定の考え方は、以下のとおりとなっている。

< 厚生省(社会保険庁) >

厚生省(社会保険庁)の設置施設に共通する考え方としては、人件費、材料費、光熱水費等の運営経費(建物改修経費等及び委託費が支給されている施設については、委託費支給分にかかる経費を除く。)を賄える範囲で設定することとしている。

(ア) 健康保険保養所等

厚生省(社会保険庁)が全国共通の基準料金を定めて都道府県あてに通知しており、施設の建築後15年以内とそれ以外のものとで大別している。また、事情がある場合は、運営受託者が、基準料金の上下20%の範囲内で厚生省(社会保険庁)の承認を得て宿泊料金を設定できることとしている。

(イ) 船員保険保養所等

厚生省(社会保険庁)が運営受託者との契約において規定していて、建築後の経過年数、客室の形態等により施設を大別し、料金を設定している。

(ウ) 厚生年金会館等

運営受託者が厚生省(社会保険庁)の承認を得て、全国共通に客室形態別の基準料金を定めているが、各施設ごとの経営状況や地域の同種施設の宿泊料金との均衡を考

慮する必要がある場合などには、基準料金の上下20%の範囲内で設定できるとしている。

(I) 国民年金健康保養センター等

厚生省（社会保険庁）が全国共通の基準料金を定めて都道府県に通知しているが、各施設ごとの経営状況や地域の同種施設の宿泊料金との均衡を考慮する必要がある場合などには、運営受託者は基準料金の上下10%の範囲内で設定できるとしている。

< 郵政省 >

施設の利用料は、地方郵政局長や沖縄郵政管理事務所長と協議の上、運営受託者が運営に要する費用に充てるため必要な範囲内で定めるものとし、施設の所在する地域における同種の公的施設及び民間における同業種の水準に配慮しなければならないとしている。

< 雇用促進事業団 >

料金設定に当たっては、運営受託者が雇用促進事業団との協議・承認を得て当該施設の経営状態、周辺の公的施設^(注5)又は民間の宿泊施設の料金を考慮、決定することとしている。

< 簡易保険福祉事業団 >

施設の利用料は、当該施設に係る原価、物価、その他の経済事情を参酌し、簡易生命保険の加入者が容易に当該施設を利用できるよう、なるべく安いものでなければならぬとしていて、簡易保険福祉事業団が理事長名の通達によって基準料金を設定し、各施設長が決定している。その際には、客室の設備内容、客室からの景観、施設の利用状況等を勘案の上、近隣類似施設の料金等を参考にすることとしている。

< 年金福祉事業団 >

(注5) 「公的施設」とは、国、特殊法人、地方公共団体等が設置・運営している宿泊施設をいい、本院が検査対象とした公的宿泊施設を含んでいる。

基本的な考え方としては、収支が均衡するよう運営経費（固定資産税、建物改修経費等を除く）を賄える範囲で設定することとしている。

料金については、運営受託者との契約において規定していて、運営受託者が周辺施設の料金水準等を勘案しつつ決定し、これを年金福祉事業団に届け出ている。

（４）被保険者等と一般利用者の利用料金格差

（利用料金の格差）

社会保険の被保険者等特定の者を施設の本来の利用者と位置付けている施設にあっては、これら被保険者等に適用する宿泊料金と一般利用者に適用する宿泊料金との間に格差を設けているものが多い。

これを設置者ごとに示すと以下のとおりである。

< 厚生省（社会保険庁） >

健康保険保養所等、厚生年金会館等及び国民年金健康保養センター等では、一般利用者の宿泊料金を、被保険者等の２割増相当額に設定している。これは国の施設整備費を民間企業における減価償却、金利相当額（宿泊料金の２割相当額）とみなし、この割合で格差を設けたものとしている。

また、船員保険保養所等では、一般利用者の宿泊料金を、本来利用者の料金より１，５００円割増した料金としている。これは主として経営収支を安定させるねらいから、この額の格差を設けたものである。

なお、厚生年金会館等では、年金受給者に対して被保険者に適用する料金の８０％の水準の料金を設定している。

< 雇用促進事業団 >

全国勤労青少年会館、勤労者職業福祉センター及び勤労者福祉センターでは、被保険者等と一般利用者との宿泊料金の格差を設けておらず、これら以外では、被保険者等と一般利用者との宿泊料金の格差を一律に５００円としている。

< 簡易保険福祉事業団 >

簡易保険保養センター等では、簡易生命保険の被保険者等と一般利用者との宿泊料金の格差を1,000円としている。

< 年金福祉事業団 >

大規模年金保養基地では、被保険者等と一般利用者との宿泊料金の格差を設けていない。

(5) 周辺の民間類似施設との利用料金比較

公的宿泊施設の中には、料金改定等の際に周辺の公的施設、民間類似施設の利用料金との比較をしているものがある。このうち民間類似施設との比較結果を実地に検査した施設について示すと以下のとおりである。

< 厚生省（社会保険庁） >

実地に検査した35施設のうち、20施設については運営受託者が、被保険者等に適用する利用料金と近隣の民間宿泊施設の利用料金との比較を行っていた。その結果は次のとおりであった。

(ア) 被保険者等に適用する利用料金が近隣の民間宿泊施設の利用料金より

高い施設	6施設
ほぼ同額の施設	3施設
安い施設	11施設

これを基に、本院が一般利用者に適用する利用料金と近隣の民間宿泊施設の利用料金との比較を行ったところ、その結果は次のとおりであった。

(イ) 一般利用者に適用する利用料金が近隣の民間宿泊施設の利用料金より

高い施設	11施設
ほぼ同額の施設	2施設
安い施設	7施設

< 郵政省 >

郵便貯金会館 15 施設のうち、近年料金を改定した 5 施設についてみると、各施設とも周辺の民間宿泊施設との利用料金の比較を行っていた。立地条件、施設設備、サービス等の内容が異なっているので単純な比較は困難であるものの、その結果は、全施設において近隣の民間施設の利用料金より低額であった。

< 雇用促進事業団 >

実地に検査した 12 施設のうち 10 施設についてみると、被保険者等に適用している利用料金、一般利用者に適用している利用料金の双方とも、全施設において周辺民間施設の利用料金より低額であった。

< 簡易保険福祉事業団 >

実地に検査した施設のうち料金改定を行っていた簡易保険保養センター 8 施設、簡易保険会館 2 施設、計 10 施設についてみると、料金改定の際、近隣の民間宿泊施設との比較を行っていた。立地条件、施設設備、サービス等の内容が異なっているので、単純な比較は困難であるものの、その結果は次のとおりであった。

(ア)被保険者等に適用する利用料金が近隣の民間宿泊施設の利用料金より

高い施設	4 施設
安い施設	2 施設
民間宿泊施設の利用料金を調査していないもの	4 施設

(イ)一般利用者に適用する利用料金が近隣の民間宿泊施設の利用料金より

高い施設	5 施設
安い施設	1 施設
民間宿泊施設の利用料金を調査していないもの	4 施設

[4] 運営経費及び国の負担等

(1) 運営経費及び国の負担等

公的宿泊施設の設置・運営に係る支出（費用）の負担区分については、施設種別ごとに差異があるが、これを支出（費用）の性格（種類）とその負担者等により整理すると以下のとおりである。

簡易保険保養センター等については簡易保険福祉事業団、全国勤労青少年会館等 10 施設^(注6)については雇用促進事業団、その他の施設については運営受託者（以下、施設の運営に係る損益が帰属するこれらの者を「損益帰属者」という。）が、運営に係る費用の全般（ の国の各特別会計が負担している支出を除く。以下「運営費用」という。）を負担している。

各社会保険の被保険者等が支払う保険料や郵便貯金の運用益を財源として国の各特別会計は、（雇用促進事業団、年金福祉事業団を通じて）以下の支出（費用）を直接又は間接に負担している。

(ア) 大規模な維持修繕に要する費用や固定資産税、土地借料等の一部

(イ) 損益帰属者に対して交付する委託費又は交付金。これにより、 の損益帰属者が負担した運営費用の一部を国の特別会計が実質的に負担していることとなる。

(ウ) 施設の建設（既存施設では増改築）に係る支出

以上を施設種別ごとにまとめると、表 3 - 7（8 年度）、表 3 - 8（4 ~ 8 年度の計）のとおりである。

今回検査の対象とした公的宿泊施設の設置・運営に伴う総支出（上記 と の合計）に占める国の各特別会計の直接又は間接の負担額（上記 ）の割合は、平均で 28.3%（4 ~ 8 年度の計）となっていた。

なお、4 ~ 7 年度の各年度については、付表 10 に示した。

（注6） 全国勤労青少年会館（1 施設）、中小企業レクリエーションセンター（6 施設）及び勤労総合福祉センターのうち 3 施設。

(表3-7) 施設の運営に係る支出(費用)(8年度)

(単位:百万円)

施設種別	損益帰属者が実質的に負担した費用(運営費用から委託費を控除)	国の特別会計が直接、間接に負担した支出(費用)				計 (ア)+(イ)+(ウ)	総支出 +	/
		(ア) 維持修繕費等	(イ) 委託費・交付金	(ウ) 増改築費				
<厚生省(社会保険庁)>	81,202	15,392	823	9,246	25,463	106,665	23.8%	
(健康保険保養所等)	3,289	145	267	1,128	1,540	4,830	31.8%	
健康保険保養所	1,800	54	74	973	1,102	2,902	37.9%	
健康保険保健福祉センター	1,489	90	192	154	437	1,927	22.7%	
(船員保険保養所等)	3,307	140	556	26	724	4,031	17.9%	
船員保険保養所	1,904	125	463	24	613	2,518	24.3%	
船員保険福祉センター	1,402	15	93	1	110	1,512	7.2%	
(厚生年金会館等)	58,335	11,793	0	4,689	16,483	74,819	22.0%	
厚生年金会館	29,646	3,847	0	993	4,841	34,487	14.0%	
厚生年金休暇センター	13,943	5,865	0	1,232	7,098	21,042	33.7%	
厚生年金健康福祉センター	14,746	2,080	0	2,463	4,543	19,289	23.5%	
(国民年金健康保養センター等)	16,269	3,312	0	3,402	6,714	22,984	29.2%	
国民年金健康保養センター	11,158	1,893	0	3,359	5,252	16,411	32.0%	
国民年金会館	2,957	1,340	0	0	1,340	4,297	31.1%	
国民年金健康センター	2,153	79	0	42	122	2,275	5.3%	
<郵政省>	32,819	0	0	7,526	7,526	40,345	18.6%	
郵便貯金会館	32,819	0	0	7,526	7,526	40,345	18.6%	
<雇用促進事業団>	42,422	643	0	23,705	24,348	66,771	36.4%	
勤労者職業福祉センター	10,047	81	0	465	547	10,595	5.1%	
勤労者福祉センター	3,109	263	0	1,396	1,659	4,769	34.7%	
勤労者野外活動施設(B型)	11,477	30	0	8,862	8,893	20,370	43.6%	
勤労総合福祉センター	9,327	77	0	6,483	6,560	15,888	41.2%	
全国勤労青少年会館	5,044	125	0	5,138	5,264	10,309	51.0%	
中小企業レクリエーションセンター	3,415	65	0	1,358	1,424	4,839	29.4%	
<簡易保険福祉事業団>	45,671	0	26,633	10,328	36,961	82,633	44.7%	
簡易保険保養センター	38,963	0	26,633	10,328	36,961	82,633	48.6%	
簡易保険会館	6,708	0		0				
<年金福祉事業団>	12,092	871	0	4,717	5,588	17,681	31.6%	
大規模年金保養基地	12,092	871	0	4,717	5,588	17,681	31.6%	
【全施設計】	214,208	16,907	27,457	55,522	99,888	314,096	31.8%	

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 増改築費には、移転新築に係るものや、国有財産又は各事業団の資産の取得に当たるものが含まれる。
3. 船員保険保養所の委託費は、(財)船員保険会に対し、本部経費を含めて一括交付された額である。
4. 簡易保険福祉事業団の交付金は、事業団本部及びすべての施設(加入者ホーム、保養センター、会館、診療所等、レクリエーションセンター)の合計である。
5. 健康保険保養所等、船員保険保養所等及び簡易保険保養センター等の運営費用の中には国の特別会計から交付される委託費・交付金を財源の一部としているものがあり、損益帰属者の実質的な負担は、委託費・交付金相当額を控除した額となる。

(表3-8) 施設の運営に係る支出(費用)(4~8年度の計)

(単位:百万円)

施設種別	損益帰属者が実質的に負担した費用(運営費用から委託費を控除)	国の特別会計が直接、間接に負担した支出(費用)				計 (ア)+(イ) +(ウ)	総支出 +	/
		(ア) 維持修繕 費等	(イ) 委託費・ 交付金	(ウ) 増改築費				
<厚生省(社会保険庁)>	400,467	51,591	3,905	44,049	99,546	500,013	19.9%	
(健康保険保養所等)	13,856	1,021	1,120	4,502	6,643	20,500	32.4%	
健康保険保養所	8,127	757	361	4,106	5,225	13,353	39.1%	
健康保険保健福祉センター	5,728	264	758	395	1,418	7,147	19.8%	
(船員保険保養所等)	16,247	1,072	2,785	798	4,656	20,903	22.2%	
船員保険保養所	10,429	663	2,501	83	3,248	13,678	23.7%	
船員保険福祉センター	5,817	409	283	714	1,407	7,224	19.4%	
(厚生年金会館等)	293,244	41,130	0	25,881	67,011	360,256	18.6%	
厚生年金会館	159,088	19,316	0	6,896	26,212	185,300	14.1%	
厚生年金休暇センター	70,552	15,745	0	10,956	26,702	97,255	27.4%	
厚生年金健康福祉センター	63,603	6,068	0	8,028	14,096	77,700	18.1%	
(国民年金健康保養センター等)	77,119	8,366	0	12,867	21,234	98,353	21.5%	
国民年金健康保養センター	56,971	4,646	0	11,827	16,473	73,445	22.4%	
国民年金会館	14,903	3,610	0	0	3,610	18,514	19.4%	
国民年金健康センター	5,243	109	0	1,039	1,149	6,393	17.9%	
<郵政省>	179,621	0	0	31,312	31,312	210,933	14.8%	
郵便貯金会館	179,621	0	0	31,312	31,312	210,933	14.8%	
<雇用促進事業団>	215,823	2,032	0	88,275	90,307	306,130	29.4%	
勤労者職業福祉センター	50,649	217	0	3,449	3,667	54,317	6.7%	
勤労者福祉センター	17,581	603	0	4,211	4,814	22,396	21.4%	
勤労者野外活動施設(B型)	56,358	95	0	33,853	33,949	90,307	37.5%	
勤労総合福祉センター	46,101	302	0	26,703	27,005	73,106	36.9%	
全国勤労青少年会館	29,121	577	0	10,528	11,105	40,226	27.6%	
中小企業レクリエーションセンター	16,011	235	0	9,528	9,764	25,775	37.8%	
<簡易保険福祉事業団>	231,411	0	126,135	44,956	171,091	402,503	42.5%	
簡易保険保養センター	192,780	0	126,135	44,956	171,091	363,872	47.0%	
簡易保険会館	38,630	0	0	0	0	0	0.0%	
<年金福祉事業団>	58,454	4,298	0	31,087	35,386	93,840	37.7%	
大規模年金保養基地	58,454	4,298	0	31,087	35,386	93,840	37.7%	
【全施設計】	1,085,777	57,922	130,041	239,680	427,644	1,513,421	28.2%	

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 増改築費には、移転新築に係るものや、国有財産又は各事業団の資産の取得に当たるものが含まれる。
3. 船員保険保養所の委託費は、(財)船員保険会に対し、本部経費を含めて一括交付された額である。
4. 簡易保険福祉事業団の交付金は、事業団本部及びすべての施設(加入者ホーム、保養センター、会館、診療所等、レクリエーションセンター)の合計である。
5. 健康保険保養所等、船員保険保養所等及び簡易保険保養センター等の運営費用の中には国の特別会計から交付される委託費・交付金を財源の一部としているものがあり、損益帰属者の実質的な負担は、委託費・交付金相当額を控除した額となる。

損益帰属者が負担する運営費用

前記のとおり、各施設の運営費用は、それぞれの損益帰属者が負担している。すなわち、簡易保険保養センター等及び全国勤労青少年会館等10施設の運営費用は、それぞれ簡易保険福祉事業団、雇用促進事業団が負担しており、その他の施設の運営費用は、運営受託者である公益法人等が負担している。

1施設当たりの運営費用は平均597百万円(8年度)(表3-9)であり、最近はずかには減少する傾向にある。

(表3-9)施設種別ごとの運営費用(1施設当たり)(8年度)(単位:百万円)

施設種別	運営費用	施設種別	運営費用
<厚生省(社会保険庁)>	443	<雇用促進事業団>	606
(健康保険保養所等)	104	勤労者職業福祉センター	2,511
健康保険保養所	81	勤労者福祉センター	1,554
健康保険福祉センター	152	勤労者野外活動施設(B型)	358
(船員保険保養所等)	110	勤労総合福祉センター	373
船員保険保養所	76	全国勤労青少年会館	5,044
船員保険福祉センター	373	中小企業レクリエーションセンター	569
(厚生年金会館等)	988	<簡易保険福祉事業団>	582
厚生年金会館	1,411	簡易保険保養センター	509
厚生年金休暇センター	871	簡易保険会館	3,354
厚生年金健康福祉センター	670	<年金福祉事業団>	930
(国民年金健康保養センター等)	285	大規模年金保養基地	
国民年金健康保養センター	232		
国民年金会館	1,478		
国民年金健康センター	307		
<郵政省>		<全施設平均>	597
郵便貯金会館	2,187		

(備考)設置者提出資料により作成。

国の各特別会計が直接又は間接に負担している費用

国の各特別会計が直接又は間接に負担している費用は次のとおりである。

(ア) 運営に係る費用の一部を負担しているもの（維持修繕費等）

国の各特別会計は、大規模な維持修繕に係る経費、土地建物に係る固定資産税、土地借上料等の運営に係る費用の一部を負担しているものがあり、その合計は16,908百万円である（表3-10）。

（表3-10）国の特別会計が負担した維持修繕費等（8年度）（単位：百万円）

施設種別	維持修繕費	固定資産税	土地借上料	計
< 厚生省（社会保険庁） >	15,332	-	60	15,393
（健康保険保養所等）	132	-	12	145
健康保険保養所	43	-	11	54
健康保険保健福祉センター	89	-	0	90
（船員保険保養所等）	110	-	30	140
船員保険保養所	95	-	30	125
船員保険福祉センター	15	-	-	15
（厚生年金会館等）	11,787	-	5	11,793
厚生年金会館	3,841	-	5	3,847
厚生年金休暇センター	5,865	-	-	5,865
厚生年金健康福祉センター	2,080	-	-	2,080
（国民年金健康保養センター等）	3,301	-	12	3,313
国民年金健康保養センター	1,881	-	12	1,893
国民年金会館	1,340	-	-	1,340
国民年金健康センター	79	-	-	79
< 郵政省 >				
郵便貯金会館	-	-	-	-

< 雇用促進事業団 >	-	215	428	643
勤労者職業福祉センター	-	-	81	81
勤労者福祉センター	-	-	263	263
勤労者野外活動施設 B 型	-	-	30	30
勤労総合福祉センター	-	24	53	77
全国勤労青少年会館	-	125	-	125
中小企業レクリエーションセンター	-	65	-	65
< 簡易保険福祉事業団 >	-	-	-	-
簡易保険保養センター	-	-	-	-
簡易保険会館	-	-	-	-
< 年金福祉事業団 >				
大規模年金保養基地	201	669	-	871
【全施設計】	15,534	884	489	16,908

(備考) 1. 設置者提出資料により作成。

2. この中には、雇用促進事業団、年金福祉事業団の支出を通じて、国の特別会計が間接的に負担しているものが含まれている。

以上のほか、初度備品の整備に要する経費を国の特別会計が負担しているものがある。

また、郵便貯金会館については、郵便貯金法に基づき、郵政大臣が施設に備える物品を運営受託者である郵便貯金振興会（以下「振興会」という。）に無償で貸し付けていて、8年度に貸し付けた物品の価額は21百万円となっている。

(イ) 損益帰属者に対する委託費及び交付金の交付

< 厚生省（社会保険庁） >

a 健康保険保養所等

健康保険保養所等の経営に要する人件費・維持費・保養費の一部に充てるため、厚生省（社会保険庁）（厚生保険特別会計）から、運営受託者に対して委託費が表3-11のとおり交付されている。

b 船員保険保養所等

船員保険保養所等の経営に要する経費のうち、収容定員1人1日につき830円（8年度）の維持費等に充てるため、厚生省（社会保険庁）（船員保険特別会計）

から、運営受託者に対して委託費が表3 - 11のとおり交付されている。

(表3 - 11) 施設運営者に対する委託費の交付額 (単位：百万円)

施設種別 \ 年度	4	5	6	7	8	5カ年度計
健康保険保養所等	189	212	212	238	267	1,120
船員保険保養所等	577	565	566	519	556	2,785

(備考) 設置者提出資料により作成。

< 簡易保険福祉事業団 >

簡易保険保養センター等の運営に係る費用に充てるため、郵政省(簡易生命保険特別会計)から簡易保険福祉事業団に対して交付金が26,633百万円(8年度)交付されている。

交付金の支給金額の決定については、国が直接施設を運営してきた経緯にかんがみ、事業団創設時から昭和45年度までは、事業団における運営に要する総費用(施設運営費+減価償却費)から事業収入を差し引いた額を交付していたが(収支差額方式)、46年度に、事業団に経営責任の明確化、営業意識の向上及び効率的な運営を求める見地から、それまでの収支差額方式に代えて、費目を限定して交付金を交付することとした(費目限定方式)。そして、60年度に、費目限定方式に一部交付率を設定するなどして、交付金の削減を図っている。

なお、施設運営に係る国の各特別会計からの支出科目等(上記(ア)及び(イ)に係るもの)は表3 - 12のとおりである(付表11参照)。

(表3 - 12) 施設種別ごとの運営に係る経費の特別会計からの支出(主なもの)

設置者	施設種別	特別会計
厚生省 社会 保険 庁	健康保険保養所等	厚生保険特別会計(業務勘定) (項)保健事業費
	船員保険保養所等	船員保険特別会計 (項)福祉事業費
郵政省	郵便貯金会館等	郵政事業特別会計 (項)局舎其他施設費 (目)機械器具整備費

雇用促進事業団	勤労者職業福祉センター等	労働保険特別会計（雇用勘定） （項）雇用安定等事業費 [雇用促進事業団] 一般会計 （雇用保険勘定） 業務取扱費 （全国勤労青少年会館勘定） 全国勤労青少年会館業務費 （福祉施設勘定） 福祉施設業務費
簡易保険福祉事業団	簡易保険保養センター等	簡易生命保険特別会計 （項）簡易保険福祉事業団交付金 [簡易保険福祉事業団] （一般勘定） （項）業務費 （項）退職手当
年金福祉事業団	大規模年金保養基地	厚生保険特別会計（業務勘定） （項）福祉施設事業費 国民年金特別会計（業務勘定） （項）福祉施設費 [年金福祉事業団] （一般事業勘定） 管理事務費 借入金利息

（備考）なお、財源については前掲（表2 - 7）と同様である。

（ウ）増改築費を負担しているもの

既存施設の増改築は、いずれの施設種別においても、施設整備費により直接に、又は各事業団に対する出資金を通じて間接に、基本的に国の各特別会計の負担において実施されている（前掲 表2 - 7）。

（運営受託者が設置者に納付する受託料）

なお、年金福祉事業団では、運営受託者から営業収入の一部（0.3%）を大規模年金保養基地の将来にわたる施設整備のために受託料として納付させている。この状況を示すと表3 - 13のとおりである。

(表3-13) 年金福祉事業団に納付された受託料

(単位：百万円)

平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	5ヵ年度計
31	34	34	33	34	167

(備考) 設置者提出資料により作成。

(2) 税制上の取扱い

公的宿泊施設については、その土地や建物が国有財産であって、固定資産税が非課税であったり、施設を運営している法人が特殊法人や社団、財団であるため、株式会社等が経営している民間の旅館・ホテルと所得に対する法人税の税率が異なるなどの違いがある。

平成8年度における税制は、次のとおりである。

(ア) 固定資産税

固定資産税は、固定資産所在の市町村が固定資産に対し課する税であり、その納税義務者は原則として固定資産の所有者である。国、都道府県、市町村等に対しては、固定資産税が課されないことから、公的宿泊施設についても固定資産税が課税されない場合がある。公的宿泊施設の種別ごとに土地、家屋の所有者、課税の有無、固定資産税の負担者を示すと表3-14のとおりである。

ただし、公的宿泊施設の中には民有地や地方公共団体の土地に設置されているものがある。なかでも雇用促進事業団の施設は地方公共団体の土地に設置されているものが多い。また、勤労者職業福祉センター、勤労者福祉センター、勤労者野外活動施設(B型)及び勤労総合福祉センターについては、雇用促進事業団所有の当該家屋に対する固定資産税額は、運営受託者が雇用促進事業団に代わって負担しているものがある(注6)。

(表3 - 14) 公的宿泊施設と固定資産税

設置者	施設種別	土 地		家 屋	
		所有者	課税・非課税区分	所有者	課税・非課税区分
厚生省 (社会保険庁)	健康保険保養所 健康保険保健福祉センター	国 <厚生省(社会保険庁)>	非課税	国 <厚生省(社会保険庁)>	非課税
	船員保険保養所 船員保険福祉センター	国<厚生省(社会保険庁)>(注1)	非課税	国 <厚生省(社会保険庁)>	非課税
	厚生年金会館 厚生年金休暇センター 厚生年金健康福祉センター	国 <厚生省(社会保険庁)>(注2)	非課税	国 <厚生省(社会保険庁)>(注5)	非課税
	国民年金健康保養センター 国民年金会館 国民年金健康センター	国 <厚生省(社会保険庁)>	非課税	国 <厚生省(社会保険庁)>	非課税
郵政省	郵便貯金会館	国(郵政省)	非課税	国(郵政省)	非課税
雇用促進事業団	勤労者職業福祉センター 勤労者福祉センター 勤労者野外活動施設(B型) 勤労総合福祉センター	雇用促進事業団(注3)	課税	雇用促進事業団(注6)	課税
	全国勤労青少年会館	雇用促進事業団	課税	雇用促進事業団	課税

	中小企業レクリエーションセンター	雇用促進事業団 (注4)	課税	雇用促進事業団	課税
簡易保険福祉事業団	簡易保険保養センター 簡易保険会館	簡易保険福祉事業団	課税	簡易保険福祉事業団	課税
年金福祉事業団	大規模年金保養基地	年金福祉事業団	課税	年金福祉事業団(注7)	課税

(注1) 大沢船員保険保養所の敷地には、運営受託者の(財)船員保険会の所有地が含まれており、当該土地には固定資産税が課税されている。

(注2) 東京、大阪、湯河原、青森、群馬、徳島、熊本及び宮崎の厚生年金会館並びに大阪及び佐世保の厚生年金健康福祉センターの敷地には、運営受託者の(財)厚生年金事業振興団の所有地(職員宿舍用地、駐車場等)が含まれており、当該土地には固定資産税が課税されている。

(注3) 宮城及び沖縄以外の勤労総合福祉センターの各施設並びに勤労者職業福祉センター、勤労者福祉センター及び勤労者野外活動施設(B型)の敷地は、地方公共団体の所有地であり、土地に係る固定資産税は非課税である。

(注4) 愛知レクリエーションセンターの敷地には、地方公共団体の所有地が含まれており、当該土地に係る固定資産税は非課税である。

(注5) 東京、大阪及び群馬の厚生年金会館並びに大阪の厚生年金健康福祉センターの敷地には、運営受託者の(財)厚生年金事業振興団が所有している家屋(職員宿舍)があり、当該家屋には固定資産税が課税されている。

(注6) 宮城、沖縄及び洲本以外の勤労総合福祉センター、勤労者職業福祉センター、勤労者福祉センター及び勤労者野外活動施設(B型)の家屋については、雇用促進事業団に代わって運営受託者が固定資産税を負担している。

(注7) 大沼、田老、津南、三木、紀南、安浦、八女、久木野及び指宿の大規模年金保養基地の敷地には、運営受託者たる公益法人や地方公共団体の所有家屋があるが、公益法人の所有家屋の固定資産税については課税され、地方公共団体の

所有家屋については非課税である。

(1) 法人税

経営している法人が株式会社等である民間の旅館・ホテルの場合の税率は、28%または37.5%となっている（詳細は付表12参照）。

これに対して、公的宿泊施設の損益帰属者が雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び地方公共団体の場合は、非課税であり、振興会、社団、財団等の公益法人等の場合は、27%の税率となっている（詳細は付表13参照）。

[5] 運営の収支

(1) 運営収支状況

施設種別ごとの運営に係る収入（収益）、支出（費用）、収支差（損益）、収支率及び赤字施設^(注7)の割合を示すと、表3-15（詳細は付表14、付表15）のとおりである。

施設種別ごとに1施設当たりの収支差を見ると、郵便貯金会館のほかいくつかの施設種別で黒字となっている。

郵便貯金会館については、他の施設種別に比べて稼働率が高いなどのため、運営受託者である振興会において、運營業務により毎年度利益が生じており、8年度の会館関係業務では約3000万円の利益を計上している。その結果、振興会としての累積黒字額は約79億8000万円となっている^(注8)。

なお、施設運営に伴って発生する経費のうち、設置者が直接負担しているため上記の支出（費用）に含まれていないもの及び設置者が損益帰属者に交付する委託費で上記の収入（収益）に含まれていないものを施設種別ごとに示すと、表3-16のとおりである。

(注7) 赤字施設とは、収入（収益）が支出（費用）を下回る施設をいう。

(注8) なお、郵便貯金振興会は、独立採算により経営を行っており、仮に赤字が発生した場合でも、積立金を取り崩して経営を継続することとされている。

(表3-15) 施設種別ごとの収支等(1施設当たり)

(平成8年度)

施設種別	収入	支出	収支差	収支率	赤字施設割合
	百万円	百万円	百万円	%	%
厚生省(社会保険庁)	439	447	7	101	36
(健康保険保養所等)	108	104	3	96	14
健康保険保養所	85	81	3	95	17
健康保険福祉センター	156	152	3	97	9
(船員保険保養所等)	104	107	2	102	54
船員保険保養所	70	72	2	103	54
船員保険福祉センター	365	373	8	102	50
(厚生年金会館等)	964	988	24	102	45
厚生年金会館	1,372	1,411	39	102	42
厚生年金休暇センター	871	871	0	100	31
厚生年金健康福祉センター	642	670	27	104	59
(国民年金健康保養センター等)	293	294	0	100	29
国民年金健康保養センター	239	240	1	100	32
国民年金会館	1,463	1,478	14	101	50
国民年金健康センター	313	307	5	98	0
郵政省					
郵便貯金会館	2,237	2,187	49	97	40
雇用促進事業団	592	606	13	102	53
勤労者職業福祉センター	2,521	2,511	9	99	0
勤労者福祉センター	1,457	1,554	97	106	100
勤労者野外活動施設(B型)	351	358	7	102	53
勤労総合福祉センター	358	373	14	104	56
全国勤労青少年会館	4,720	5,044	324	106	100
中小企業レクリエーションセンター	589	569	20	96	50

簡易保険福祉事業団	5 3 3	5 8 2	4 8	1 0 9	7 8
簡易保険保養センター	4 6 8	5 0 9	4 0	1 0 8	7 7
簡易保険会館	3 , 0 0 0	3 , 3 5 4	3 5 4	1 1 1	1 0 0
年金福祉事業団					
大規模年金保養基地	9 1 0	9 3 0	1 9	1 0 2	6 9
< 全施設計 >	5 8 1	5 9 7	1 5	1 0 2	5 0

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 収支率は、該当施設の支出計 / 該当施設の収入計 又は 該当施設の費用計 / 該当施設の収益計 (以下同じ)。
3. 郵便貯金会館の収支は、1施設ごとに経理することになっていないため、本表は現金ベースで取りまとめたものであり、必ずしも1施設当たりの経営状況を表したものではない。
4. 船員保険保養所等は、1施設ごとに経理することになっていないため、必ずしも1施設当たりの経理状況を表したものではない。
5. 簡易保険保養センター等については、交付金が運営収入に計上されていない。
6. 施設種別ごとの収支には公的宿泊施設の減価償却費が含まれていない (減価償却費は付表16参照)。

(表3 - 16) 損益帰属者の収支には含まれない費用等

設置者		損益帰属者の支出には含まれない費用 (主なもの)					設置者が交付し、損益帰属者が運営収入として計上している委託費・交付金
		維持修繕費	固定資産税	土地借上料	物品購入費	森林維持費等	
社会 保 険 庁	健康保険	(注1)	-		(注3)	-	
	船員保健	(注1)	-		(注3)	-	
	厚生年金	(注1)	-		(注3)	-	-
	国民年金	(注1)	-		(注3)	-	-
郵政省		×(注2)	-	-	(注4)	-	-

雇用促進事業団	×	×(注9)	(注5)	×	-	(注7)
簡易保険福祉事業団	×	×	×	×	-	(注8)
年金福祉事業団	(注1)	(注6)	-	(注3)	(注6)	-

(備考) 1. 設置者提出資料及び設置者からの説明により作成。

2. ○ : 損益帰属者が負担しておらず、運営費用に含まれない

× : 損益帰属者が負担していて、運営費用に含まれている

○ : 運営収入に含まれる

○ : 運営収入に含まれない

- : 費目の該当がない

(注1) 損益帰属者は軽微な維持修繕の経費を負担している。

(注2) 資産価値が増加しない工事については国が負担することとなっていない。

(注3) 初度備品の整備に要する経費を設置者が負担している。

(注4) 国は当該施設に備え付ける物品を委託先に無償で貸し付け、又は譲与することができることとされており、施設に備え付ける大型機器を貸与し、初度備品を譲与している。

(注5) 一部の施設は土地借料を支払っていない。

(注6) 固定資産税、森林維持費等の支払いのため政府交付金が交付されており、国(特別会計)が実質的に負担している。

(注7) 全国勤労青少年会館等10施設の運営受託者に事業団が交付している委託費については、運営受託者の収入に計上されているが、一方見合いの事業収入については事業団に帰属されることとなるので、本表には含めていない。

(注8) 簡易生命保険特別会計から簡易保険福祉事業団に交付金が交付されているが、運営収入には計上していない(交付金を含めずに収支を計算している)。

(注9) 全国勤労青少年会館等10施設については雇用促進事業団が負担している。

(2) 収支が良くない施設

8年度の運営に係る収支率（支出／収入または費用／収益）が100%を超える施設は180施設（50%）あり、このうち81施設（22%）が110%を、39施設（10%）が120%を超える状況となっていた。

これを施設種別ごとに見ると（表3 - 17）、船員保険保養所等、勤労者福祉センター等、簡易保険保養センター等及び大規模年金保養基地で収支率が100%を超える施設が半数以上となっていて、船員保険保養所及び簡易保険保養センターでは、収支率が150%以上となっている施設が見受けられる。このうち、船員保険保養所では稼働率が低いことなどに起因していると考えられるが、他方、簡易保険保養センターにおいては稼働率が高くても収支率が高いという施設も見受けられた。これは、表3 - 18のとおり、比較的小規模な施設において、施設規模に対して相対的に職員が多く配置されているためなど、高い稼働率による収入によっても人件費等の固定的経費を賄えないことなどによるものと考えられる。

なお、委託契約上運営に係る収支を運営受託者に帰属させている施設においては、損失はそれ自体では、国や各事業団の財政に直接影響するものではない。これに対して直営方式の簡易保険保養センター等及び雇用促進事業団の設置施設の一部では損益（収支）が各事業団に帰属しているため、損失は重要な指標である。

(表3-17) 収支率の分布(8年度)

収支率(%)	計	健康保険 保養所等	船員保険 保養所等	厚生年金 会館等
100超	180 (50%)	5 (14%)	19 (54%)	27 (45%)
150超	5 (1%)	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)
120超 150以下	34 (9%)	0 (0%)	6 (17%)	3 (5%)
110超 120以下	42 (11%)	0 (0%)	1 (3%)	7 (11%)
100超 110以下	99 (27%)	5 (14%)	11 (31%)	17 (28%)
100以下	179 (49%)	29 (85%)	16 (45%)	32 (54%)
計	359 (100%)	34 (100%)	35 (100%)	59 (100%)

収支率(%)	国民年金 健康保養セ ンター等	郵便貯金 会館	勤労者職 業福祉セ ンター等	簡易保険 保養セタ ー等	大規模年 金保養基 地
100超	16 (29%)	6 (40%)	37 (52%)	61 (78%)	9 (69%)
150超	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (5%)	0 (0%)
120超 150以下	2 (3%)	1 (6%)	4 (5%)	17 (21%)	1 (7%)
110超 120以下	2 (3%)	1 (6%)	11 (15%)	20 (25%)	0 (0%)
100超 110以下	12 (21%)	4 (26%)	22 (31%)	20 (25%)	8 (61%)
100以下	39 (70%)	9 (60%)	33 (47%)	17 (21%)	4 (30%)
計	55 (100%)	15 (100%)	70 (100%)	78 (100%)	13 (100%)

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
 2. 8年度中を通じて休館していた7施設については、集計から除外した。
 3. 収支率が100%を超える施設の中には、建替工事等に伴い休館期間のある施設を含む。
 4. 簡易保険保養センター等については、交付金が運営収入に計上されていない。

(表3-18) 簡易保険保養センターの客室規模別の平均職員数等(8年度)

	施設 数	平均専 任職員	1室当り の職員数	平均客室 稼働率	平均定員 稼働率
20室未満	3	17.0人	1.00人	84.9%	69.3%
20室以上30室未満	13	20.0人	0.76人	85.2%	73.0%
30室以上40室未満	24	22.2人	0.63人	85.3%	71.6%
40室以上50室未満	22	23.8人	0.57人	87.4%	74.6%
50室以上	12	32.8人	0.60人	91.5%	79.4%

- (備考) 簡易保険保養センター79箇所のうち、8年度中増改築などのため休業している5施設を除いた。

4 運営のあり方についての調査検討

(1) 行政改革との関連

(公的宿泊施設と行政改革)

公的宿泊施設は、各種の社会保険や簡易生命保険の被保険者等の福祉の増進、あるいは郵便貯金の普及等、それぞれの関係法令等に定められた政策目的を果たす施設として設置されたものであり、いずれも宿泊機能を備えている。

これらの施設については、観光が一般国民の間で普及するようになった昭和30年代からの国内観光需要の増加や、民間の旅館・ホテルが現在に比べて格段に少なかった事情もあり^(注9)、その設置はおおむね肯定的にとらえられてきたといえる。

これに対し、50年代後半に入ると、社会・経済情勢の変化の中で、いわゆる官業として行っている事業についても民間で可能なものは、極力民間に任せるべきとする考えが重要視されるようになってきたが、こうした中で、公的宿泊施設のあり方についても、民間の旅館・ホテルが充実されてきたこともあって、様々な議論がなされるに至った。

政府においては、臨時行政調査会の最終答申(58年3月14日)を受けて、58～59年にかけて、郵便貯金会館や、雇用促進事業団・簡易保険郵便年金福祉事業団(当時)・年金福祉事業団の設置する会館・宿泊施設等の新設は、原則として行わないことなどを数次にわたり閣議決定している^(注10)。

これを受けて、各省庁等では、各閣議決定の対象施設については、閣議決定当時既に着工していたり、計画が進行中であったなどの理由により建設を続行した施設(表4-1)を除き、各閣議決定以降新設は行っていないとしている^(注11)。

なお、最近新設された郵便貯金総合保養施設(平成9年4月開業。ほかに11年度開

(注9) 昭和40年と平成8年を比べると、客室数で旅館は1.6倍、ホテルは2.3倍となっている(厚生省「衛生行政業務報告」より算出)

(注10) 58年5月24日閣議決定「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」など

(注11) ただし、老朽化した施設の建替えや改築のほか、一部の施設では、増築が行われている

業予定)及び勤労者リフレッシュセンター(10年3月開業)について、各施設を設置する郵政省及び雇用促進事業団では、施設の内容や性格から、上記の各閣議決定に反しているものではないとしている。

また、厚生省(社会保険庁)が設置する施設については、上記の各閣議決定の対象とはされていないが、行政管理庁(当時)の行政監察(昭和58年9月報告)において、保養所、会館の施設の新設を原則として行わないこととする必要があるとされたことから、厚生省では当時計画決定済のものを除いて、同報告以降施設の新設を行っていない。ただし、行政監察で報告された以外の施設種別、例えば健康増進機能を備えた厚生年金健康福祉センター等の施設については、その後も新設が行われてきた。

厚生省(社会保険庁)は、厳しい財政状況が見込まれることを勘案し、現在、公的宿泊施設の設置・運営に係る関係予算の大幅な縮減、新規設置の抑制、既存施設の一層の運営の効率化等を進めている。

(表4-1) 昭和58年度以降の閣議決定等対象施設の新設数

58年の閣議決定当時の状況	厚生省 (社会保険庁)	郵政省	雇用促進事業団	簡易保険福祉事業団	年金福祉事業団
着工済み	10	-	6	4	3
計画が進行中		-	2	3	8

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 厚生省の設置施設については、行政監察の報告対象施設。

(特殊法人の整理合理化)

雇用促進事業団及び年金福祉事業団については、行政改革の一環としてその廃止方針が平成9年6月に閣議決定されているところであるが、各事業団廃止後におけるその設置する施設のあり方に係る検討状況についてみると、次のとおりである。

- (1) 雇用促進事業団の現行業務のうち職業能力開発関連業務等については、業務内容を精査した上、新たに設立する法人に移管する方針が決定されている。労働省は、11年の通常国会に法案を提出すべく検討中であり、現在運営している当該宿泊施設の今後の取扱いについても併せて検討しているところである。

なお、検討に際しては、現に当該施設が継続的に運営されているため、地域の経済、雇用に対する影響などを考慮することとしている。

(2) 年金福祉事業団については、11年に行われる年金の財政再計算に合わせ、年金資金の運用の新たなあり方につき結論を得て、廃止することとされ、大規模年金保養基地業務からは撤退する方針が決定されている。

事業団では、閣議決定を受けて、施設の運営を委託している9県及び(財)年金保養協会に運営を委託している4基地の所在する4道県に対し、施設の利用方策及び基地資産の取得について検討を依頼している。

これについては、関係者間でいまだ合意が形成されていないが、13道県の意向は、次のようなものとなっている。

厳しい財政状況から基地資産の取得や運営を行うことは困難である。

提示された価格^(注12)での基地資産の取得は、現時点では難しい状況である。

現時点において具体的利用方策はないが、新たな活用方策について、考慮していきたい。

国の責任において運営することを要望。

(2) 収支の状況

公的宿泊施設の運営における損益(収支)は、基本的には運営受託者にとっての損益(収支)であり、運営上の損失が国の特別会計や各事業団の負担に直ちに結びつく仕組みとはなっていない(直営方式の簡易保険福祉事業団の施設及び雇用促進事業団の全国勤労青少年会館等10施設を除く)。

しかし、運営における損失の程度が著しく大きく、かつその状態が複数年度にわたり継続している施設については、中長期的に施設運営の健全性が確保できず、今後運営受託者の財政面の制約から運営の継続に支障を来し、ひいては事業の目的を達成できなくなるおそれもある。また、簡易保険福祉事業団及び雇用促進事業団の一部の設置施設に

(注12) 年金福祉事業団では、地元道県への基地譲渡について、検討価格として、簿価の1/2を提示している。

については、個々の施設の運営の損益が事業団に帰属していて、事業団全体の損益に反映するため損失は重要な指標である。

このため、収支が著しく悪い施設については、例えば施設の老朽化の程度、立地の影響など収益に及ぼす要因と、人件費などの固定費用の比率といった費用に及ぼす要因を十分把握するとともに、仮に国の特別会計の負担において建替え、改築あるいは大規模な修繕を行った場合これに見合う収支の改善が見込めるか、また、運営の合理化、民間委託の推進等経営努力によって事態は改善するかなどを適切に予測することが重要である。

(3) 利用状況と利用料金

(施設の稼働率と被保険者等の利用割合)

公的宿泊施設の土地・建物は、いずれも国有財産であるか、国の出資法人である各事業団の財産であることから、設置目的に沿って効果的に利用されることが望ましい。

稼働率は、施設が如何に効果的に使用されているかを示す指標の一つである。また、利用者全体に占める被保険者等の割合は、被保険者等の福祉の増進といった事業目的の達成度を表す指標の一つでもある。公的宿泊施設の稼働率は、全般的に見れば平均的な民間の旅館の水準を上回っているが、一部において稼働率の低い施設も見受けられる。

また、船員保険保養所等においては、被保険者等の利用割合の著しく低い施設が多い。

(一般利用者の位置付け)

郵便貯金会館等を除く公的宿泊施設においては、関係法令等に定められた事業の目的を踏まえて、被保険者等の特定の者を施設本来の利用者と位置付けているが、その多くは被保険者等とそれ以外の一般利用者との取扱いを区別しており、特に利用料金の面では、一般利用者には被保険者等より高い料金を適用している。

一般利用者については、その料金収入が収益源となっていて、施設の安定的な運営に寄与している側面はあるものの、基本的には施設の本来の利用者ではなく、被保険者等の利用に支障を来さない限度で、いわば付随的に利用を認められている者と位置付けられている。

したがって、一般利用者は事業によって（換言すれば、国の特別会計の負担によって）もたらされた、通常より廉価な料金やより良いサービスを受けるべき対象ではないと考えられるので、利用に当たっては適切な自己負担を求めることが必要とする考え方が有り得る。

こうした考え方に立つとすれば、一般利用者の利用料金の設定に当たり、運営収支への影響、周辺類似施設の料金の考慮と並んで、事業のコスト、具体的には国の特別会計の負担状況を考慮することが必要と考えられる。

（利用者の確認）

各施設の現場における被保険者等と一般利用者との区別状況について、本院が調査したところ、必ずしもその確認体制が十分ではなく、本来は被保険者等の料金を適用されるべきでない者に対しても、被保険者等の料金を適用するおそれのある施設が見受けられた。

（４）事業の評価システム

（最終負担者の意見の反映）

公的宿泊施設の設置・運営に係る国の特別会計の負担は、最終的には社会保険等各制度の被保険者等や事業主の負担に帰着する。一方、これらの施設事業は、それぞれ法律に根拠を持って行われている事業であるが、保険給付等の制度本体から見れば付随的業務であり、また、施設を利用しない者は利益を受けられないということからすれば、被保険者等やその他の負担者に対してあまねく利益をもたらすものでもないという性格を有している。このような施設事業に対して、保険給付等に充てることもできる貴重な財源を使用するのであるから、施設事業の運営、とりわけ国の特別会計の負担に関しては、最終負担者の十分な合意を得る仕組みが重要と思われる。

この点について、厚生省（社会保険庁）においては各社会保険制度ごとに、随時事業のあり方に関して労使の代表を含む会合を開くなどしている。そして、郵便貯金振興会には、預金者の会の代表者等で構成する評議員会が設置されており、重要事項を審議している。また、雇用促進事業団関係の施設の設置・運営等に関して、労働省では費用の

最終負担者である事業主側代表との間で定期会合を持ち、その意見を業務に反映させているところであり、簡易保険福祉事業団についても、運営審議会を設置し、定期的に開催しており、運営に関して、簡易生命保険の被保険者等の代表から意見を徴している。さらに、年金福祉事業団においても、被保険者代表等による参与会を定期的に開催し運営に対する意見を聞いている。

(業績の評価)

雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団では、公的宿泊施設の設置・運営について毎年度、計画達成率(達成度)、稼働率(効率性)、収支率(健全性)等の指標を用いて業績評価を実施している。

公的宿泊施設の事業の評価に当たっては、事業全体の費用と便益を把握する見地から、被保険者等の福祉の増進など事業の本来の目的の達成度の測定基準や、国の特別会計の負担状況等に関する評価指標についても開発を検討する意義が大きい。

(5)まとめ

公的宿泊施設については、民間同種施設の充実などを背景として、昭和58年の臨時行政調査会の答申や閣議決定において新設の抑制方針が示され、以降の新設施設は、被保険者等のニーズの変化に対応するなどして従来の宿泊保養といった単機能型から、健康増進機能等を併せ備えた多機能型へと変化してきた。

また、最近の民間でできることは民間でという考え方を主要な理念とする行政改革の流れを受けて、今後の新設は全体としてはさらに抑制されるものと見込まれる。

一方、事業の財源である国の各特別会計の財政についてみると、現在、各種社会保険の給付と負担を巡っては、制度のあり方を含めて様々な議論がなされており、資金運用面においても、簡易生命保険を含めて、低金利や収益率の低迷など厳しい環境下にある。

このような状況の下で、被保険者等の支払保険料などの限られた財源を用いて、被保険者等の福祉の増進などの法令に定められた目的を、有効かつ効率的に達成するためには、今後の公的宿泊施設の設置・運営の課題として次のような事項が考えられる。

施設の稼働率や収支の状況は、それぞれの施設の設置・運営の有効性又は健全性を

示す重要な指標であるので、設置者においてこれらを十分把握し、稼働率が著しく低かったり、収支が著しく悪い施設については、その原因を十分究明した上、今後の事態の改善や事業継続の可能性あるいは統廃合の可否等を検討する必要がある。

被保険者等は設置目的上施設の本来的な利用者であり、また、その多くは費用の最終的な負担者であることから、このことを十分念頭においた上で運営を行う必要がある。

事業運営に最終負担者の意見を反映させるためには、まず、現在の仕組みを積極的に活用することが重要である。

事業の評価を適切に行うためには、設置者において業績評価制度の確立や内容の充実が望まれる。その際、国の特別会計の負担状況と、事業の便益が誰にどれだけ及んでいるかなどについて把握する努力も必要である。

今後とも閣議決定等に沿った措置を採ることはもとより、閣議決定等の対象とされていない施設についても、民間同種施設の充実、利用者のニーズ等公的宿泊施設をとりまく状況や、国の特別会計の財政見通しなどを十分考慮した上で設置・運営する必要がある。

なお、雇用促進事業団については、業務内容を精査後、職業能力開発業務等の新法人への移管に合わせて、設置施設の今後の取扱いについて速やかに処理方針が決定されることが望まれる。また、年金福祉事業団については、大規模年金保養基地業務から撤退方針が決定しているため、速やかに関係者と合意の上、設置施設について適切な処理がなされることが望まれる。

いずれの公的宿泊施設においても、国、各事業団、運営受託者等の設置・運営に関わる者、被保険者等をはじめとする施設利用者、及び被保険者等や事業主等の財源の最終負担者だけでなく、地方公共団体、地域住民、さらには民間の同種事業者など多くの人も様々な利害関係を持ち、相互に影響を及ぼしていること、また、公的宿泊施設の中には、宿泊機能のみならずその他の機能を併せ持つものが少なくないことから、公的宿泊施設のあり方について幅広く議論がなされることが肝要である。

卷末資料

(付表 1) 公的宿泊施設の実地検査状況

	施設種別	検査箇所数	検査人日数
厚生省 (社会 保険 庁)	健康保険保養所	3	2 . 5
	健康保険保健福祉センター	2	1 . 5
	船員保険保養所	4	3 . 5
	船員保険福祉センター	2	1 . 5
	厚生年金会館	3	2 . 5
	厚生年金休暇センター	4	4 . 0
	厚生年金健康福祉センター	5	4 . 0
	国民年金健康保養センター	8	6 . 0
	国民年金会館	1	2 . 0
	国民年金健康センター	3	2 . 5
	社会保険庁本庁	1	1 8 . 0
	小 計	3 6	4 8 . 0
郵政省	郵便貯金会館	4	4 . 0
	郵便貯金総合保養施設	2	1 1 . 5
	小 計	6	1 5 . 5
雇用促 進事業 団	勤労者職業福祉センター	1	2 . 0
	勤労者福祉センター	1	1 . 0
	勤労者野外活動施設 (B 型)	4	4 . 5
	勤労総合福祉センター	4	5 . 5
	全国勤労青少年会館	1	2 . 0
	中小企業レクリエーションセン ター	1	1 . 0
	事業団本部	1	7 . 0
	小 計	1 3	2 3 . 0
簡易保 険福祉 事業団	簡易保険保養センター	9	3 7 . 5
	簡易保険会館	2	5 . 0
	小 計	1 1	4 2 . 5
年金福 祉事業 団	大規模年金保養基地	1	2 . 0
	事業団本部	1	5 . 0
	小 計	2	7 . 0
【施設計】		6 8	1 3 6 . 0

(付表2) 施設数・客室数・定員数の推移

施設数の推移

(各年度末現在)

年度	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
<厚生省(社会保険庁)>	162	167	163	155	155	162	165	168	167	156	160
(健康保険保養所等)	73	72	64	51	48	44	43	42	38	33	33
健康保険保養所	73	72	64	51	48	44	43	42	38	32	31
健康保険保健福祉センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
(船員保険保養所等)	69	69	70	71	71	72	71	70	66	54	50
船員保険保養所	68	68	69	69	69	70	69	68	64	52	48
船員保険福祉センター	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
(厚生年金会館等)	6	7	8	10	11	16	19	22	26	29	34
厚生年金会館	5	6	7	8	8	10	11	13	13	15	18
厚生年金休暇センター	1	1	1	2	3	5	7	8	11	11	12
厚生年金健康福祉センター	0	0	0	0	0	1	1	1	2	3	4
(国民年金健康保養センター等)	14	19	21	23	25	30	32	34	37	40	43
国民年金健康保養センター	14	19	21	23	24	29	31	33	36	38	41
国民年金会館	0	0	0	0	1	1	1	1	1	2	2
国民年金健康センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<郵政省>	11	11	11	11	12	14	15	15	15	15	15
郵便貯金会館	11	11	11	11	12	14	15	15	15	15	15
<雇用促進事業団>	24	30	41	50	56	59	62	62	63	64	67
勤労者職業福祉センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
勤労者福祉センター	0	0	0	0	1	1	2	2	2	2	2
勤労者野外活動施設(B型)	1	4	12	19	23	26	28	28	29	30	32
勤労総合福祉センター	16	19	22	24	25	25	25	25	25	25	25
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中小企業レクリエーションセンター	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
<簡易保険福祉事業団>	59	60	64	67	71	72	73	74	76	78	79
簡易保険保養センター	59	60	63	66	70	71	72	72	74	76	77
簡易保険会館	0	0	1	1	1	1	1	2	2	2	2
<年金福祉事業団>	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	6
大規模年金保養基地	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	6
【施設計】	256	268	279	283	294	309	317	321	323	315	327

年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
< 厚生省(社会保険庁) >	163	164	165	169	172	175	176	179	181	183	187
(健康保険保養所等)	35	36	36	35	37	37	35	35	35	35	36
健康保険保養所	31	31	31	30	30	30	28	27	27	25	25
健康保険保健福祉センター	4	5	5	5	7	7	7	8	8	10	11
(船員保険保養所等)	47	43	41	41	41	39	38	37	36	36	35
船員保険保養所	45	41	39	38	38	36	35	34	33	32	31
船員保険福祉センター	2	2	2	3	3	3	3	3	3	4	4
(厚生年金会館等)	37	40	41	44	45	49	52	55	57	57	59
厚生年金会館	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
厚生年金休暇センター	12	12	13	15	16	16	16	16	16	16	16
厚生年金健康福祉センター	5	7	7	8	8	12	15	18	20	20	22
(国民年金健康保養センター等)	44	45	47	49	49	50	51	52	53	55	57
国民年金健康保養センター	42	43	45	47	47	48	48	48	48	48	48
国民年金会館	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
国民年金健康センター	0	0	0	0	0	0	1	2	3	5	7
< 郵政省 >	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
郵便貯金会館	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
< 雇用促進事業団 >	68	68	68	69	69	70	70	70	70	70	70
勤労者職業福祉センター	2	2	2	3	3	4	4	4	4	4	4
勤労者福祉センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
勤労者野外活動施設(B 型)	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
勤労総合福祉センター	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中小企業レクリエーションセンター	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
< 簡易保険福祉事業団 >	79	80	81	81	81	81	81	81	81	81	81
簡易保険保養センター	77	78	79	79	79	79	79	79	79	79	79
簡易保険会館	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
< 年金福祉事業団 >	9	11	13	13	13	13	13	13	13	13	13
大規模年金保養基地	9	11	13	13	13	13	13	13	13	13	13
【施設計】	334	338	342	347	350	354	355	358	360	362	366

(備考) 設置者提出資料により作成。

客室数の推移

(各年度末現在)(単位:室)

年度	58	59	60	61	62	63
<厚生省(社会保険庁)>	3,219	3,366	3,610	3,752	3,859	3,965
(健康保険保養所等)	355	337	326	367	401	420
健康保険保養所	355	326	277	273	282	301
健康保険保健福祉センター	0	11	49	94	119	119
(船員保険保養所等)	828	712	671	624	569	547
船員保険保養所	774	658	617	570	511	489
船員保険福祉センター	54	54	54	54	58	58
(厚生年金会館等)	1,303	1,519	1,765	1,901	2,010	2,064
厚生年金会館	794	974	1,121	1,214	1,252	1,252
厚生年金休暇センター	466	466	542	557	566	620
厚生年金健康福祉センター	43	79	102	130	192	192
(国民年金健康保養センター等)	733	798	848	860	879	934
国民年金健康保養センター	638	667	717	729	748	803
国民年金会館	95	131	131	131	131	131
国民年金健康センター	0	0	0	0	0	0
<郵政省>	529	592	592	592	592	592
郵便貯金会館	529	592	592	592	592	592
<雇用促進事業団>	1,751	1,792	1,865	1,949	1,950	1,970
勤労者職業福祉センター	0	0	54	113	113	113
勤労者福祉センター	88	88	88	88	88	88
勤労者野外活動施設(B型)	684	725	745	770	774	777
勤労総合福祉センター	623	623	623	623	623	631
全国勤労青少年会館	82	82	82	82	82	82
中小企業レクリエーションセンター	274	274	273	273	270	279
<簡易保険福祉事業団>	2,714	2,761	2,810	2,829	2,896	2,994
簡易保険保養センター	2,400	2,447	2,496	2,515	2,582	2,680
簡易保険会館	314	314	314	314	314	314
<年金福祉事業団>	178	178	514	675	747	826
大規模年金保養基地	178	178	514	675	747	826
【施設計】	8,391	8,689	9,391	9,797	10,044	10,347

年度	元	2	3	4	5	6
< 厚生省（社会保険庁） >	4,151	4,285	4,442	4,535	4,712	4,828
（健康保険保養所等）	422	471	471	471	480	472
健康保険保養所	303	313	313	313	305	297
健康保険保健福祉センター	119	158	158	158	175	175
（船員保険保養所等）	566	566	541	533	519	509
船員保険保養所	478	478	453	445	431	421
船員保険福祉センター	88	88	88	88	88	88
（厚生年金会館等）	2,185	2,240	2,400	2,490	2,645	2,744
厚生年金会館	1,250	1,246	1,246	1,214	1,214	1,214
厚生年金休暇センター	716	775	793	826	840	858
厚生年金健康福祉センター	219	219	361	450	591	672
（国民年金健康保養センター等）	978	1,008	1,030	1,041	1,068	1,103
国民年金健康保養センター	847	877	899	898	907	914
国民年金会館	131	131	131	131	131	131
国民年金健康センター	0	0	0	12	30	58
< 郵政省 >	592	708	786	786	785	784
郵便貯金会館	592	708	786	786	785	784
< 雇用促進事業団 >	1,995	2,104	2,215	2,243	2,292	2,342
勤労者職業福祉センター	113	211	285	285	285	285
勤労者福祉センター	88	88	88	88	88	98
勤労者野外活動施設（B型）	801	812	822	850	865	891
勤労総合福祉センター	632	632	658	658	685	698
全国勤労青少年会館	82	82	82	82	82	83
中小企業レクリエーションセンター	279	279	280	280	287	287
< 簡易保険福祉事業団 >	3,039	3,096	3,151	3,163	3,193	3,209
簡易保険保養センター	2,725	2,782	2,837	2,849	2,879	2,895
簡易保険会館	314	314	314	314	314	314
< 年金福祉事業団 >	829	829	849	869	896	914
大規模年金保養基地	829	829	849	869	896	914
【施設計】	10,606	11,022	11,433	11,596	11,878	12,077

年度	7	8
< 厚生省（社会保険庁） >	5,021	5,162
（健康保険保養所等）	537	544
健康保険保養所	307	293
健康保険保健福祉センター	230	251
（船員保険保養所等）	531	514
船員保険保養所	415	398
船員保険福祉センター	116	116
（厚生年金会館等）	2,809	2,922
厚生年金会館	1,216	1,238
厚生年金休暇センター	894	895
厚生年金健康福祉センター	699	789
（国民年金健康保養センター等）	1,144	1,182
国民年金健康保養センター	918	920
国民年金会館	131	131
国民年金健康センター	95	131
< 郵政省 >	784	784
郵便貯金会館	784	784
< 雇用促進事業団 >	2,349	2,374
勤労者職業福祉センター	285	285
勤労者福祉センター	98	98
勤労者野外活動施設（B型）	896	917
勤労総合福祉センター	698	699
全国勤労青少年会館	83	83
中小企業レクリエーションセンター	289	292
< 簡易保険福祉事業団 >	3,316	3,344
簡易保険保養センター	3,002	3,030
簡易保険会館	314	314
< 年金福祉事業団 >	959	1,030
大規模年金保養基地	959	1,030
【施設計】	12,429	12,694

（備考）設置者提出資料により作成。

定員数の推移

(各年度末現在)(単位:人)

年度	58	59	60	61	62	63
< 厚生省(社会保険庁) >	8,911	9,169	9,769	9,982	10,280	10,661
(健康保険保養所等)	1,084	1,032	968	1,034	1,114	1,167
健康保険保養所	1,084	1,012	898	884	905	958
健康保険保健福祉センター	0	20	70	150	209	209
(船員保険保養所等)	2,099	1,847	1,755	1,656	1,549	1,500
船員保険保養所	1,901	1,649	1,557	1,458	1,331	1,282
船員保険福祉センター	198	198	198	198	218	218
(厚生年金会館等)	2,969	3,286	3,812	4,014	4,263	4,462
厚生年金会館	1,357	1,565	1,773	1,891	1,946	1,946
厚生年金休暇センター	1,481	1,481	1,726	1,756	1,795	1,994
厚生年金健康福祉センター	131	240	313	367	522	522
(国民年金保養センター等)	2,759	3,004	3,234	3,278	3,354	3,532
国民年金健康保養センター	2,601	2,737	2,967	3,011	3,087	3,265
国民年金会館	158	267	267	267	267	267
国民年金健康センター	0	0	0	0	0	0
< 郵政省 >	1,060	1,122	1,122	1,122	1,109	1,109
郵便貯金会館	1,060	1,122	1,122	1,122	1,109	1,109
< 雇用促進事業団 >	7,642	7,845	8,062	8,271	8,325	8,392
勤労者職業福祉センター	0	0	114	201	201	201
勤労者福祉センター	191	191	191	191	191	191
勤労者野外活動施設(B型)	3,240	3,443	3,548	3,670	3,695	3,709
勤労総合福祉センター	2,843	2,843	2,843	2,843	2,875	2,895
全国勤労青少年会館	158	158	158	158	158	158
中小企業レクリエーションセンター	1,210	1,210	1,208	1,208	1,205	1,238
< 簡易保険福祉事業団 >	9,615	9,829	10,033	10,102	10,361	10,744
簡易保険保養センター	8,972	9,186	9,390	9,459	9,718	10,101
簡易保険会館	643	643	643	643	643	643
< 年金福祉事業団 >	664	664	1,920	2,575	2,894	3,202
大規模年金保養基地	664	664	1,920	2,575	2,894	3,202
【施設計】	27,892	28,629	30,906	32,052	32,969	34,108

年度	元	2	3	4	5	6
< 厚生省（社会保険庁） >	11,288	11,691	12,148	12,402	12,783	13,046
（健康保険保養所等）	1,172	1,264	1,264	1,264	1,298	1,263
健康保険保養所	963	957	957	957	951	916
健康保険保健福祉センター	209	307	307	307	347	347
（船員保険保養所等）	1,546	1,546	1,490	1,473	1,443	1,422
船員保険保養所	1,256	1,256	1,200	1,183	1,153	1,132
船員保険福祉センター	290	290	290	290	290	290
（厚生年金会館等）	4,907	5,147	5,569	5,784	6,072	6,267
厚生年金会館	1,945	1,949	1,949	1,861	1,861	1,867
厚生年金休暇センター	2,369	2,605	2,731	2,800	2,842	2,866
厚生年金健康福祉センター	593	593	889	1,123	1,369	1,534
（国民年金健康保養センター等）	3,663	3,734	3,825	3,881	3,970	4,094
国民年金健康保養センター	3,396	3,467	3,558	3,557	3,574	3,600
国民年金会館	267	267	267	267	267	267
国民年金健康センター	0	0	0	57	129	227
< 郵政省 >	1,109	1,225	1,320	1,320	1,319	1,317
郵便貯金会館	1,109	1,225	1,320	1,320	1,319	1,317
< 雇用促進事業団 >	8,494	8,738	9,038	9,156	9,423	9,668
勤労者職業福祉センター	201	369	494	494	494	494
勤労者福祉センター	191	191	191	191	191	201
勤労者野外活動施設（B型）	3,824	3,897	3,946	4,064	4,137	4,270
勤労総合福祉センター	2,882	2,885	3,009	3,009	3,164	3,261
全国勤労青少年会館	158	158	158	158	158	163
中小企業レクリエーションセンター	1,238	1,238	1,240	1,240	1,279	1,279
< 簡易保険福祉事業団 >	10,991	11,152	11,349	11,399	11,489	11,554
簡易保険保養センター	10,348	10,509	10,706	10,756	10,846	10,911
簡易保険会館	643	643	643	643	643	643
< 年金福祉事業団 >	3,266	3,266	3,355	3,415	3,527	3,621
大規模年金保養基地	3,266	3,266	3,355	3,415	3,527	3,621
【施設計】	35,148	36,072	37,210	37,692	38,541	39,206

年度	7	8
< 厚生省（社会保険庁） >	13,573	13,954
（健康保険保養所等）	1,422	1,447
健康保険保養所	956	920
健康保険保健福祉センター	466	527
（船員保険保養所等）	1,494	1,457
船員保険保養所	1,116	1,079
船員保険福祉センター	378	378
（厚生年金会館等）	6,409	6,677
厚生年金会館	1,869	1,938
厚生年金休暇センター	2,964	2,982
厚生年金健康福祉センター	1,576	1,757
（国民年金保養施設）	4,248	4,373
国民年金会館	267	261
国民年金健康保養センター	3,610	3,603
国民年金健康センター	371	509
< 郵政省 >	1,318	1,319
郵便貯金会館	1,318	1,319
< 雇用促進事業団 >	9,688	9,839
勤労者職業福祉センター	494	494
勤労者福祉センター	201	201
勤労者野外活動施設（B型）	4,280	4,378
勤労総合福祉センター	3,261	3,271
全国勤労青少年会館	163	163
中小企業レクリエーションセンター	1,289	1,332
< 簡易保険福祉事業団 >	11,901	12,061
簡易保険保養センター	11,258	11,418
簡易保険会館	643	643
< 年金福祉事業団 >	3,799	4,014
大規模年金保養基地	3,799	4,014
【施設計】	40,279	41,187

（備考）設置者提出資料により作成。

(付表 3) 公的宿泊施設の都道府県別設置状況

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県
(健康保険保養所等)	0	1	1	1	1
健康保険保養所	0	1	1	1	1
健康保険保健福祉センター	0	0	0	0	0
(船員保険保養所等)	5	1	1	2	1
船員保険保養所	4	1	1	2	1
船員保険福祉センター	1	0	0	0	0
(厚生年金会館等)	1	1	1	1	1
厚生年金会館	1	1	0	0	0
厚生年金休暇センター	0	0	0	0	1
厚生年金健康福祉センター	0	0	1	1	0
(国民年金健康保養センター等)	3	1	2	1	1
国民年金健康保養センター	3	1	1	1	1
国民年金会館	0	0	0	0	0
国民年金健康センター	0	0	1	0	0
厚生省(社会保険庁)	9	4	5	5	4
郵便貯金会館	1	0	0	1	0
郵政省	1	0	0	1	0
勤労者職業福祉センター	1	0	0	1	0
勤労者福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者野外活動施設(B型)	1	0	1	1	1
勤労総合福祉センター	1	1	0	1	1
全国勤労青少年会館	0	0	0	0	0
中小企業レクリエーションセンター	0	0	1	0	0
雇用促進事業団	3	1	2	3	2
簡易保険保養センター	4	2	2	1	2
簡易保険会館	0	0	0	0	0
簡易保険福祉事業団	4	2	2	1	2
大規模年金保養基地	1	0	1	1	0
年金福祉事業団	1	0	1	1	0
【施設計】	18	7	10	11	8

	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
(健康保険保養所等)	2	2	0	1	2
健康保険保養所	2	1	0	1	1
健康保険保健福祉センター	0	1	0	0	1
(船員保険保養所等)	0	0	1	0	0
船員保険保養所	0	0	1	0	0
船員保険福祉センター	0	0	0	0	0
(厚生年金会館等)	1	1	1	1	2
厚生年金会館	0	0	0	0	1
厚生年金休暇センター	1	0	0	1	0
厚生年金健康福祉センター	0	1	1	0	1
(国民年金健康保養センター等)	1	1	2	1	1
国民年金健康保養センター	1	1	1	1	1
国民年金会館	0	0	0	0	0
国民年金健康センター	0	0	1	0	0
厚生省(社会保険庁)	4	4	4	3	5
郵便貯金会館	0	0	0	0	0
郵政省	0	0	0	0	0
勤労者職業福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者野外活動施設(B型)	1	1	1	0	0
勤労総合福祉センター	0	1	1	0	0
全国勤労青少年会館	0	0	0	0	0
中小企業レクリエーションセンター	0	0	0	0	0
雇用促進事業団	1	2	2	0	0
簡易保険保養センター	1	2	2	2	2
簡易保険会館	0	0	0	0	0
簡易保険福祉事業団	1	2	2	2	2
大規模年金保養基地	0	1	0	0	0
年金福祉事業団	0	1	0	0	0
【施設計】	6	9	8	5	7

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
(健康保険保養所等)	0	0	0	1	1
健康保険保養所	0	0	0	1	1
健康保険保健福祉センター	0	0	0	0	0
(船員保険保養所等)	0	2	1	2	0
船員保険保養所	0	2	1	2	0
船員保険福祉センター	0	0	0	0	0
(厚生年金会館等)	1	2	2	0	1
厚生年金会館	0	0	1	0	1
厚生年金休暇センター	1	1	0	0	0
厚生年金健康福祉センター	0	1	1	0	0
(国民年金健康保養センター等)	2	1	2	1	2
国民年金健康保養センター	1	1	1	1	1
国民年金会館	0	0	1	0	0
国民年金健康センター	1	0	0	0	1
厚生省(社会保険庁)	3	5	5	4	4
郵便貯金会館	0	0	1	1	1
郵政省	0	0	1	1	1
勤労者職業福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者野外活動施設(B型)	1	1	0	1	1
勤労総合福祉センター	0	0	0	0	0
全国勤労青少年会館	0	0	1	0	0
中小企業レクリエーションセンター	0	0	0	0	0
雇用促進事業団	1	1	1	1	1
簡易保険保養センター	1	2	2	1	2
簡易保険会館	0	0	1	0	0
簡易保険福祉事業団	1	2	3	1	2
大規模年金保養基地	0	0	0	0	1
年金福祉事業団	0	0	0	0	1
【施設計】	5	8	10	7	9

	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
(健康保険保養所等)	1	0	0	1	3
健康保険保養所	1	0	0	1	2
健康保険保健福祉センター	0	0	0	0	1
(船員保険保養所等)	0	1	1	0	1
船員保険保養所	0	1	1	0	0
船員保険福祉センター	0	0	0	0	1
(厚生年金会館等)	1	2	2	1	3
厚生年金会館	0	1	1	1	1
厚生年金休暇センター	1	0	0	0	0
厚生年金健康福祉センター	0	1	1	0	2
(国民年金健康保養センター等)	1	1	1	1	2
国民年金健康保養センター	1	1	1	1	2
国民年金会館	0	0	0	0	0
国民年金健康センター	0	0	0	0	0
厚生省(社会保険庁)	3	4	4	3	9
郵便貯金会館	0	1	0	0	1
郵政省	0	1	0	0	1
勤労者職業福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者野外活動施設(B型)	1	1	0	1	1
勤労総合福祉センター	1	0	0	0	1
全国勤労青少年会館	0	0	0	0	0
中小企業レクリエーションセンター	0	0	0	0	0
雇用促進事業団	2	1	0	1	2
簡易保険保養センター	2	1	1	2	2
簡易保険会館	0	0	0	0	0
簡易保険福祉事業団	2	1	1	2	2
大規模年金保養基地	0	0	0	0	0
年金福祉事業団	0	0	0	0	0
【施設計】	7	7	5	6	14

	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
(健康保険保養所等)	0	1	0	1	1
健康保険保養所	0	1	0	0	0
健康保険保健福祉センター	0	0	0	1	1
(船員保険保養所等)	0	2	0	1	0
船員保険保養所	0	2	0	1	0
船員保険福祉センター	0	0	0	0	0
(厚生年金会館等)	1	3	2	2	1
厚生年金会館	0	1	1	0	0
厚生年金休暇センター	0	1	0	1	1
厚生年金健康福祉センター	1	1	1	1	0
(国民年金健康保養センター等)	1	1	1	1	1
国民年金健康保養センター	1	1	1	1	1
国民年金会館	0	0	0	0	0
国民年金健康センター	0	0	0	0	0
厚生省(社会保険庁)	2	7	3	5	3
郵便貯金会館	0	0	1	0	0
郵政省	0	0	1	0	0
勤労者職業福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者福祉センター	0	0	1	0	0
勤労者野外活動施設(B型)	0	0	1	1	1
勤労総合福祉センター	1	1	0	1	0
全国勤労青少年会館	0	0	0	0	0
中小企業レクリエーションセンター	0	1	1	0	0
雇用促進事業団	1	2	3	2	1
簡易保険保養センター	2	3	2	2	1
簡易保険会館	0	0	0	0	0
簡易保険福祉事業団	2	3	2	2	1
大規模年金保養基地	1	0	0	0	0
年金福祉事業団	1	0	0	0	0
【施設計】	6	12	9	9	5

	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
(健康保険保養所等)	1	0	1	0	0
健康保険保養所	1	0	1	0	0
健康保険保健福祉センター	0	0	0	0	0
(船員保険保養所等)	0	0	1	0	1
船員保険保養所	0	0	0	0	1
船員保険福祉センター	0	0	1	0	0
(厚生年金会館等)	1	2	0	0	1
厚生年金会館	0	1	0	0	0
厚生年金休暇センター	1	0	0	0	0
厚生年金健康福祉センター	0	1	0	0	1
(国民年金健康保養センター等)	2	2	1	1	1
国民年金健康保養センター	0	1	1	1	1
国民年金会館	1	0	0	0	0
国民年金健康センター	1	1	0	0	0
厚生省(社会保険庁)	4	4	3	1	3
郵便貯金会館	0	1	0	0	0
郵政省	0	1	0	0	0
勤労者職業福祉センター	0	1	0	0	0
勤労者福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者野外活動施設(B型)	0	0	1	1	1
勤労総合福祉センター	0	0	2	0	0
全国勤労青少年会館	0	0	0	0	0
中小企業レクリエーションセンター	1	0	0	0	0
雇用促進事業団	1	1	3	1	1
簡易保険保養センター	1	2	4	1	1
簡易保険会館	1	0	0	0	0
簡易保険福祉事業団	2	2	4	1	1
大規模年金保養基地	0	0	1	0	1
年金福祉事業団	0	0	1	0	1
【施設計】	7	8	11	3	6

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
(健康保険保養所等)	1	0	2	0	2
健康保険保養所	1	0	2	0	1
健康保険保健福祉センター	0	0	0	0	1
(船員保険保養所等)	1	0	1	0	2
船員保険保養所	1	0	1	0	2
船員保険福祉センター	0	0	0	0	0
(厚生年金会館等)	1	1	2	2	1
厚生年金会館	1	1	0	1	0
厚生年金休暇センター	0	0	1	0	1
厚生年金健康福祉センター	0	0	1	1	0
(国民年金健康保養センター等)	1	1	1	1	1
国民年金健康保養センター	1	1	1	1	1
国民年金会館	0	0	0	0	0
国民年金健康センター	0	0	0	0	0
厚生省(社会保険庁)	4	2	6	3	6
郵便貯金会館	0	0	1	1	0
郵政省	0	0	1	1	0
勤労者職業福祉センター	0	0	0	1	0
勤労者福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者野外活動施設(B型)	0	1	1	1	1
勤労総合福祉センター	1	0	1	1	1
全国勤労青少年会館	0	0	0	0	0
中小企業レクリエーションセンター	0	0	0	0	0
雇用促進事業団	1	1	2	3	2
簡易保険保養センター	1	1	2	2	2
簡易保険会館	0	0	0	0	0
簡易保険福祉事業団	1	1	2	2	2
大規模年金保養基地	0	0	0	1	0
年金福祉事業団	0	0	0	1	0
【施設計】	6	4	11	10	10

	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
(健康保険保養所等)	0	1	1	0	1
健康保険保養所	0	1	1	0	0
健康保険保健福祉センター	0	0	0	0	1
(船員保険保養所等)	0	1	1	1	1
船員保険保養所	0	1	1	1	0
船員保険福祉センター	0	0	0	0	1
(厚生年金会館等)	1	1	1	1	1
厚生年金会館	1	1	0	0	1
厚生年金休暇センター	0	0	1	0	0
厚生年金健康福祉センター	0	0	0	1	0
(国民年金健康保養センター等)	1	1	1	1	2
国民年金健康保養センター	1	1	1	1	1
国民年金会館	0	0	0	0	0
国民年金健康センター	0	0	0	0	1
厚生省(社会保険庁)	2	4	4	3	5
郵便貯金会館	0	0	1	0	1
郵政省	0	0	1	0	1
勤労者職業福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者福祉センター	0	0	0	0	1
勤労者野外活動施設(B型)	0	0	0	0	2
勤労総合福祉センター	1	0	1	0	1
全国勤労青少年会館	0	0	0	0	0
中小企業レクリエーションセンター	0	0	0	0	0
雇用促進事業団	1	0	1	0	4
簡易保険保養センター	2	1	1	2	2
簡易保険会館	0	0	0	0	0
簡易保険福祉事業団	2	1	1	2	2
大規模年金保養基地	0	0	0	1	1
年金福祉事業団	0	0	0	1	1
【施設計】	5	5	7	6	13

	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県
(健康保険保養所等)	2	1	1	1	0
健康保険保養所	1	0	0	0	0
健康保険保健福祉センター	1	1	1	1	0
(船員保険保養所等)	0	0	0	0	1
船員保険保養所	0	0	0	0	1
船員保険福祉センター	0	0	0	0	0
(厚生年金会館等)	1	2	1	1	2
厚生年金会館	0	1	1	0	1
厚生年金休暇センター	1	0	0	1	0
厚生年金健康福祉センター	0	1	0	0	1
(国民年金健康保養センター等)	1	1	1	1	1
国民年金健康保養センター	1	1	1	1	1
国民年金会館	0	0	0	0	0
国民年金健康センター	0	0	0	0	0
厚生省(社会保険庁)	4	4	3	3	4
郵便貯金会館	0	0	1	0	0
郵政省	0	0	1	0	0
勤労者職業福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者福祉センター	0	0	0	0	0
勤労者野外活動施設(B型)	0	1	1	1	0
勤労総合福祉センター	1	1	1	0	1
全国勤労青少年会館	0	0	0	0	0
中小企業レクリエーションセンター	0	0	0	1	0
雇用促進事業団	1	2	2	2	1
簡易保険保養センター	1	1	2	1	2
簡易保険会館	0	0	0	0	0
簡易保険福祉事業団	1	1	2	1	2
大規模年金保養基地	0	0	1	0	0
年金福祉事業団	0	0	1	0	0
【施設計】	6	7	9	6	7

	鹿児島県	沖縄県	計
(健康保険保養所等)	0	0	36
健康保険保養所	0	0	25
健康保険保健福祉センター	0	0	11
(船員保険保養所等)	1	0	34
船員保険保養所	1	0	30
船員保険福祉センター	0	0	4
(厚生年金会館等)	1	1	60
厚生年金会館	0	0	21
厚生年金休暇センター	0	1	16
厚生年金健康福祉センター	1	0	23
(国民年金健康保養センター等)	1	0	57
国民年金健康保養センター	1	0	48
国民年金会館	0	0	2
国民年金健康センター	0	0	7
厚生省(社会保険庁)	3	1	187
郵便貯金会館	0	1	15
郵政省	0	1	15
勤労者職業福祉センター	0	0	4
勤労者福祉センター	0	0	2
勤労者野外活動施設(B型)	1	1	32
勤労総合福祉センター	0	1	25
全国勤労青少年会館	0	0	1
中小企業レクリエーションセンター	1	0	6
雇用促進事業団	2	2	70
簡易保険保養センター	1	0	79
簡易保険会館	0	0	2
簡易保険福祉事業団	1	0	81
大規模年金保養基地	1	0	13
年金福祉事業団	1	0	13
【施設計】	7	4	366

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 施設数は平成9年4月1日現在である。
3. 本院実施の公的宿泊施設所在の市町村観光主管課に対するアンケート調査結果に基づく。

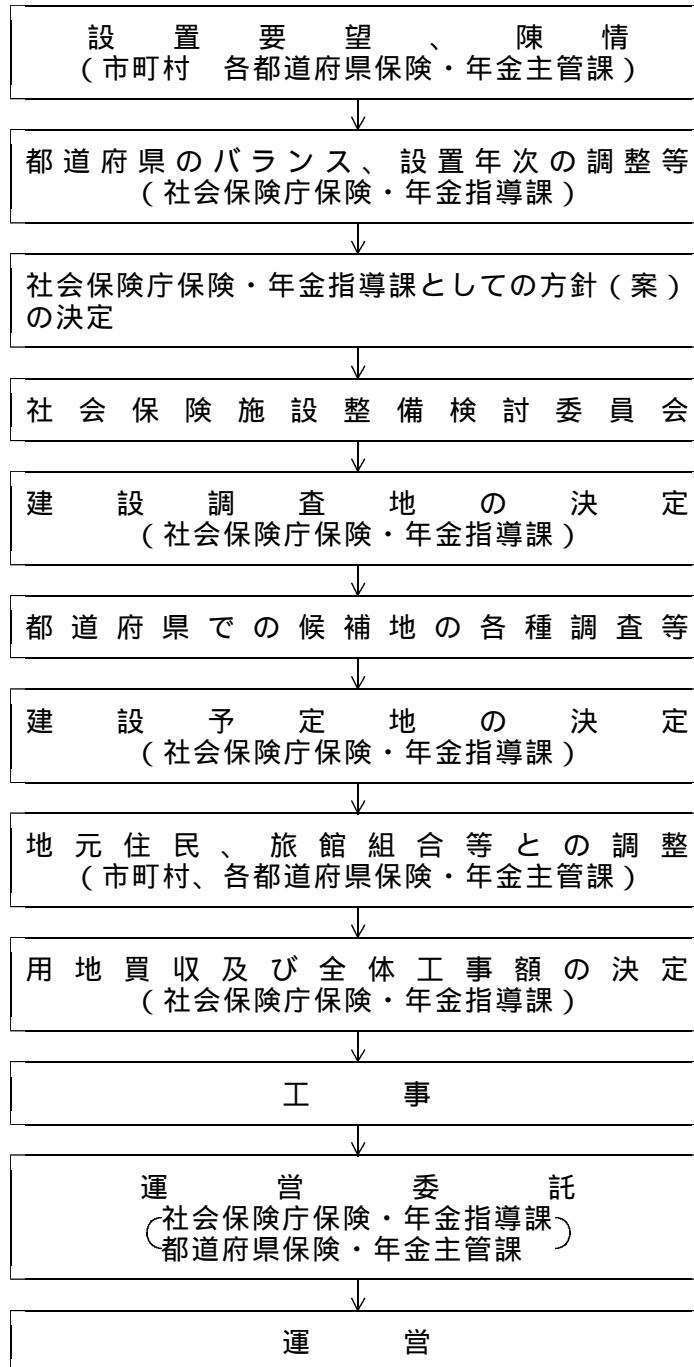
(付表 4) 民間の旅館・ホテルの都道府県別立地状況

都道府県名	施設数	都道府県名	施設数
北海道	4,328	滋賀県	838
青森県	1,377	京都府	1,246
岩手県	1,262	大阪府	1,529
宮城県	1,206	兵庫県	2,461
秋田県	917	奈良県	570
山形県	1,277	和歌山	1,388
福島県	2,460	鳥取県	604
茨城県	1,706	島根県	742
栃木県	2,171	岡山県	1,213
群馬県	1,792	広島県	1,167
埼玉県	1,056	山口県	1,329
千葉県	2,167	徳島県	939
東京都	2,366	香川県	772
神奈川	2,371	愛媛県	910
新潟県	3,884	高知県	728
富山県	690	福岡県	1,580
石川県	1,202	佐賀県	539
福井県	1,498	長崎県	979
山梨県	1,892	熊本県	1,653
長野県	4,249	大分県	1,682
岐阜県	1,910	宮崎県	692
静岡県	5,319	鹿児島	1,612
愛知県	2,125	沖縄県	1,039
三重県	2,368		
		合計	77,805

(備考) 1. 厚生省生活衛生局環境衛生関係営業施設数調べ(平成8年12月末現在)による。

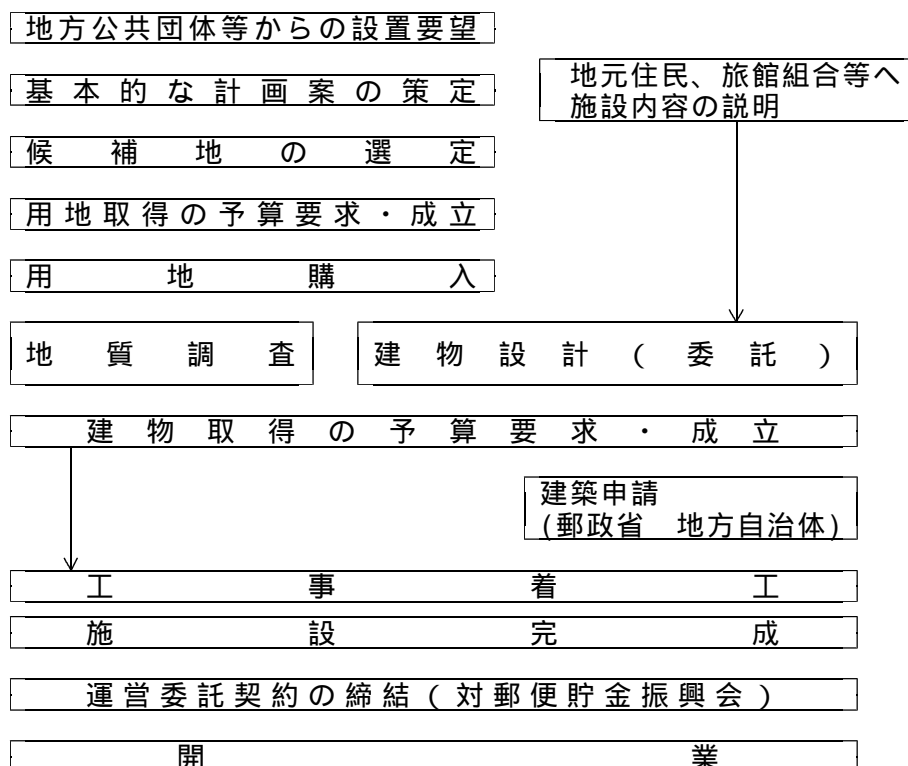
(付図 1) 施設建設の手続き

< 厚生省 (社会保険庁) >



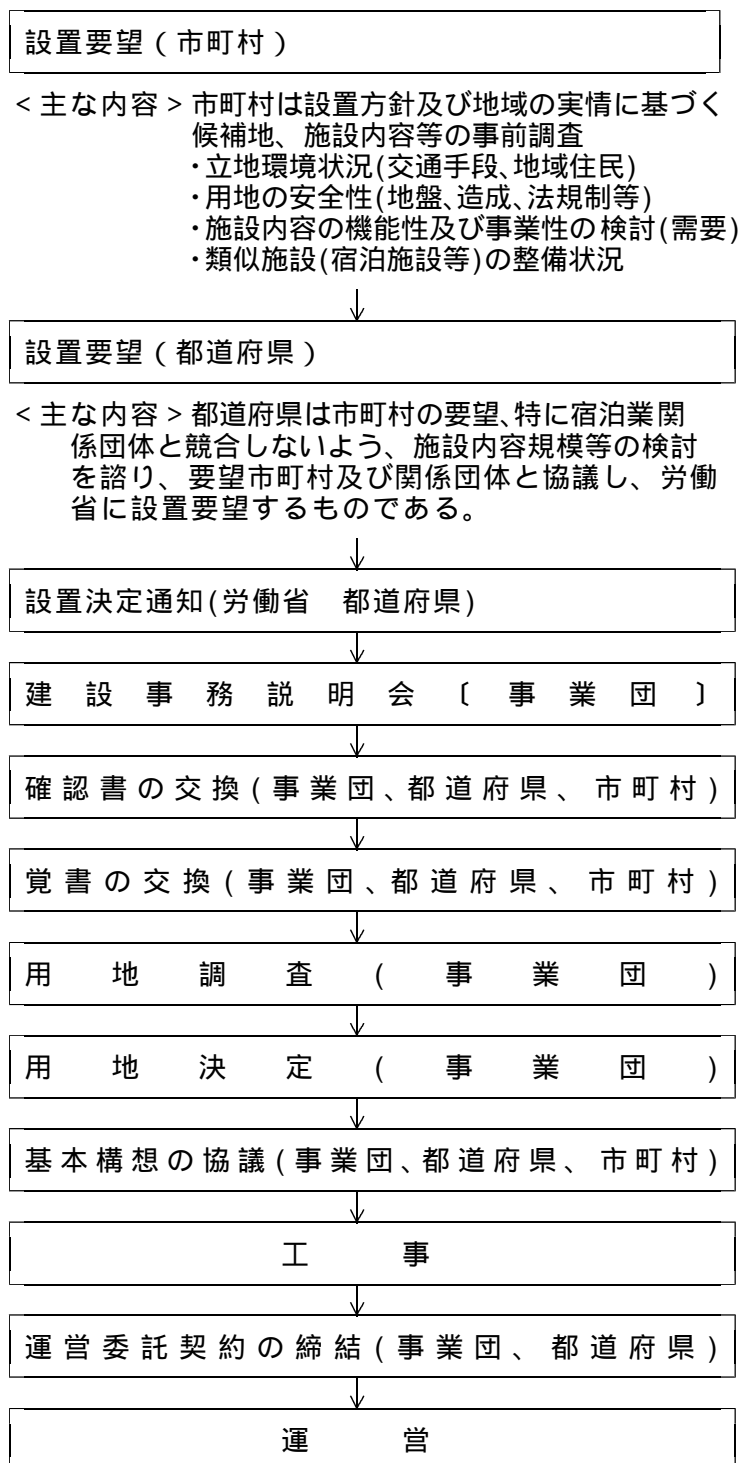
(備考) 設置者提出資料により作成。

< 郵政省 >



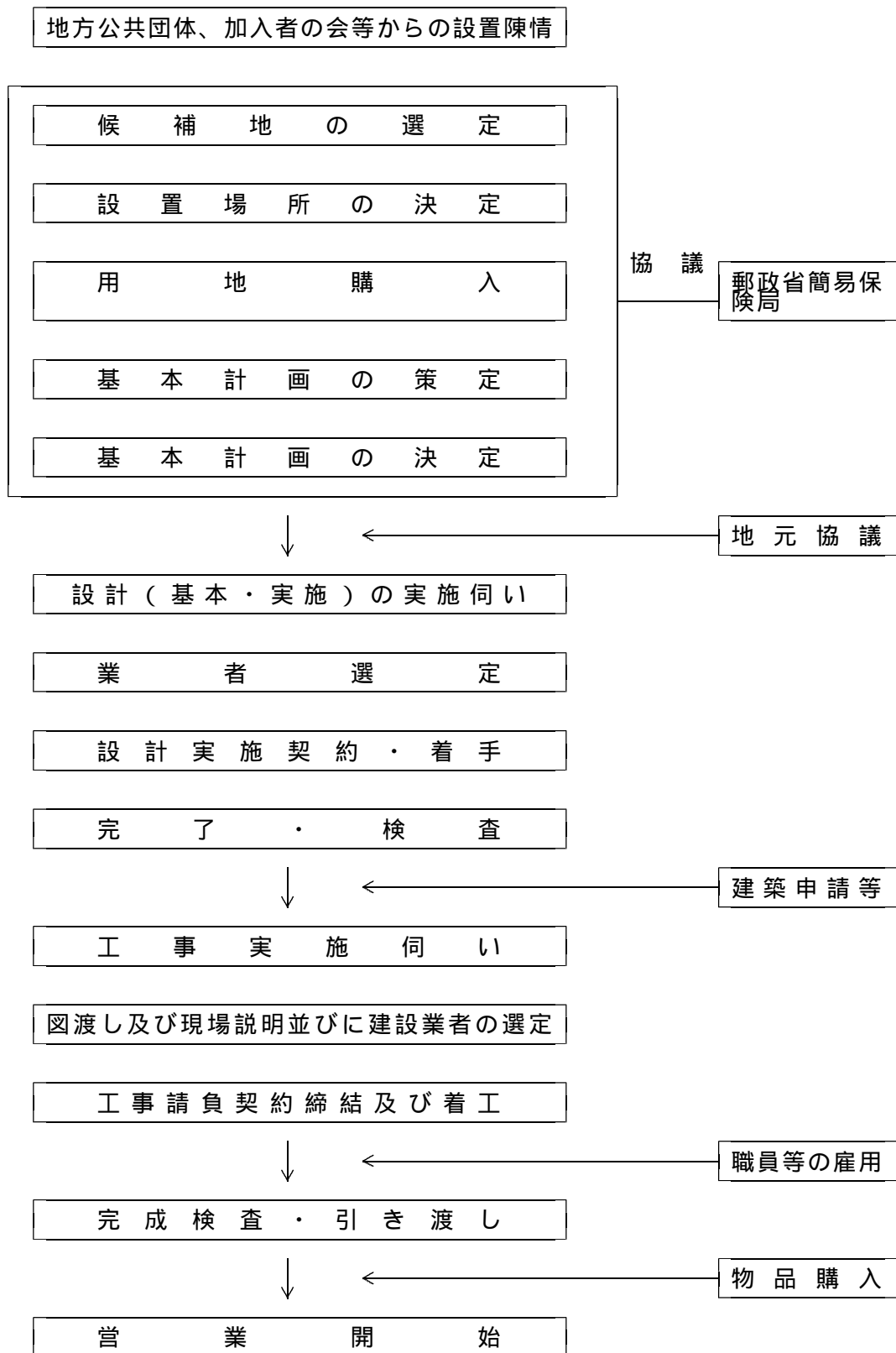
(備考) 設置者提出資料により作成。

< 雇用促進事業団 >



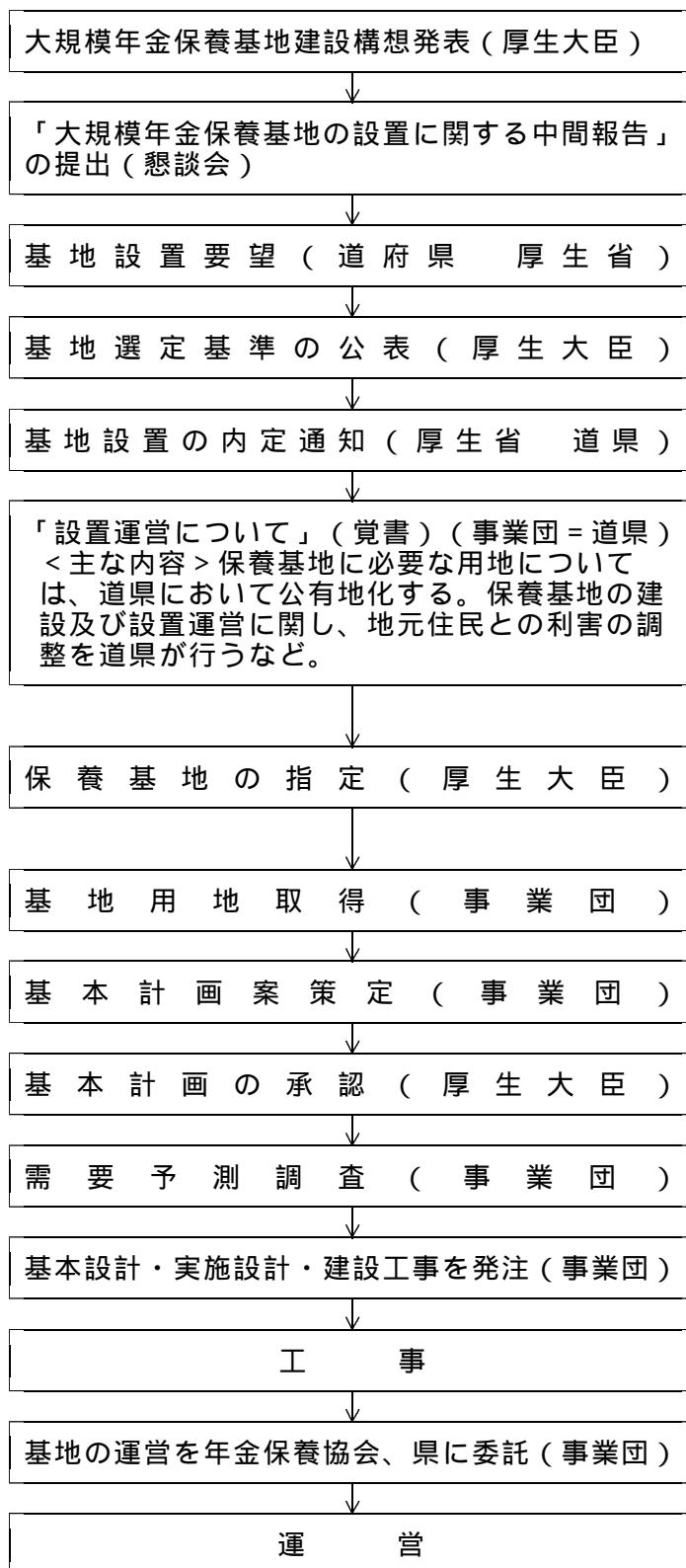
(備考)設置者提出資料により作成。

< 簡易保険福祉事業団 >



(備考) 設置者提出資料により作成。

< 年金福祉事業団 >



(備考) 設置者提出資料により作成。

(付表5) 公的宿泊施設の建設に係る特別会計からの支出及び各事業団の支出(8年度決算)

厚生省(社会保険庁)
国の支出

会計名	勘定名・科目	金額	備考
厚生保険特別会計	(業務勘定) (項)保健事業費 (目)健康増進施設整備費	1,620,153千円	健康保険保養所、社会保険健康センター等
	(項)福祉施設事業費 (目)健康保険医療施設整備費	54,283,192千円	健康保険福祉センター、社会保険病院等
	(目)厚生年金会館等施設整備費	8,168,792千円	厚生年金会館、社会保険健康センター等
	(項)老人ホーム等施設整備費	32,015,710千円	厚生年金休暇センター、厚生年金健康福祉センター、厚生年金老人ホーム等
	(計)	96,087,847千円	
船員保険特別会計	(項)福祉事業費 (目)福祉施設整備費	1,834,084千円	船員保険保養所、船員保険病院等
国民年金特別会計	(業務勘定) (項)福祉施設費 (目)福祉施設整備費	10,989,253千円	国民年金会館、国民年金健康保養センター、社会保険センター

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
 2. 公的宿泊施設の施設設備(新設を除く。)に要する費用に係るものは、上記のうち24,639百万円(厚生保険特別会計17,757百万円、船員保険特別会計167百万円、国民年金特別会計6,715百万円)である。
 3. 上記記載の金額は、(目)全体の額であり、公的宿泊施設を含む「備考」記載の施設の整備に充てられている。

郵政省
国の支出

会計名	勘定名・科目	金額
郵政事業特別 会計	(項)局舎其他施設 費 (目)施設費	199,951,598千円

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 郵便貯金会館等の建設に係るものは、上記のうち29,810百万円である。

雇用促進事業団
国 事業団

国の支出			事業団の受入れ	
会計名	勘定名・科目	金額	勘定名	科目
労働保険特別会計	(雇用勘定) (項)雇用促進事業団出資 (目)雇用促進事業団出資金	85,067,764千円	一般会計 雇用保険勘定	(款)政府出資金及び交付金 (項)政府出資金

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 公的宿泊施設の建設に係るものは、上記の一部である。

事業団の支出

勘定名	費目	金額
雇用保険勘定	(項)施設建設費	84,455,835千円

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 公的宿泊施設の建設に係るものは、上記の一部である。

簡易保険福祉事業団
国 事業団

国の支出			事業団の受入れ	
会計名	勘定名・科目	金額	勘定名	科目
簡易生命保険特別会計	(項)簡易保険福祉事業団出資金 (目)簡易保険福祉事業団出資金	15,019,948千円	一般勘定	(項)簡易生命保険特別会計出資金収入
	(項)簡易保険福祉事業団交付金 (目)簡易保険福祉事業団交付金	29,192,245千円		(項)簡易生命保険特別会計交付金収入
	(計)	44,212,193千円		

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 交付金に記載の金額には、運営費に係るものも含まれている。建設費に係る分(減価償却費)は、上記のうち6,835百万円である。

事業団の支出

勘定名	科目	金額
一般勘定	(項)施設建設費	27,856,124千円

- (備考) 設置者提出資料により作成。

年金福祉事業団

国の支出			事業団の受入れ	
会計名	勘定名・科目	金額	勘定名	科目
厚生保険 特別会計	(業務勘定) (項)年金福祉事 業団出資 (目)年金福祉 事業団出 資金	6,596,546千円	一般事業勘 定	(款)出資金 (項)出資金
国民年金 特別会計	(業務勘定) (項)年金福祉事 業団出資 (目)年金福祉 事業団出 資金	676,382千円	同	同

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 公的宿泊施設の既年度の施設整備のための借入金の償還に要する費用に係るものである。

事業団の支出

勘定名	科目	金額
一般事業勘定	(項)施設建設費	5,751,203千円

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 公的宿泊施設の施設整備に要する費用に係るものである。

(付表6) 宿泊者数の推移

(単位：千人)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
< 社会保険庁 >	2,715	2,808	2,765	2,820	2,827
(健康保険保養所等)	221	244	214	244	266
健康保険保養所	144	163	149	159	158
健康保険保健福祉センター	77	80	65	85	108
(船員保険保養所等)	280	284	277	282	293
船員保険保養所	221	227	221	221	216
船員保険福祉センター	58	56	56	61	77
(厚生年金保養施設)	1,392	1,439	1,451	1,446	1,461
厚生年金会館	522	504	509	466	496
厚生年金休暇センター	627	652	615	627	586
厚生年金健康福祉センター	242	282	325	352	379
(国民年金保養施設)	821	840	822	846	804
国民年金健康保養センター	742	745	718	721	657
国民年金会館	68	66	63	57	58
国民年金健康センター	10	29	40	66	89
< 郵政省 >	402	384	384	382	388
郵便貯金会館	402	384	384	382	388
< 雇用促進事業団 >	1,702	1,637	1,627	1,736	1,582
勤労者職業福祉センター	126	121	123	123	120
勤労者福祉センター	47	46	44	47	34
勤労者野外活動施設(B型)	671	669	648	708	657
勤労総合福祉センター	536	488	499	529	468
全国勤労青少年会館	52	51	49	50	47
中小企業レクリエーションセンター	267	261	261	277	253
< 簡易保険福祉事業団 >	-	3,130	3,094	3,056	3,061
簡易保険保養センター	-	2,925	2,889	2,857	2,868
簡易保険会館	-	205	204	198	193
< 年金福祉事業団 >	623	612	630	618	653
大規模年金保養基地	623	612	630	618	653
【施設計】	5,444	8,573	8,502	8,614	8,513

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 簡易保険福祉事業団の4年度については、資料がないので不明である。

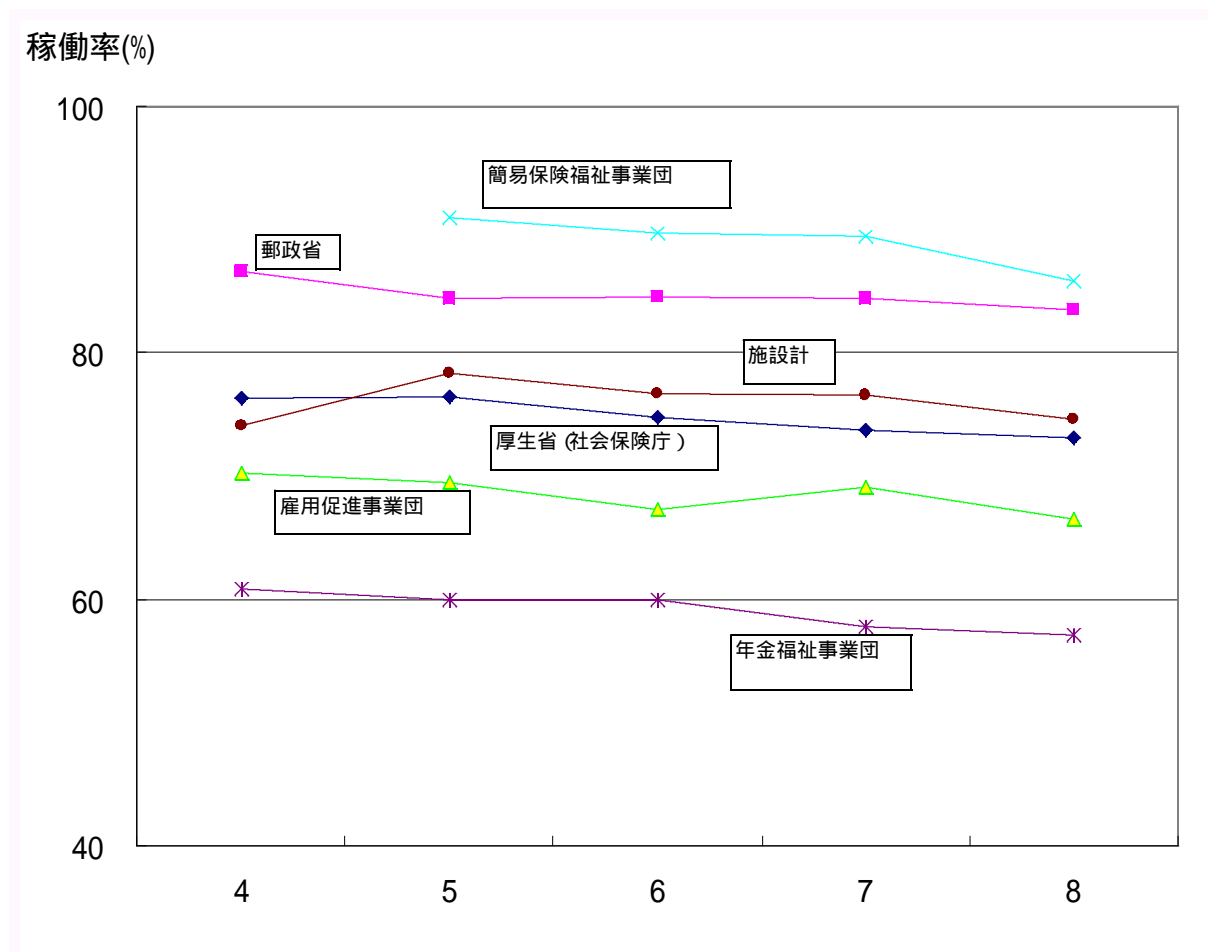
(付表7) 平均宿泊者数の推移

(単位:人)

年度(平成)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
<厚生省(社会保険庁)>	16,259	16,296	15,833	15,668	17,033
(健康保険保養所等)	6,924	7,401	6,599	7,194	7,851
健康保険保養所	5,778	6,557	6,091	6,660	6,876
健康保険保健福祉センター	11,018	10,039	8,164	8,553	9,891
(船員保険保養所等)	8,491	8,607	8,409	8,083	8,394
船員保険保養所	7,377	7,576	7,381	7,150	6,977
船員保険福祉センター	19,630	18,926	18,692	15,322	19,377
(厚生年金会館等)	26,927	26,261	25,558	25,478	24,777
厚生年金会館	25,018	24,129	24,377	22,340	23,620
厚生年金休暇センター	39,190	40,751	38,475	39,216	36,676
厚生年金健康福祉センター	16,322	15,750	16,355	17,675	17,227
(国民年金健康保養センター等)	16,108	16,171	15,512	15,383	14,634
国民年金健康保養センター	15,462	15,523	14,959	15,035	14,287
国民年金会館	34,267	33,062	31,971	28,757	29,277
国民年金健康センター	10,843	14,831	13,384	13,366	12,727
<郵政省>	26,854	25,633	25,637	25,479	25,900
郵便貯金会館	26,854	25,633	25,637	25,479	25,900
<雇用促進事業団>	24,676	23,723	23,551	25,210	22,898
勤労者職業福祉センター	31,713	30,328	30,979	30,833	30,248
勤労者福祉センター	23,812	23,037	22,050	23,963	17,061
勤労者野外活動施設(B型)	21,146	21,089	20,364	22,317	20,627
勤労総合福祉センター	21,471	19,528	19,973	21,263	18,754
全国勤労青少年会館	52,496	51,128	49,823	50,158	47,205
中小企業レクリエーションセンター	44,586	43,502	43,598	46,243	42,234
<簡易保険福祉事業団>	-	39,626	39,671	37,736	39,254
簡易保険保養センター	-	40,991	38,026	36,176	37,738
簡易保険会館	-	102,537	102,203	99,374	96,845
<年金福祉事業団>	47,961	47,128	48,496	47,573	50,260
大規模年金保養基地	47,961	47,128	48,496	47,573	50,260
【施設計】	21,159	24,938	24,638	24,405	24,027

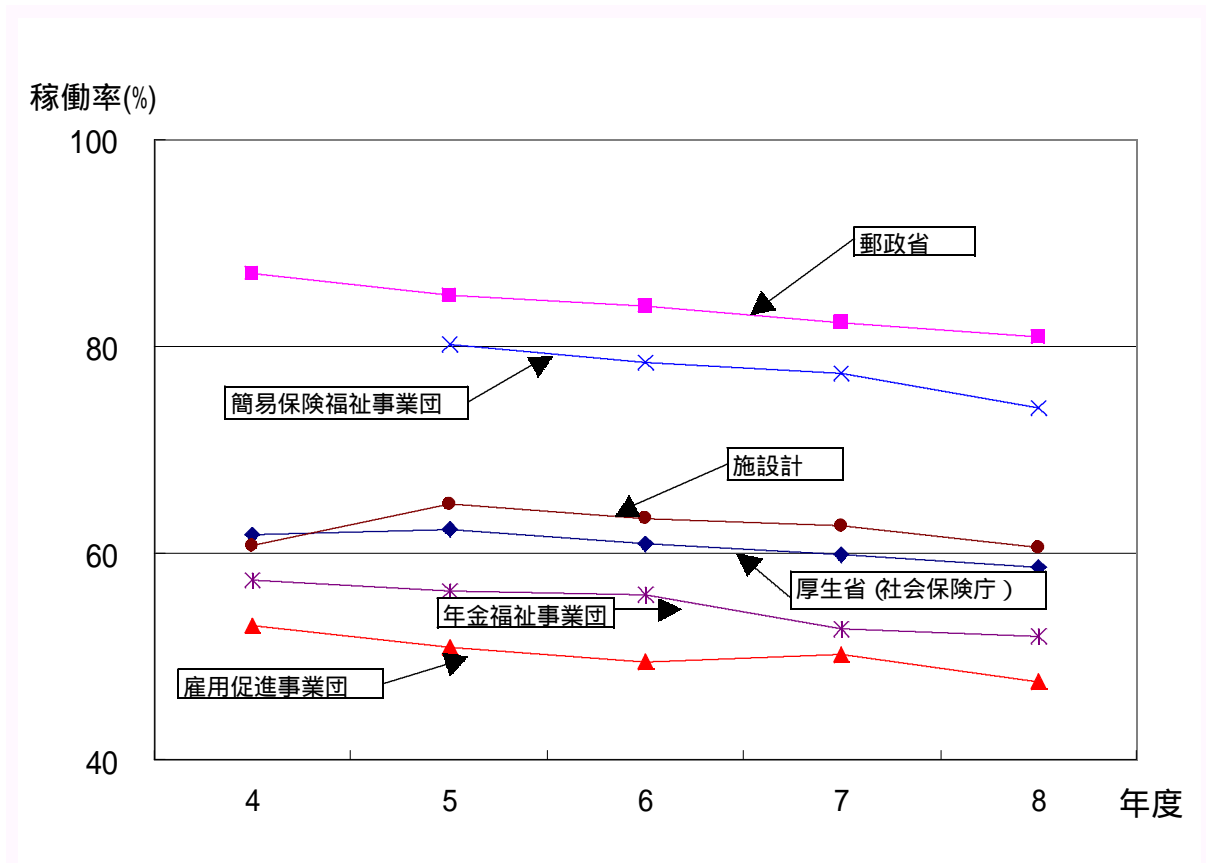
(備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 簡易保険福祉事業団の4年度については、資料がないので不明である。

(付図 2) 客室稼働率の推移



- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
 2. 簡易保険福祉事業団の4年度については、資料がないので不明である。

(付図 3) 定員稼働率の推移



- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
 2. 簡易保険福祉事業団の4年度については、資料がないので不明である。

(付表8) 旅館・ホテルの定員稼働率

(単位：%)

	旅館		ホテル
	日本観光旅館連盟	国際観光旅館連盟	日本ホテル協会
平成4年	46	48	61
5年	42	46	58
6年	42	43	58
7年	41	42	58
8年	41	42	59

- (備考) 1. (社)日本観光旅館連盟「営業概況調査」、(社)国際観光旅館連盟「営業状況等統計調査」による。
 2. 日本ホテル協会の「宿泊関係統計資料」による。

(付表9) 総宿泊者数に占める被保険者等の割合(8年度)

(単位:千人、%)

	被保険者等 (A)	一般利用者 (B)	$\frac{A}{A+B}$
<厚生省(社会保険庁)>	1,901	926	67
(健康保険保養所等)	130	136	48
健康保険保養所	82	75	52
健康保険保健福祉センター	47	60	44
(船員保険保養所等)	52	241	17
船員保険保養所	46	169	21
船員保険福祉センター	5	72	6
(厚生年金会館等)	1,308	153	89
厚生年金会館	450	45	90
厚生年金休暇センター	504	82	85
厚生年金健康福祉センター	353	25	93
(国民年金健康保養センター等)	410	394	51
国民年金健康保養センター	326	330	49
国民年金会館	41	17	70
国民年金健康センター	42	46	47
<雇用促進事業団>	1,394	187	88
勤労者職業福祉センター	120	0	100
勤労者福祉センター	34	0	100
勤労者野外活動施設(B型)	578	78	88
勤労総合福祉センター	406	62	86
全国勤労青少年会館	18	28	38
中小企業レクリエーションセンター	236	17	93
<簡易保険福祉事業団>	2,941	120	96
簡易保険保養センター	2,757	110	96
簡易保険会館	184	9	95
(上記計)	6,237	1,233	83

(備考) 1. 設置者提出資料により作成。

2. 利用者の区分をしていない郵便貯金会館、大規模年金保養基地を除く。

(付表 10) 施設の運営に係る費用(支出)と負担

4 年度

(単位:百万円)

施設種別	損益帰属者が実質的に負担した費用(運営費用から委託費を控除)	国の特別会計が直接、間接に負担した支出(費用)				計 (ア)+(イ) +(ウ)	総支出 +	/
		(ア) 維持修繕 費等	(イ) 委託費・ 交付金	(ウ) 増改築費				
<厚生省(社会保険庁)>	77,156	8,291	767	4,834	13,894	91,050	15.2%	
(健康保険保養所等)	2,208	121	189	796	1,108	3,316	33.4%	
健康保険保養所	1,288	71	67	793	933	2,221	42.0%	
健康保険保健福祉センター	919	49	122	3	175	1,095	16.0%	
(船員保険保養所等)	3,175	136	577	220	934	4,110	22.7%	
船員保険保養所	2,158	136	521	7	665	2,824	23.5%	
船員保険福祉センター	1,016	0	55	213	268	1,285	20.9%	
(厚生年金会館等)	57,150	6,689	0	1,345	8,035	65,185	12.3%	
厚生年金会館	33,371	3,093	0	451	3,544	36,916	9.6%	
厚生年金休暇センター	13,852	2,250	0	765	3,015	16,868	17.8%	
厚生年金健康福祉センター	9,925	1,346	0	128	1,475	11,400	12.9%	
(国民年金健康保養センター等)	14,622	1,344	0	2,472	3,816	18,438	20.6%	
国民年金健康保養センター	11,030	766	0	1,773	2,539	13,570	18.7%	
国民年金会館	3,373	577	0	0	577	3,951	14.6%	
国民年金健康センター	218	0	0	698	698	916	76.2%	
<郵政省>	37,469	0	0	0	0	37,469	0.0%	
郵便貯金会館	37,469	0	0	0	0	37,469	0.0%	
<雇用促進事業団>	42,769	299	0	7,496	7,796	50,565	15.4%	
勤労者職業福祉センター	10,176	27	0	0	27	10,203	0.2%	
勤労者福祉センター	3,488	59	0	168	227	3,716	6.1%	
勤労者野外活動施設(B型)	10,957	14	0	3,020	3,034	13,991	21.6%	
勤労総合福祉センター	8,946	53	0	3,221	3,274	12,221	26.7%	
全国勤労青少年会館	6,184	104	0	0	104	6,289	1.6%	
中小企業レクリエーションセンター	3,015	39	0	1,087	1,126	4,142	27.2%	
<簡易保険福祉事業団>	45,909	0	24,452	3,148	27,600	73,509	37.5%	
簡易保険保養センター	37,494	0	24,452	3,148	27,600	73,509	42.3%	
簡易保険会館	8,415	0	0	0	0	8,415	0.0%	
<年金福祉事業団>	11,496	849	0	2,275	3,124	14,621	21.3%	
大規模年金保養基地	11,496	849	0	2,275	3,124	14,621	21.3%	
【全施設計】	214,801	9,440	25,219	17,755	52,415	267,216	19.6%	

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 増改築費には、移転新築に係るものや、国有財産又は各事業団の資産の取得に当たるものが含まれる。
3. 船員保険保養所の委託費は、(財)船員保険会に対し、本部経費を含めて一括交付された額である。
4. 簡易保険福祉事業団の交付金は、事業団本部及びすべての施設(加入者ホーム、保養センター、会館、診療所等、レクリエーションセンター)の合計である。
5. 健康保険保養所等、船員保険保養所等及び簡易保険保養センター等の運営費用の中には国の特別会計から交付される委託費・交付金を財源の一部としているものがあり、損益帰属者の実質的な負担は、委託費・交付金相当額を控除した額となる。

施設種別	損益帰属者が実質的に負担した費用(運営費用から委託費を控除)	国の特別会計が直接、間接に負担した支出(費用)				計 (ア)+(イ)+(ウ)	総支出 +	/
		(ア) 維持修繕費等	(イ) 委託費・交付金	(ウ) 増改築費				
< 厚生省 (社会保険庁) >	80,871	9,521	777	10,210	20,509	101,380	20.2%	
(健康保険保養所等)	2,704	199	212	797	1,209	3,914	30.9%	
健康保険保養所	1,632	102	72	759	934	2,566	36.4%	
健康保険保健福祉センター	1,072	97	140	38	275	1,347	20.4%	
(船員保険保養所等)	3,299	348	565	387	1,301	4,601	28.2%	
船員保険保養所	2,265	161	502	3	666	2,932	22.7%	
船員保険福祉センター	1,034	187	63	384	635	1,669	38.0%	
(厚生年金会館等)	59,726	8,059	0	5,446	13,505	73,232	18.4%	
厚生年金会館	33,465	5,206	0	930	6,137	39,603	15.4%	
厚生年金休暇センター	14,123	2,025	0	2,794	4,819	18,943	25.4%	
厚生年金健康福祉センター	12,137	826	0	1,721	2,548	14,685	17.3%	
(国民年金健康保養センター等)	15,140	913	0	3,578	4,492	19,632	22.8%	
国民年金健康保養センター	11,399	494	0	3,279	3,774	15,173	24.8%	
国民年金会館	3,170	419	0	0	419	3,589	11.6%	
国民年金健康センター	570	0	0	298	298	869	34.3%	
< 郵政省 >	39,184	0	0	0	0	39,184	0.0%	
郵便貯金会館	39,184	0	0	0	0	39,184	0.0%	
< 雇用促進事業団 >	43,633	303	0	18,430	18,734	62,367	30.0%	
勤労者職業福祉センター	10,311	27	0	157	184	10,496	1.7%	
勤労者福祉センター	4,065	59	0	2,055	2,115	6,180	34.2%	
勤労者野外活動施設 (B型)	11,057	14	0	7,267	7,282	18,339	39.7%	
勤労総合福祉センター	8,933	53	0	4,507	4,560	13,494	33.7%	
全国勤労青少年会館	6,221	107	0	1,809	1,917	8,139	23.5%	
中小企業レクリエーションセンター	3,042	40	0	2,633	2,673	5,716	46.7%	
< 簡易保険福祉事業団 >	47,026	0	24,144	5,405	29,549	76,576	38.5%	
簡易保険保養センター	38,539	0	24,144	5,405	29,549	76,576	43.3%	
簡易保険会館	8,487	0	0	0	0	0	0.0%	
< 年金福祉事業団 >	11,408	869	0	2,712	3,582	14,990	23.8%	
大規模年金保養基地	11,408	869	0	2,712	3,582	14,990	23.8%	
【全施設計】	222,125	10,693	24,922	36,758	72,374	294,500	24.5%	

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 増改築費には、移転新築に係るものや、国有財産又は各事業団の資産の取得に当たるものが含まれる。
3. 船員保険保養所の委託費は、(財)船員保険会に対し、本部経費を含めて一括交付された額である。
4. 簡易保険福祉事業団の交付金は、事業団本部及びすべての施設(加入者ホーム、保養センター、会館、診療所等、レクリエーションセンター)の合計である。
5. 健康保険保養所等、船員保険保養所等及び簡易保険保養センター等の運営費用の中には国の特別会計から交付される委託費・交付金を財源の一部としているものがあり、損益帰属者の実質的な負担は、委託費・交付金相当額を控除した額となる。

施設種別	損益帰属者が実質的に負担した費用(運営費用から委託費を控除)	国の特別会計が直接、間接に負担した支出(費用)				計 (ア)+(イ) +(ウ)	総支出 +	/
		(ア) 維持修繕 費等	(イ) 委託費・ 交付金	(ウ) 増改築費				
<厚生省(社会保険庁)>	80,757	6,821	778	12,295	19,895	100,652	19.7%	
(健康保険保養所等)	2,657	376	212	964	1,553	4,210	36.8%	
健康保険保養所	1,595	350	72	925	1,347	2,942	45.7%	
健康保険保健福祉センター	1,062	26	140	39	205	1,268	16.2%	
(船員保険保養所等)	3,153	241	566	104	912	4,066	22.4%	
船員保険保養所	2,106	90	566	44	701	2,807	24.9%	
船員保険福祉センター	1,047	150	0	60	211	1,258	16.8%	
(厚生年金会館等)	59,718	5,323	0	9,492	14,815	74,534	19.8%	
厚生年金会館	32,343	3,298	0	1,194	4,492	36,835	12.1%	
厚生年金休暇センター	14,171	1,269	0	5,594	6,864	21,035	32.6%	
厚生年金健康福祉センター	13,203	755	0	2,703	3,458	16,662	20.7%	
(国民年金健康保養センター等)	15,227	879	0	1,734	2,614	17,841	14.6%	
国民年金健康保養センター	11,624	484	0	1,734	2,218	13,843	16.0%	
国民年金会館	2,855	388	0	0	388	3,243	11.9%	
国民年金健康センター	747	7	0	0	7	754	0.9%	
<郵政省>	35,991	0	0	17,303	17,303	53,295	32.4%	
郵便貯金会館	35,991	0	0	17,303	17,303	53,295	32.4%	
<雇用促進事業団>	42,502	312	0	24,994	25,307	67,809	37.3%	
勤労者職業福祉センター	9,707	27	0	537	564	10,272	5.4%	
勤労者福祉センター	3,466	59	0	591	651	4,117	15.8%	
勤労者野外活動施設(B型)	11,047	14	0	11,164	11,178	22,225	50.2%	
勤労総合福祉センター	9,276	53	0	7,698	7,752	17,028	45.5%	
全国勤労青少年会館	5,835	115	0	1,491	1,606	7,441	21.5%	
中小企業レクリエーションセンター	3,169	42	0	3,512	3,554	6,724	52.8%	
<簡易保険福祉事業団>	47,316	0	24,815	5,116	29,931	77,248	38.7%	
簡易保険保養センター	39,443	0	24,815	5,116	29,931	77,248	43.1%	
簡易保険会館	7,872	0	0	0	0	0	0.0%	
<年金福祉事業団>	11,734	865	0	10,255	11,121	22,856	48.6%	
大規模年金保養基地	11,734	865	0	10,255	11,121	22,856	48.6%	
【全施設計】	218,302	7,999	25,594	69,965	103,559	321,862	32.1%	

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 増改築費には、移転新築に係るものや、国有財産又は各事業団の資産の取得に当たるものが含まれる。
3. 船員保険保養所の委託費は、(財)船員保険会に対し、本部経費を含めて一括交付された額である。
4. 簡易保険福祉事業団の交付金は、事業団本部及びすべての施設(加入者ホーム、保養センター、会館、診療所等、レクリエーションセンター)の合計である。
5. 健康保険保養所等、船員保険保養所等及び簡易保険保養センター等の運営費用の中には国の特別会計から交付される委託費・交付金を財源の一部としているものがあり、損益帰属者の実質的な負担は、委託費・交付金相当額を控除した額となる。

施設種別	損益帰属者が実質的に負担した費用(運営費用から委託費を控除)	国の特別会計が直接、間接に負担した支出(費用)				計 (ア)+(イ) +(ウ)	総支出 +	/
		(ア) 維持修繕 費等	(イ) 委託費・ 交付金	(ウ) 増改築費				
<厚生省(社会保険庁)>	80,480	11,564	757	7,461	19,784	100,264	19.7%	
(健康保険保養所等)	2,996	178	238	815	1,232	4,228	29.1%	
健康保険保養所	1,812	177	74	655	908	2,720	33.3%	
健康保険保健福祉センター	1,184	0	163	160	324	1,508	21.5%	
(船員保険保養所等)	3,310	205	519	58	783	4,093	19.1%	
船員保険保養所	1,993	149	448	3	601	2,595	23.1%	
船員保険福祉センター	1,316	55	71	54	181	1,498	12.1%	
(厚生年金会館等)	58,313	9,264	0	4,907	14,171	72,485	19.5%	
厚生年金会館	30,260	3,871	0	3,326	7,197	37,458	19.2%	
厚生年金休暇センター	14,461	4,333	0	569	4,903	19,365	25.3%	
厚生年金健康福祉センター	13,590	1,059	0	1,011	2,070	15,661	13.2%	
(国民年金健康保養センター等)	15,860	1,915	0	1,680	3,596	19,456	18.4%	
国民年金健康保養センター	11,758	1,008	0	1,680	2,688	14,446	18.6%	
国民年金会館	2,547	885	0	0	885	3,432	25.7%	
国民年金健康センター	1,554	22	0	0	22	1,577	1.4%	
<郵政省>	34,155	0	0	6,482	6,482	40,637	15.9%	
郵便貯金会館	34,155	0	0	6,482	6,482	40,637	15.9%	
<雇用促進事業団>	44,495	473	0	13,647	14,121	58,617	24.0%	
勤労者職業福祉センター	10,406	54	0	2,288	2,343	12,750	18.3%	
勤労者福祉センター	3,451	161	0	0	161	3,612	4.4%	
勤労者野外活動施設(B型)	11,819	22	0	3,538	3,560	15,379	23.1%	
勤労総合福祉センター	9,616	64	0	4,793	4,857	14,474	33.5%	
全国勤労青少年会館	5,834	123	0	2,089	2,213	8,047	27.5%	
中小企業レクリエーションセンター	3,367	47	0	937	984	4,352	22.6%	
<簡易保険福祉事業団>	45,486	0	26,089	20,959	47,048	92,534	50.8%	
簡易保険保養センター	38,339	0	26,089	20,959	47,048	92,534	55.1%	
簡易保険会館	7,147	0	0	0	0	0	0.0%	
<年金福祉事業団>	11,721	843	0	11,126	11,970	23,691	50.5%	
大規模年金保養基地	11,721	843	0	11,126	11,970	23,691	50.5%	
【全施設計】	216,339	12,881	26,847	59,677	99,406	315,745	31.4%	

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 増改築費には、移転新築に係るものや、国有財産又は各事業団の資産の取得に当たるものが含まれる。
3. 船員保険保養所の委託費は、(財)船員保険会に対し、本部経費を含めて一括交付された額である。
4. 簡易保険福祉事業団の交付金は、事業団本部及びすべての施設(加入者ホーム、保養センター、会館、診療所等、レクリエーションセンター)の合計である。
5. 健康保険保養所等、船員保険保養所等及び簡易保険保養センター等の運営費用の中には国の特別会計から交付される委託費・交付金を財源の一部としているものがあり、損益帰属者の実質的な負担は、委託費・交付金相当額を控除した額となる。

(付表 11) 施設種別ごとの運営に係る経費の特別会計からの支出及びこれに係る各事業団の収入・支出(8年度決算)

厚生省(社会保険庁)

国の支出			
会計名	勘定名・科目	金額	備考
厚生保険特別会計(業務勘定)	(業務勘定) (項)保健事業費 (目)疾病予防検査等委託費	63,394,599千円	健康保険保養所、健康保険保健福祉センター、成人病予防検診等
	(目)保養所経営委託費	1,995千円	健康保険保養所
船員保険特別会計	(項)福祉事業費 (目)保養所等経営委託費	556,750千円	船員保険保養所、船員保険福祉センター

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
 2. 公的宿泊施設の経営の委託に要する費用に係るものは、上記のうち823百万円(厚生保険特別会計267百万円、船員保険特別会計556百万円)である。
 3. 上記記載の金額は、(目)全体の額であり、公的宿泊施設を含む「備考」記載の施設のために使われている。

郵政省

国の支出		
会計名	勘定名・科目	金額
郵政事業特別会計	(項)局舎其他施設費 (目)機械器具整備費	86,312,280千円

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
 2. 郵便貯金会館等への物品の貸与は、上記のうち21百万円である。

雇用促進事業団

国 事業団				
国の支出			事業団の受入れ	
会計名	科目	金額	勘定名	科目
労働保険 特別会計	(雇用勘定) (項)雇用安定等 事業費 (目)雇用促進 事団交付 金	129,943,492千円	一般会計 (雇用保険勘 定)	(款)政府出資金 及び交付金 (項)政府交付 金
事業団の収入・支出(注)				
勘定名	収 入		支 出	
	費 目	金 額	費 目	金 額
一般会計 全国勤労青 少年会館勘 定	(款)全国勤労 青少年会 館事業収 入	4,475,079千円	(項)全国勤労 青少年会 館業務費	5,415,252千円
	(款)他勘定よ り受入 (項)他勘定 より受 入	615,433千円		
福祉施設勘 定	(款)福祉施設 収入 (款)他勘定よ り受入 (項)他勘定 より受 入	4,443,799千円 221,935千円	(項)福祉施設 業務費	4,718,166千円

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 国からの交付に係る分は、上記のうち全国勤労青少年勘定で486百万円、福祉施設勘定で216百万円である。

簡易保険福祉事業団

国 事業団				
国の支出			事業団の受入れ	
会計名	科目	金額	勘定名	科目
簡易生命 保険特別 会計	(項) 簡易保険福祉 事業団事業団 交付金 (目) 簡易保険福 祉事業団交 付金	29,192,245千円	一般勘定	(項) 簡易生命保 険特別会計 交付金収入
事業団の支出				
勘定名		費 目		金額
一般勘定		(項) 業務費		68,155,813千円
		(項) 助成事業費		1,905,361千円
		(項) 退職手当		1,265,712千円

- (備考) 1 . 設置者提出資料により作成。
 2 . 交付金に記載の金額には、建設費 (減価償却費) に係るものも含まれている。
 上記のうち、運営費に係る分は 2 2 , 3 5 6 百万円である。

年金福祉事業団
国 事業団

国の支出			事業団の受入れ	
会計名	勘定名・科目	金額	勘定名	科目
厚生保険 特別会計	(業務勘定) (項)福祉施設 事業費 (目)年金福 祉事業 団交付 金	52,088,002千円	一般事業勘 定 資金確保事 業勘定	(款)政府交付金 (項)政府交付金 (款)政府交付金 (項)政府交付金
国民年金 特別会計	(業務勘定) (項)福祉施設 費 (目)年金福 祉事業 団交付金	3,124,432千円	同	同
事業団の支出				
勘定名		科 目		金額
一般事業勘定		(項)管理事務費		3,472,547千円
		(項)借入金利息		533,726,242千円

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 公的宿泊施設に係るものは、予算ベースで7,434百万円(厚生保険特別会計6,742百万円、国民年金特別会計691百万円)である。
3. 上表は、公的宿泊施設、貸付事業等に要する費用(管理事務費、利子補給金等)に係るものである。

(付表 12) 法人税率

区 分		平成 8 事業年度
普通法人	資本金額若しくは出資金額が 1 億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(ただし、相互会社を除く。)	年 8 0 0 万円以下の部分 2 8 %
		年 8 0 0 万円超の部分 3 7 . 5 %
	資本・出資の金額が 1 億円超の法人及び相互会社	3 7 . 5 %
公 益 法 人 等 及 び 協 同 組 合 等		2 7 %

(付表 13) 施設種別ごとの法人税の課税の有無及び税率

設置者	施設種別	損益帰属者	税率
厚生省 (社会保険庁)	健康保険保養所 健康保険保健福祉センター	2 8 公 益 法 人	収益事業に係る分に対して課税(27%)
	船員保険保養所 船員保険福祉センター	(財)船員保険会	収益事業に係る分に対して課税(27%)
	厚生年金会館 厚生年金休暇センター 厚生年金健康福祉センター	(財)厚生年金事業振興団	収益事業に係る分に対して課税(27%)
	国民年金健康保養センター 国民年金会館 国民年金健康センター	(社)全国国民年金福祉協会連合会	収益事業に係る分に対して課税(27%)
		4 5 公 益 法 人	収益事業に係る分に対して課税(27%)
郵政省	郵便貯金会館 郵便貯金総合保養施設	郵便貯金振興会	収益事業に係る分に対して課税(27%)
雇用促進事業団	勤労者職業福祉センター 勤労者福祉センター 勤労者野外活動施設(B型) 勤労総合福祉センター	6 1 公 益 法 人 (注2)	収益事業に係る分に対して課税(27%)
	全国勤労青少年会館	雇用促進事業団	非課税
	中小企業レクリエーションセンター	雇用促進事業団	非課税
簡易保険福祉事業団	簡易保険保養センター 簡易保険会館	簡易保険福祉事業団	非課税
年金福祉事業団	大規模年金保養基地	(財)年金保養協会	収益事業に係る分に対して課税(27%)
		9 公 益 法 人	収益事業に係る分に対して課税(27%)

(備考) 1. 設置者提出資料により作成。

2. 勤労総合福祉センターについては、施設運営団体が(財)日本勤労福祉センターである施設の損益帰属者は雇用促進事業団、それ以外の公益法人等の施設の損益帰属者は当該公益法人等である。

(付表 14) 施設種別ごとの収支状況(1施設当たり)

(単位:百万円、%)

平成4年度	収入	支出	収支差	収支率
<厚生省(社会保険庁)>	461	462	0	100
(健康保険保養所等)	81	77	3	95
健康保険保養所	60	56	4	93
健康保険保健福祉センター	152	148	3	97
(船員保険保養所等)	95	92	2	97
船員保険保養所	68	65	2	96
船員保険福祉センター	366	357	8	97
(厚生年金会館等)	1,089	1,099	10	100
厚生年金会館	1,613	1,589	24	98
厚生年金休暇センター	866	865	0	99
厚生年金健康福祉センター	592	661	69	111
(国民年金健康保養センター等)	290	286	3	98
国民年金健康保養センター	233	229	3	98
国民年金会館	1,694	1,686	7	99
国民年金健康センター	210	218	7	103
<郵政省>	2,643	2,497	145	94
郵便貯金会館	2,643	2,497	145	94
<雇用促進事業団>	616	610	5	99
勤労者職業福祉センター	2,568	2,544	24	99
勤労者福祉センター	1,760	1,744	16	99
勤労者野外活動施設(B型)	339	342	2	100
勤労総合福祉センター	360	357	2	99
全国勤労青少年会館	6,242	6,184	57	99
中小企業レクリエーションセンター	540	502	38	92
<簡易保険福祉事業団>	488	566	78	116
簡易保険保養センター	408	474	66	116
簡易保険会館	3,663	4,207	544	114
<年金福祉事業団>	899	884	15	98
大規模年金保養基地	899	884	15	98
【施設計】	610	620	10	101

(備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 121ページ共通備考参照。

(単位 : 百万円、 %)

平成 5 年度	収入	支出	収支差	収支率
< 厚生省 (社会保険庁) >	467	469	2	100
(健康保険保養所等)	92	88	4	95
健康保険保養所	72	68	4	93
健康保険保健福祉センター	154	151	2	98
(船員保険保養所等)	111	104	7	93
船員保険保養所	85	78	7	91
船員保険福祉センター	374	365	8	97
(厚生年金会館等)	1,068	1,085	17	101
厚生年金会館	1,612	1,593	19	98
厚生年金休暇センター	885	882	2	99
厚生年金健康福祉センター	594	674	79	113
(国民年金健康保養センター等)	295	291	4	98
国民年金健康保養センター	242	237	4	98
国民年金会館	1,582	1,585	2	100
国民年金健康センター	286	285	0	99
< 郵政省 >	2,749	2,612	137	95
郵便貯金会館	2,749	2,612	137	95
< 雇用促進事業団 >	618	623	4	100
勤労者職業福祉センター	2,563	2,577	14	100
勤労者福祉センター	1,999	2,032	33	101
勤労者野外活動施設 (B 型)	344	345	1	100
勤労総合福祉センター	347	357	10	102
全国勤労青少年会館	6,116	6,221	105	101
中小企業レクリエーションセンター	540	507	33	93
< 簡易保険福祉事業団 >	511	592	80	115
簡易保険保養センター	429	497	67	115
簡易保険会館	3,659	4,243	584	115
< 年金福祉事業団 >	871	877	6	100
大規模年金保養基地	871	877	6	100
【施設計】	620	634	14	102

(備考) 1 . 設置者提出資料により作成。
2 . 1 2 1 ページ共通備考参照。

(単位 : 百万円、 %)

平成 6 年度	収入	支出	収支差	収支率
< 厚生省 (社会保険庁) >	458	461	2	100
(健康保険保養所等)	91	86	4	95
健康保険保養所	71	66	4	93
健康保険保健福祉センター	153	150	3	97
(船員保険保養所等)	106	102	3	96
船員保険保養所	81	78	3	95
船員保険福祉センター	359	349	10	97
(厚生年金会館等)	1,033	1,047	14	101
厚生年金会館	1,547	1,540	7	99
厚生年金休暇センター	884	885	0	100
厚生年金健康福祉センター	612	660	48	107
(国民年金健康保養センター等)	289	287	2	99
国民年金健康保養センター	245	242	3	98
国民年金会館	1,394	1,427	33	102
国民年金健康センター	247	249	1	100
< 郵政省 >	2,451	2,399	51	97
郵便貯金会館	2,451	2,399	51	97
< 雇用促進事業団 >	595	607	11	101
勤労者職業福祉センター	2,424	2,426	2	100
勤労者福祉センター	1,709	1,733	24	101
勤労者野外活動施設 (B 型)	337	345	7	102
勤労総合福祉センター	355	371	15	104
全国勤労青少年会館	5,616	5,835	218	103
中小企業レクリエーションセンター	547	528	19	96
< 簡易保険福祉事業団 >	514	602	87	116
簡易保険保養センター	441	514	73	116
簡易保険会館	3,321	3,936	614	118
< 年金福祉事業団 >	888	902	13	101
大規模年金保養基地	888	902	13	101
【施設計】	599	620	21	103

(備考) 1 . 設置者提出資料により作成。
2 . 1 2 1 ページ共通備考参照。

(単位：百万円、%)

平成7年度	収入	支出	収支差	収支率
<厚生省(社会保険庁)>	449	450	0	100
(健康保険保養所等)	100	98	2	97
健康保険保養所	85	82	3	96
健康保険保健福祉センター	136	134	1	98
(船員保険保養所等)	104	105	0	100
船員保険保養所	73	74	0	100
船員保険福祉センター	344	347	2	100
(厚生年金会館等)	1,017	1,023	5	100
厚生年金会館	1,429	1,440	11	100
厚生年金休暇センター	911	903	8	99
厚生年金健康福祉センター	669	679	10	101
(国民年金健康保養センター等)	289	288	1	99
国民年金健康保養センター	248	244	3	98
国民年金会館	1,220	1,273	52	104
国民年金健康センター	309	310	1	100
<郵政省>	2,355	2,277	78	96
郵便貯金会館	2,355	2,277	78	96
<雇用促進事業団>	626	635	4	101
勤労者職業福祉センター	2,591	2,601	10	100
勤労者福祉センター	1,709	1,725	16	100
勤労者野外活動施設(B型)	370	369	1	99
勤労総合福祉センター	381	384	3	100
全国勤労青少年会館	5,096	5,834	411	114
中小企業レクリエーションセンター	596	561	35	94
<簡易保険福祉事業団>	509	572	62	112
簡易保険保養センター	441	494	53	112
簡易保険会館	3,148	3,573	424	113
<年金福祉事業団>	872	901	28	103
大規模年金保養基地	872	901	28	103
【施設計】	593	607	12	102

(備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 121ページ共通備考参照。

(単位 : 百万円、 %)

平成 8 年度	収入	支出	収支差	収支率
< 厚生省 (社会保険庁) >	439	447	7	101
(健康保険保養所等)	108	104	3	96
健康保険保養所	85	81	3	95
健康保険保健福祉センター	156	152	3	97
(船員保険保養所等)	104	107	2	102
船員保険保養所	70	72	2	103
船員保険福祉センター	365	373	8	102
(厚生年金会館等)	964	988	24	102
厚生年金会館	1,372	1,411	39	102
厚生年金休暇センター	871	871	0	100
厚生年金健康福祉センター	642	670	27	104
(国民年金健康保養センター等)	293	294	0	100
国民年金健康保養センター	239	240	1	100
国民年金会館	1,463	1,478	14	101
国民年金健康センター	313	307	5	98
< 郵政省 >	2,237	2,187	49	97
郵便貯金会館	2,237	2,187	49	97
< 雇用促進事業団 >	592	606	13	102
勤労者職業福祉センター	2,521	2,511	9	99
勤労者福祉センター	1,457	1,554	97	106
勤労者野外活動施設 (B 型)	351	358	7	102
勤労総合福祉センター	358	373	14	104
全国勤労青少年会館	4,720	5,044	324	106
中小企業レクリエーションセンター	589	569	20	96
< 簡易保険福祉事業団 >	533	582	48	109
簡易保険保養センター	468	509	40	108
簡易保険会館	3,000	3,354	354	111
< 年金福祉事業団 >	910	930	19	102
大規模年金保養基地	910	930	19	102
【施設計】	581	597	15	102

(備考) 1 . 設置者提出資料により作成。
2 . 1 2 1 ページ共通備考参照。

(付表 15) 施設種別ごとの赤字施設の割合

(単位：%)

赤字施設の比率	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
< 厚生省 (社会保険庁) >	15	18	28	33	36
(健康保険保養所等)	9	12	18	21	14
健康保険保養所	12	12	20	17	17
健康保険保健福祉センター	0	12	12	30	9
(船員保険保養所等)	3	0	24	45	54
船員保険保養所	3	0	26	48	54
船員保険福祉センター	0	0	0	25	50
(厚生年金会館等)	30	36	42	43	45
厚生年金会館	9	9	19	42	42
厚生年金休暇センター	25	31	25	31	31
厚生年金健康福祉センター	67	72	80	55	59
(国民年金健康保養センター等)	11	15	24	23	29
国民年金健康保養センター	10	14	18	20	32
国民年金会館	0	50	100	100	50
国民年金健康センター	100	0	67	20	0
< 郵政省 >	20	6	33	26	40
郵便貯金会館	20	6	33	26	40
< 雇用促進事業団 >	22	42	61	44	52
勤労者職業福祉センター	0	50	50	50	0
勤労者福祉センター	0	50	100	50	100
勤労者野外活動施設 (B型)	40	41	62	37	53
勤労総合福祉センター	12	44	68	56	56
全国勤労青少年会館	0	100	100	100	100
中小企業レクリエーションセンター	0	33	16	16	50
< 簡易保険福祉事業団 >	91	89	93	87	78
簡易保険保養センター	91	89	93	87	77
簡易保険会館	100	100	100	100	100
< 年金福祉事業団 >	15	38	53	61	69
大規模年金保養基地	15	38	53	61	69
【施設計】	35	40	50	53	50

(備考) 1. 設置者提出資料により作成。
2. 次ページ共通備考参照。

< (付表14・15) の共通備考 >

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
 2. 収支率は、該当施設の支出計/該当施設の収入計 又は
 該当施設の費用計/該当施設の収益計(以下同じ)。
 3. 郵便貯金会館の収支は、1施設ごとに経理することになっていないため、本
 表は現金ベースで取りまとめたものである。
 4. 施設種別ごとの収支には公的宿泊施設の減価償却費が含まれていない(減価
 償却費は付表16参照)。

(付表16) 減価償却費の状況(8年度)

(単位:百万円)

施設種別	減価償却費
< 郵政省 > 郵便貯金会館	3,795
< 雇用促進事業団 > ----- 勤労者職業福祉センター 勤労者福祉センター 勤労者野外活動施設(B型) 勤労総合福祉センター 全国勤労青少年会館 中小企業レクリエーションセンター	2,426 358 174 828 623 182 259
< 簡易保険福祉事業団 > ----- 簡易保険保養センター 簡易保険会館	2,748 2,353 394
< 年金福祉事業団 > 大規模年金保養基地	4,561
計	13,530

- (備考) 1. 設置者提出資料により作成。
 2. 厚生省(社会保険庁)の設置施設は、厚生保険特別
 会計、国民年金特別会計及び船員保険特別会計に属
 する国有財産であり、減価償却の制度はない。

< 参考資料 >

参考 1 関係法抜粋

厚生省（社会保険庁）関係

< 健康保険法（抜粋） 大正11年法律第70号 >

第23条 保険者ハ健康教育、健康診査其ノ他ノ被保険者及其ノ被扶養者（次項及次条第1項ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ務ムベシ

保険者ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金若ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養若ハ療養環境ノ向上又ハ福祉ノ増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

< 船員保険法（抜粋） 昭和14年法律第73号 >

第57条の2 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ

政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

< 国民年金法（抜粋） 昭和34年第141号 >

第84条 政府は、第1号被保険者及び第1号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

- 2 政府は、前項の施設のうち、年金福祉事業団法（昭和36年法律第180号）第17条第1項第1号に掲げるものを年金福祉事業団に行わせるものとする。

< 厚生年金保険法（抜粋） 昭和29年法律第115号 >

第79条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

- 2 政府は、前項の施設のうち、年金福祉事業団法（昭和36年法律第180号）第17条第1項第1号に掲げるものを年金福祉事業団に行わせるものとする。

郵政省関係

< 郵便貯金法（抜粋） 昭和22年法律第144号 >

第4条 郵政大臣は、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けることができる。

前項の施設は、会議、集会及び展示のための設備その他多数の者の利便を図るための設備を備えて、広く国民の利用に供される施設とする。

第69条 郵便貯金振興会は、郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の観光並びに第4条第1項の施設の運営を行うことにより、郵便貯金の普及に寄与することを目的とする。

第93条 郵政大臣は、第4条第1項の施設の運営を振興会に委託する。この場合において、郵政大臣は、当該施設における国有財産（国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産をいう。第3項において同じ。）の管理を振興会に委託するものとする。

郵政大臣は、当該施設に備え付ける物品（物品管理法（昭和31年法律第113号）第2条第1項に規定する物品をいう。）を振興会に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

当該施設の運営（当該施設における国有財産の管理を含む。）に関し、通常必要とする費用は振興会の負担とし、生じた収入は振興会の収入とする。

（略）

雇用促進事業団関係

< 雇用保険法（抜粋） 昭和49年法律第116号 >

第3条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うことができる。

第64条 政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一、二 （略）

三 教養、文化、体育又はレクリエーションの施設その他の福祉施設を設置し、及び運営すること。

四～六 （略）

（略）

第65条 前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害さない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

< 雇用促進事業団法（抜粋） 昭和36年法律第116号 >

第19条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

五 労働者のための教養、文化、体育又はレクリエーションの施設その他の福祉施設の設置及び運営を行うこと。

六、七 （略）

簡易保険福祉事業団関係

< 簡易生命保険法（抜粋） 昭和24年法律第68号 >

第101条 郵政大臣は、保険契約者、被保険者及び保険金受取人（以下「加入者」という。）の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

郵政大臣は、前項の施設のうち、簡易保険福祉事業団法（昭和37年法律第64号）第19条第1号に規定するものの設置及び運営を簡易保険福祉事業団に行わせるものとする。

第1項の施設（簡易保険福祉事業団法第19条第1号口に掲げるものを除く。）は、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる。

第1項の施設に要する費用は、国の負担とする。ただし、その一部は、郵政省令で定めるところにより当該施設の利用者の負担とすることができる。

< 簡易保険福祉事業団法（抜粋） 昭和37年法律第64号 >

第19条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第101条第1項に規定する施設のうち次に掲げるものの設置及び運営を行うこと。

イ 老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の簡易生命保険の加入者の福祉を増進するための設備を備えた施設で政令で定めるもの

ロ （略）

二、三 （略）

年金福祉事業団関係

< 年金福祉事業団法（抜粋） 昭和36年法律第180号 >

第1条 年金福祉事業団は、厚生年金保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずること並びにこれらの制度及び船員保険制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

第17条 事業団は、第1条の目的を達成するため、つぎの業務を行う。

一 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第79条及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第84条の施設のうち、保養のための総合施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行うこと。

第18条 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、他の法人（金融機関を除く。）に対し前条第1項第1号に掲げる業務の一部を、～（略）～委託することができる。

参考2 市町村アンケート集計結果

本院において、調査の参考に資するため、公的宿泊施設の所在する市町村の観光主管課担当者に対し、公的宿泊施設についてのアンケートを実施した。その結果は以下のとおりである。

(フェイスシート)

対象施設数	379	(2の市町村にまたがる施設は2施設としてカウントし、海外にある施設は除いた。)
対象市町村数	292	
回答市町村数	227	
回収総数	277	
有効回答総数	276	

(公的宿泊施設についての陳情等の有無)

「対象とさせていただいた公的宿泊施設について、今までに陳情・要請等をうけたことがありますか。」

この設問の有効回答総数 = 247

陳情を受けたことのない施設数 = 228 (92%)

陳情を受けたことのある施設 (複数回答)

旅館組合等からの陳情	= 9施設	うち賛成0、反対8 (無回答1)
周辺住民からの陳情	= 6施設	うち賛成5、反対1
地域経済団体からの陳情	= 5施設	うち賛成5、反対0
その他からの陳情	= 3施設	うち賛成1、反対0 (無回答2)

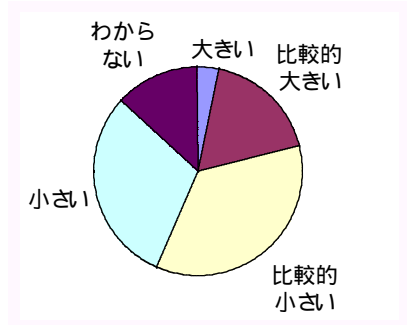
(管内の公的宿泊施設について)

< 「貴市町村内に存在する公的宿泊施設についてどう考えていますか」 >

「公的宿泊施設が地域の他の宿泊施設に及ぼす影響は」

この設問の有効回答総数 = 268

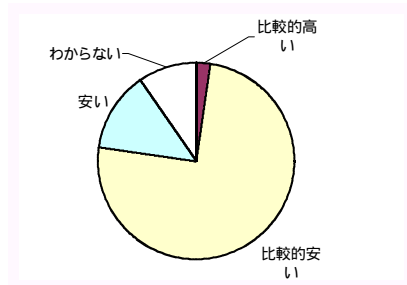
大きい	=	9 施設 (3 %)
比較的大きい	=	48 施設 (18 %)
比較的小さい	=	94 施設 (35 %)
小さい	=	82 施設 (32 %)
わからない	=	35 施設 (13 %)



「公的宿泊施設の料金は、その設備に比べて」

この設問の有効回答総数 = 269

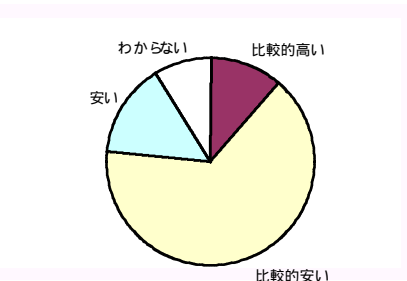
高い	=	0 施設 (-)
比較的高い	=	6 施設 (2 %)
比較的安い	=	202 施設 (75 %)
安い	=	35 施設 (13 %)
わからない	=	26 施設 (10 %)



「公的宿泊施設の料金は、地域の宿泊業の相場に比べて」

この設問の有効回答総数 = 262

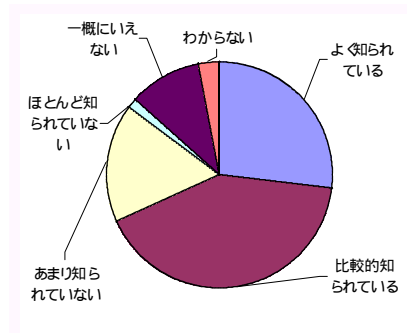
高い	=	0 施設 (-)
比較的高い	=	29 施設 (11 %)
比較的安い	=	172 施設 (66 %)
安い	=	38 施設 (15 %)
わからない	=	23 施設 (9 %)



「公的宿泊施設の存在が、地域の他の宿泊施設に比べて」

この設問の有効回答総数 = 272

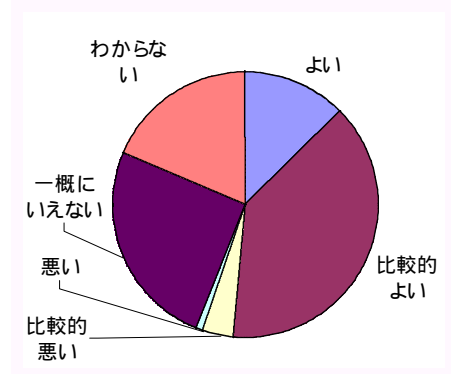
よく知られている	=	73 施設 (27 %)
比較的知られている	=	113 施設 (42 %)
あまり知られていない	=	46 施設 (17 %)
ほとんど知られていない	=	4 施設 (1 %)
一概にいけない	=	28 施設 (10 %)
わからない	=	8 施設 (3 %)



「公的宿泊施設のサービスは」

この設問の有効回答総数 = 269

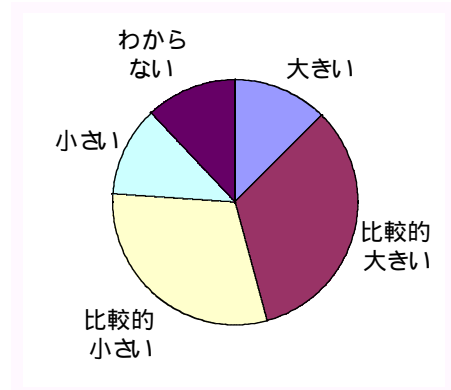
よい	=	34 施設 (13%)
比較的よい	=	104 施設 (39%)
比較的悪い	=	10 施設 (4%)
悪い	=	2 施設 (1%)
一概にいけない	=	69 施設 (26%)
わからない	=	50 施設 (19%)



「公的宿泊施設の収容力は、管内の宿泊需要に比べて」

この設問の有効回答総数 = 271

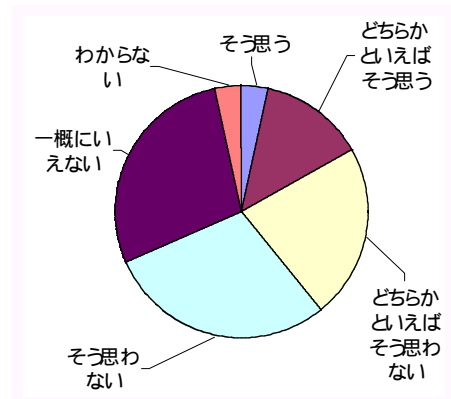
大きい	=	34 施設 (13%)
比較的大きい	=	90 施設 (33%)
比較的小さい	=	82 施設 (30%)
小さい	=	33 施設 (12%)
わからない	=	32 施設 (12%)



「公的宿泊施設は、地域の他の宿泊施設と競合しているという考え方がありますが」

この設問の有効回答総数 = 271

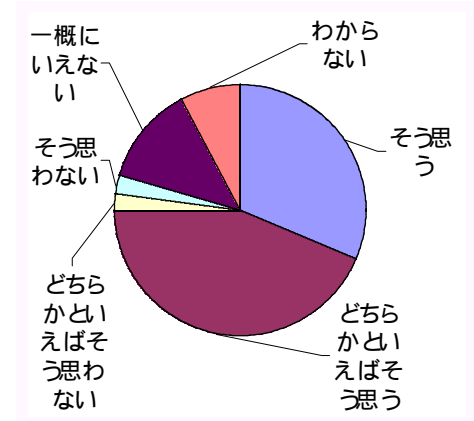
そう思う	=	10 施設 (4%)
どちらかといえば そう思う	=	36 施設 (13%)
どちらかといえば そう思わない	=	60 施設 (22%)
そう思わない	=	79 施設 (29%)
一概にいけない	=	77 施設 (28%)
わからない	=	9 施設 (3%)



「公的宿泊施設の存在が、地域の他の宿泊施設にとって悪影響を及ぼしているという考え方がありますが」

この設問の有効回答総数 = 272

そう思う	=	0 施設 (-)
どちらかといえば そう思う	=	5 施設 (2 %)
どちらかといえば そう思わない	=	30 施設 (11 %)
そう思わない	=	173 施設 (64 %)
一概に いけない	=	55 施設 (20 %)
わからない	=	9 施設 (3 %)



(公的宿泊施設と地域経済)

「公的宿泊施設の存在が地域経済に貢献しているという考え方がありますが」

この設問の有効回答総数 = 273

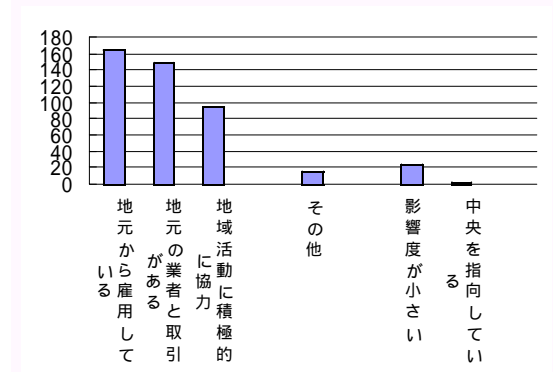
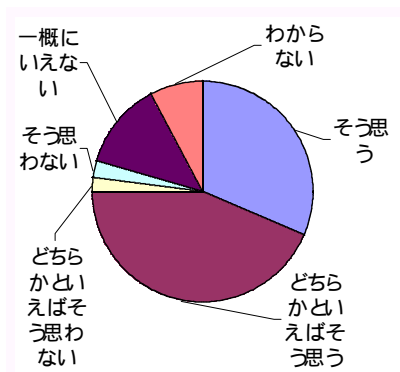
そう思う	=	86 施設 (32 %)
どちらかといえば そう思う	=	119 施設 (44 %)
どちらかといえば そう思わない	=	5 施設 (2 %)
そう思わない	=	7 施設 (3 %)
一概に いけない	=	35 施設 (13 %)
わからない	=	21 施設 (8 %)

「上記設問で『そう思う』～『そう思わない』と答えた方、その理由は何ですか (複数回答)」

この設問の回答対象施設 = 217 施設

この設問の有効回答総数 = 208 施設

地元から雇用している	163 施設
地元の業者と取引がある	149 施設
地域活動に積極的に協力している	95 施設
その他	15 施設
地域経済の規模に比べ、公的宿泊施設の占める影響度が小さい	24 施設
雇用・取引等で地元よりも中央を指向している	1 施設



参考3 施設名一覧

厚生省（健康保険関係）

施設名（通称）	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
〔健康保険保養所〕					
ホールサムインあさむし	青森県青森市	1960年 1月	1,229	13	37
ホールサムインつなぎ	岩手県盛岡市	1954年 12月	1,441	14	43
ホールサムインばんじ	宮城県仙台市	1963年 4月	2,436	16	47
ホールサムインよこて	秋田県横手市	1954年 11月	7,824	6	18
ロッジZAOドッコ沼	山形県山形市	1954年 1月	1,631	10	55
ホールサムイン小野川	山形県米沢市	1964年 4月	4,444	15	50
いりざか	福島県福島市	1962年 4月	661	10	36
レークイン日光	栃木県日光市	1951年 12月	2,856	8	31
ホールサムインしゃくなげ	群馬県吾妻郡草津町	1966年 1月	6,146	9	32
湯河原保養所	神奈川県足柄下郡湯河原町	1950年 3月	747	6	21
グリーンヒル山彦	新潟県西蒲原郡阿部町	1962年 4月	2,624	9	28
ホールサムインうなづき	富山県下新川郡宇奈月町	1964年 12月	1,347	13	41
レイクサイド山中	山梨県南都留郡山中湖村	1951年 11月	7,696	14	42
上諏訪荘	長野県諏訪市	1954年 10月	638	14	40
ホールサムイン上高地	長野県南安曇郡安曇村	1952年 4月	781	12	40
ホールサムイン中伊豆	静岡県田方郡中伊豆町	1954年 5月	4,500	5	14
東山荘	京都府京都市	1951年 7月	428	7	22
月見荘	兵庫県神戸市	1952年 7月	677	11	33
ホールサムインかいけ	鳥取県米子市	1964年 4月	4,793	24	57
つしま苑	岡山県岡山市	1952年 4月	1,390	10	44
ホールサムインせとうち	岡山県倉敷市	1964年 5月	11,936	18	61
ホールサムインやまぐち	山口県山口市	1961年 12月	2,077	22	44
ホールサムインうれしの	佐賀県藤津郡改郷町	1965年 2月	1,457	11	30
りつりん荘	香川県高松市	1952年 4月	551	10	32
金亀荘	愛媛県松山市	1951年 11月	548	6	22
〔健康保険保健福祉センター〕					
ヘルシーパル二本松	福島県二本松市	1986年 10月	8,356	20	54
ヘルシーパル赤城	群馬県勢多郡赤城村	1996年 4月	8,327	21	61
ヘルシーパル岡谷	長野県岡谷市	1990年 4月	6,501	21	48
ヘルシーパル湯の山	三重県三重郡磯部町	1987年 12月	6,481	17	43
ヘルシーパルおおつ	滋賀県大津市	1984年 4月	6,774	19	36
ヘルシーパルとくやま	山口県徳山市	1986年 11月	2,209	25	26
ヘルシーパル船小屋	福岡県筑後市	1990年 12月	9,242	18	50
ヘルシーパルさが	佐賀県佐賀市	1995年 4月	6,300	32	53
ヘルシーパルいさはや	長崎県諫早市	1985年 4月	1,406	38	50
ヘルシーパル八代	熊本県八代市	1993年 4月	6,084	17	40
ヘルシーパル別府	大分県別府市	1995年 12月	8,012	23	66

厚生省（船員保険関係）

施設名（通称）	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
〔船員保険保養所〕					
函館かもめ荘	北海道函館市	1955年 10月	735	13	30
宗谷パレス	北海道稚内市	1965年 12月	4,958	13	30
オホーツク白鳥荘	北海道網走市	1967年 1月	1,182	9	20
苫小牧ハスカップ	北海道苫小牧市	1974年 4月	2,255	7	18
マリンプラザ八戸	青森県八戸市	1951年 11月	3,673	13	35
花巻ふじの木荘	岩手県花巻市	1957年 12月	2,806	11	35
マリンスайд気仙沼	宮城県気仙沼市	1962年 4月	2,046	16	46
鳴子やすらぎ荘	宮城県玉造郡鳴子町	1966年 6月	16,373	20	63
秋田あきほ苑	秋田県秋田市	1951年 2月	1,110	12	23
大洗碧荘	茨城県東茨城郡大洗町	1963年 3月	3,097	9	27
千葉なのはな荘	千葉県千葉市	1954年 4月	1,902	11	30
銚子わかしお	千葉県銚子市	1967年 4月	1,012	11	31
サンポートみさき	神奈川県三浦市	1960年 5月	2,000	14	43
箱根嶺南荘	神奈川県足柄下郡箱根町	1960年 10月	1,669	19	60
和倉パレス	石川県七尾市	1949年 5月	988	15	40
若狭つめが荘	福井県敦賀市	1972年 4月	1,286	9	22
下田ボートヒル	静岡県下田市	1950年 5月	1,016	13	30
やいづマリンプアレス	静岡県焼津市	1950年 5月	1,054	31	93
マリパール鳥羽	三重県鳥羽市	1971年 4月	6,294	16	50
紀州路白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町	1944年 9月	1,145	12	38
さかいみなと荘	鳥取県境港市	1977年 4月	5,589	13	36
マリンプアレス宇野	岡山県玉野市	1954年 8月	2,104	10	22
ちどり荘	山口県岩国市	1955年 10月	1,019	12	25
俵山湯ノ川	山口県長門市	1965年 4月	413	12	25
ブレスカイ坂出	香川県坂出市	1953年 8月	1,596	11	32
ハイプラザ内子	愛媛県喜多郡内子町	1984年 4月	9,904	15	45
サンパレス室戸	高知県室戸市	1956年 2月	7,101	7	22
サンヒル日南	宮崎県日南市	1965年 4月	2,876	10	31
指宿湯の浜	鹿児島県指宿市	1944年 9月	1,677	14	39
船員保険倶楽部	東京都品川区	1980年 4月	1,839	10	18
ホノルル日本船員保険保養所イリカイセンパス	米国ハワイ州ホノルル市	1995年 7月	-	10	20
〔船員保険福祉センター〕					
みのたにグリーンスポーツホテル	兵庫県神戸市	1971年 7月	312,657	36	120
ヒルサイドホテル富士見	長野県諏訪郡富士見町	1978年 4月	84,995	22	98
マリヒルホテル小樽	北海道小樽市	1989年 4月	81,537	30	72
スパリゾートホテル久留米	福岡県久留米市	1995年 7月	25,057	28	88

厚生省（厚生年金関係）

施設名（通称）	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
〔厚生年金会館〕					
北海道厚生年金会館	北海道札幌市	1971年 9月	14,847	120	200
東京厚生年金会館	東京都新宿区	1961年 4月	6,556	90	130
湯河原厚生年金会館	静岡県熱海市	1964年 4月	5,205	70	231
愛知厚生年金会館	愛知県名古屋市	1980年 10月	10,462	81	103
大阪厚生年金会館	大阪府大阪市	1968年 4月	8,411	78	116
九州厚生年金会館	福岡県北九州市	1984年 4月	14,232	108	151
青森厚生年金会館	青森県青森市	1982年 4月	3,900	45	62
群馬厚生年金会館	群馬県前橋市	1978年 4月	6,534	56	66
新潟厚生年金会館	新潟県新潟市	1976年 4月	4,610	45	62
石川厚生年金会館	石川県金沢市	1977年 5月	13,285	39	72
福井厚生年金会館	福井県福井市	1982年 10月	3,379	34	49
山梨厚生年金会館	山梨県甲府市	1984年 11月	3,305	46	62
長野厚生年金会館	長野県長野市	1985年 4月	4,945	40	69
鳥取厚生年金会館	鳥取県鳥取市	1988年 3月	4,678	38	55
島根厚生年金会館	島根県出雲市	1981年 10月	5,332	39	67
広島厚生年金会館	広島県広島市	1985年 10月	11,668	72	88
徳島厚生年金会館	徳島県徳島市	1980年 4月	3,446	32	62
香川厚生年金会館	香川県高松市	1986年 4月	7,497	54	68
長崎厚生年金会館	長崎県長崎市	1986年 4月	4,184	41	68
熊本厚生年金会館	熊本県熊本市	1974年 4月	5,160	74	102
宮崎厚生年金会館	宮崎県宮崎市	1985年 4月	6,718	36	55
〔厚生年金休暇センター〕					
秋田厚生年金休暇センター	秋田県由利郡岩城町	1978年 10月	203,933	66	217
山形厚生年金休暇センター	山形県山形市	1981年 4月	139,564	46	172
栃木厚生年金休暇センター	栃木県鹿沼市	1983年 4月	129,415	47	163
埼玉厚生年金休暇センター	埼玉県入間郡陸生町	1980年 4月	193,105	48	150
千葉厚生年金休暇センター	千葉県千葉市	1974年 7月	133,065	88	266
富山厚生年金休暇センター	富山県上新川郡大山町	1989年 4月	113,075	59	228
静岡厚生年金休暇センター	静岡県沼津市	1983年 4月	118,284	42	146
三重厚生年金休暇センター	三重県伊勢市	1979年 4月	209,256	69	210
滋賀厚生年金休暇センター	滋賀県近江八幡市	1985年 4月	115,898	44	151
京都厚生年金休暇センター	京都府京田辺市	1988年 10月	130,217	85	292
岡山厚生年金休暇センター	岡山県総社市	1980年 4月	186,963	58	184
山口厚生年金休暇センター	山口県宇部市	1982年 4月	178,746	50	129
愛媛厚生年金休暇センター	愛媛県伊予市	1981年 4月	133,337	53	157
佐賀厚生年金休暇センター	佐賀県伊万里市	1983年 10月	120,084	32	118
大分厚生年金休暇センター	大分県速見郡日出町	1989年 4月	124,304	55	193
沖縄厚生年金休暇センター	沖縄県島尻郡左敷町	1991年 3月	119,851	53	206
〔厚生年金健康福祉センター〕					
サンピア金ヶ崎	岩手県胆沢郡金ヶ崎町	1980年 11月	35,868	31	105
サンピア仙台	宮城県仙台市	1994年 4月	32,283	35	87
サンピア会津	福島県会津若松市	1991年 4月	29,842	24	75
サンピア日立	茨城県日立市	1987年 11月	28,334	24	75
サンピア高崎	群馬県高崎市	1991年 4月	45,667	28	72
サンピア君津	千葉県君津市	1996年 5月	56,000	34	82
サンピア多摩	東京都多摩市	1987年 5月	24,000	38	80
サンピア小松	石川県小松市	1993年 4月	48,708	41	76
サンピア敦賀	福井県敦賀市	1986年 12月	21,565	32	68
サンピア松本	長野県松本市	1989年 4月	32,295	27	71
サンピア佐久	長野県佐久市	1997年 4月	42,903	46	120
サンピア岐阜	岐阜県岐阜市	1983年 4月	13,073	27	77
サンピア浜松	静岡県浜松市	1993年 4月	28,418	47	85
サンピア岡崎	愛知県岡崎市	1996年 5月	34,688	44	77
サンピア伊賀	三重県上野市	1992年 4月	29,639	34	78

施設名(通称)	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
サンピア大阪	大阪府大阪市	1991年 11月	40,500	66	85
サンピア和歌山	和歌山県和歌山市	1993年 5月	32,736	49	84
サンピア倉敷	岡山県倉敷市	1992年 5月	91,250	21	73
サンピア福山	広島県福山市	1994年 4月	32,999	46	78
サンピア高知	高知県高知市	1985年 7月	39,652	27	74
サンピア佐世保	長崎県佐世保市	1992年 4月	41,903	34	83
サンピア都城	宮崎県都城市	1992年 3月	50,646	32	72
サンピアあいら	鹿児島県姶良郡姶良町	1984年 4月	33,569	48	100

厚生省（国民年金関係）

施設名（通称）	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
〔国民年金健康保養センター〕					
グリーンパークいわない	北海道岩内郡岩内町	1978年 5月	30,330	18	72
グリーンパークつるい	北海道阿寒郡鶴居村	1983年 10月	15,602	16	66
グリーンパークしんとつかわ	北海道樺戸郡新十津川町	1988年 11月	26,269	18	76
つがる富士見荘	青森県北津軽郡鶴岡町	1975年 7月	21,267	15	66
はなまき	岩手県花巻市	1980年 10月	9,988	19	75
みちのく路	宮城県志田郡鹿島台町	1985年 8月	30,891	14	63
のしろ	秋田県能代市	1977年 4月	15,249	20	75
もがみ	山形県最上郡最上町	1972年 11月	19,324	17	72
阿多多羅	福島県二本松市	1972年 5月	7,047	21	95
ときわ路	茨城県常陸太田市	1980年 5月	14,265	21	71
きつれかわ	栃木県塩谷郡喜連川町	1985年 4月	10,112	18	85
草津グリーンパークパレス	群馬県吾妻郡草津町	1972年 8月	9,514	29	111
むさしの	埼玉県川越市	1980年 11月	11,162	13	62
そとぼう	千葉県夷隅郡御宿町	1982年 4月	11,617	17	70
おくたま路	東京都青梅市	1983年 8月	14,958	18	75
さがみの	神奈川県相模原市	1985年 11月	7,000	17	75
こしじ	新潟県北魚沼郡湯之谷村	1977年 7月	18,307	17	74
ひみ	富山県氷見市	1974年 7月	9,272	21	75
のと	石川県羽咋郡志賀町	1976年 5月	20,022	23	75
北島湖畔荘	福井県坂井郡芦原町	1974年 5月	9,836	19	79
かすがい	山梨県東山梨郡春日居町	1984年 7月	10,685	15	75
こもろ	長野県小諸市	1983年 7月	18,836	15	72
ひるがみ	長野県下伊那郡阿智村	1991年 4月	22,118	21	89
グリーンハイツ養老	岐阜県養老郡養老町	1973年 5月	15,496	18	70
藤枝エミナス	静岡県藤枝市	1988年 4月	43,608	33	70
サンパーク犬山	愛知県犬山市	1984年 9月	12,346	21	87
はまじま	三重県志摩郡浜島町	1981年 4月	37,130	21	88
翠湖苑	滋賀県高島郡高島町	1973年 4月	4,697	21	88
サンヒル柏原	大阪府柏原市	1989年 4月	22,972	18	67
ハイランドピラ姫路	兵庫県姫路市	1980年 6月	6,369	16	81
大和路	奈良県桜井市	1982年 9月	14,081	19	66
くまのじ	和歌山県東牟婁郡勝浦町	1973年 5月	13,809	25	75
いなばじ	鳥取県鳥取市	1976年 8月	9,113	17	75
湖陵荘	島根県簸川郡湖陵町	1972年 12月	10,197	21	74
しもついで	岡山県倉敷市	1976年 5月	13,171	16	75
ひがし広島	広島県東広島市	1987年 11月	21,750	19	60
源平荘	山口県下関市	1976年 7月	2,000	19	70
グリーンヒルあなぶき	徳島県美馬郡穴吹町	1990年 3月	45,790	20	71
かがわ	香川県香川郡高松市	1981年 10月	14,912	17	66
うわじま	愛媛県宇和島市	1974年 5月	13,781	19	78
サンリバー四万十	高知県中村市	1986年 8月	11,233	28	63
太宰府	福岡県太宰府市	1978年 1月	6,282	15	75
かんざき	佐賀県神埼郡神埼町	1976年 5月	10,000	20	75
くちのつ	長崎県南高来郡口之津町	1980年 10月	12,624	19	74
ブルーマリンあしきた	熊本県葦北郡芦北町	1979年 4月	14,682	17	72
くにさき望海苑	大分県東国東郡国東町	1975年 6月	17,546	18	67
あおしま太陽閣	宮崎県宮崎市	1972年 5月	14,065	23	98
たるみず	鹿児島県垂水市	1972年 3月	15,792	18	70

施設名(通称)	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
〔国民年金会館〕					
国民年金中央会館こまばエミナス	東京都目黒区	1979年 10月	7,795	95	152
国民年金京都会館京都エミナス	京都府京都市	1984年 4月	12,002	36	109
〔国民年金健康センター〕					
もりおか	岩手県盛岡市	1994年 4月	27,654	15	66
レイクサイドくさざき	茨城県稲敷郡笠崎町	1992年 4月	41,907	25	89
上越	新潟県上越市	1996年 4月	40,000	17	72
丹後おおみや	京都府中郡大宮町	1995年 4月	18,123	16	70
サンヒル阪南	大阪府阪南市	1996年 4月	39,990	19	66
グリーンヒル若宮	福岡県鞍手郡若宮町	1993年 4月	63,174	18	72
春日部エミナス	埼玉県春日部市	1995年 4月	41,120	21	74

郵政省

施設名(通称)	所在地	開業年月		敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
[郵便貯金会館]						
メルパルクSENDAI	宮城県仙台市	1973年	4月	5,751	43	86
メルパルクSAPPORO	北海道札幌市	1974年	8月	8,281	29	50
メルパルクTOKYO	東京都港区	1971年	7月	7,569	122	194
メルパルクYOKOHAMA	神奈川県横浜市	1980年	4月	3,479	43	82
メルパルクNIIGATA	新潟県新潟市	1980年	4月	4,642	22	38
メルパルクNAGANO	長野県長野市	1973年	7月	14,940	19	53
メルパルクKANAZAWA	石川県金沢市	1974年	11月	2,345	22	43
メルパルクNAGOYA	愛知県名古屋市	1974年	5月	3,067	20	33
メルパルクOSAKA	大阪府大阪市	1970年	11月	5,299	162	202
メルパルクOKAYAMA	岡山県岡山市	1981年	4月	3,792	56	87
メルパルクHIROSHIMA	広島県広島市	1972年	10月	6,612	91	122
メルパルクMATSUYAMA	愛媛県松山市	1972年	10月	6,013	53	156
メルパルクFUKUOKA	福岡県福岡市	1979年	3月	6,228	30	56
メルパルクKUMAMOTO	熊本県熊本市	1971年	9月	6,942	41	68
メルパルクOKINAWA	沖縄県那覇市	1973年	11月	4,312	31	49
[郵便貯金総合保養施設]						
メルパルクNikkoKirifuri	栃木県日光市	1997年	4月	144,048	97	241

雇用促進事業団

施設名(通称)	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
[勤労者職業福祉センター]					
札幌サンプラザ	北海道札幌市	1986年 9月	11,402	59	87
仙台サンプラザ	宮城県仙台市	1991年 5月	12,540	74	125
大阪サンパレス	大阪府吹田市	1990年 6月	19,171	98	168
広島サンプラザ	広島県広島市	1985年 9月	12,567	54	114
[勤労者福祉センター]					
名古屋サンプラザ	愛知県名古屋市	1979年 6月	13,171	62	127
福岡サンパレス	福岡県福岡市	1981年 5月	15,820	36	74
[勤労者野外活動施設(B型)]					
北海道ニセコいこいの村	北海道虻田郡ニセコ町	1981年 12月	186,690	32	170
いこいの村岩手	岩手県岩手郡西根町	1976年 6月	114,143	29	139
いこいの村栗駒	宮城県栗原郡栗駒町	1977年 7月	237,771	28	138
秋田いこいの村	秋田県湯沢市	1977年 8月	304,843	26	130
いこいの村庄内	山形県鶴岡市	1977年 7月	210,000	35	150
福島いこいの村なみえ	福島県双葉郡飯岡町	1981年 7月	216,014	26	130
いこいの村瀬沼	茨城県鹿嶋市砂町	1977年 4月	148,032	34	156
いこいの村美の山	埼玉県秩父郡皆野町	1980年 10月	181,287	28	121
いこいの村たてやま	千葉県館山市	1978年 4月	68,328	38	185
いこいの村あしがら	神奈川県足柄上郡大井町	1986年 4月	141,569	32	160
いこいの村佐渡	新潟県佐渡郡阿賀町	1978年 6月	227,462	20	107
いこいの村富山	富山県富山郡高岡町	1979年 4月	158,346	32	170
いこいの村能登半島	石川県羽咋郡志賀町	1978年 4月	111,738	32	165
いこいの村ハケ岳	山梨県北巨摩郡小淵沢町	1979年 10月	192,323	35	156
長野勤労者いこいの村アゼリア飯綱	長野県長野市	1980年 7月	14,000	32	139
いこいの村愛知	愛知県東加茂郡足助町	1978年 10月	360,000	30	149
伊勢志摩いこいの村大王	三重県志摩郡大王町	1984年 4月	208,700	20	95
いこいの村びわ湖	滋賀県大津市	1980年 4月	6,553	25	113
いこいの村はりま	兵庫県加西市	1976年 5月	357,987	28	115
いこいの村大和高原	奈良県山辺郡階陣村	1985年 5月	176,562	20	105
いこいの村わかやま	和歌山県西牟婁郡すさみ町	1975年 12月	255,600	35	174
いこいの村しまね	島根県邑智郡石見町	1979年 3月	325,822	22	101
岡山いこいの村	岡山県邑久郡邑久町	1979年 4月	392,000	29	142
いこいの村ひろしま	広島県山県郡戸河内町	1977年 7月	480,000	27	117
いこいの村江夕	山口県小野田市	1978年 4月	30,165	25	134
直方いこいの村	福岡県直方市	1977年 7月	99,366	26	129
スコール若宮	福岡県鞍手郡若宮町	1978年 11月	25,796	20	67
いこいの村長崎	長崎県北高来郡高来町	1976年 4月	308,010	34	155
阿蘇いこいの村	熊本県阿蘇郡阿蘇町	1984年 4月	200,000	31	161
いこいの村国東	大分県国東郡国東町	1978年 5月	207,000	35	155
いこいの村いむた池	鹿児島県薩摩郡阿答院町	1978年 12月	753,000	30	152
いこいの村おきなわ	沖縄県名護市	1979年 11月	400,000	21	98
[勤労総合福祉センター]					
蔵王ハイツ	宮城県刈田郡蔵王町	1972年 11月	137,695	50	259
沖縄ハイツ	沖縄県宜野湾市	1972年 5月	8,000	26	68
淡路島ピラ	兵庫県洲本市	1971年 9月	23,140	16	66
いわき新舞子ハイツ	福島県いわき市	1975年 10月	86,462	29	132
真駒内ハイツ	北海道札幌市	1972年 5月	99,550	36	115
はちのへハイツ	青森県八戸市	1976年 7月	102,167	26	120
八郎島ハイツ	秋田県南秋田郡飯田川町	1974年 5月	77,612	22	106
鹿島ハイツ	茨城県鹿嶋市	1973年 10月	112,995	30	173
呉羽ハイツ	富山県富山市	1972年 5月	100,019	35	181

施設名(通称)	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
諏訪湖ハイツ	長野県岡谷市	1971年 7月	15,020	31	129
ぎふ長良川ハイツ	岐阜県岐阜市	1978年 11月	5,544	16	81
富士ハイツ	静岡県富士市	1976年 4月	11,521	35	167
松阪ハイツ	三重県松阪市	1975年 7月	14,755	22	122
赤穂ハイツ	兵庫県赤穂市	1975年 12月	105,000	27	120
米子ハイツ	鳥取県米子市	1976年 6月	65,516	20	97
山陽ハイツ	岡山県倉敷市	1970年 7月	115,767	34	151
備後ハイツ	広島県福山市	1972年 5月	109,675	20	73
笠戸島ハイツ	山口県下松市	1975年 4月	102,328	26	126
鳴門ハイツ	徳島県鳴門市	1975年 7月	86,965	30	146
今治湯ノ浦ハイツ	愛媛県今治市	1977年 7月	4,875	25	150
北九州ハイツ	福岡県北九州市	1977年 7月	7,444	22	105
武雄温泉ハイツ	佐賀県武雄市	1978年 11月	21,773	29	142
ながさき式見ハイツ	長崎県長崎市	1979年 8月	15,435	29	152
火の国ハイツ	熊本県熊本市	1975年 9月	11,504	35	176
日向ハイツ	宮崎県日向市	1977年 7月	11,841	28	114
[全国勤労青少年会館]					
中野サンプラザ	東京都中野区	1973年 6月	9,530	83	163
[中小企業レクリエーションセンター]					
八幡平ハイツ	岩手県岩手郡陸奥町	1971年 12月	132,426	47	209
熱川ハイツ	静岡県賀茂郡東伊豆町	1967年 7月	32,446	72	370
三河ハイツ	愛知県額田郡幸田町	1971年 12月	42,202	36	172
亀岡ハイツ	京都府亀岡市	1971年 5月	110,708	34	150
湯布院ハイツ	大分県大分郡湯布院町	1970年 7月	141,923	50	216
霧島ハイツ	鹿児島県姶良郡霧島町	1972年 10月	105,179	53	215
[勤労者リフレッシュセンター]					
スパウザ小田原	神奈川県小田原市	1998年 3月	241,150	167	270

簡易保険福祉事業団

施設名(通称)	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
〔簡易保険保養センター〕					
網走簡易保険保養センター	北海道網走市	1978年 7月	21,792	27	103
十勝川簡易保険保養センター	北海道河東郡音更町	1968年 12月	18,233	43	150
洞爺簡易保険保養センター	北海道虻田郡虻田町	1967年 9月	13,414	36	130
大沼簡易保険保養センター	北海道亀田郡七飯町	1972年 12月	34,415	33	115
碓ヶ関簡易保険保養センター	青森県南津軽郡碓ヶ関村	1964年 12月	16,459	33	120
十和田簡易保険保養センター	青森県上北郡十和田湖町	1975年 7月	15,204	42	164
盛岡簡易保険保養センター	岩手県盛岡市	1970年 3月	13,032	36	130
一関簡易保険保養センター	岩手県一関市	1970年 3月	50,030	27	92
男鹿簡易保険保養センター	秋田県男鹿市	1979年 7月	14,272	31	122
横手簡易保険保養センター	秋田県横手市	1970年 2月	15,400	42	151
米沢簡易保険保養センター	山形県米沢市	1969年 6月	12,673	34	120
松島簡易保険保養センター	宮城県桃生郡鳴瀬町	1975年 12月	19,111	54	201
郡山簡易保険保養センター	福島県郡山市	1968年 4月	26,054	36	144
いわき簡易保険保養センター	福島県いわき市	1973年 11月	27,054	42	155
大洗簡易保険保養センター	茨城県東茨城郡大洗町	1969年 2月	19,480	52	200
潮来簡易保険保養センター	茨城県行方郡潮来町	1971年 3月	11,321	58	214
塩原簡易保険保養センター	栃木県那須郡塩原町	1966年 10月	10,517	39	153
栃木喜連川温泉簡易保険保養センター	栃木県塩谷郡喜連川町	1987年 7月	32,756	53	200
草津簡易保険保養センター	群馬県吾妻郡草津町	1983年 7月	49,740	48	180
磯沼簡易保険保養センター	群馬県安中市	1966年 6月	14,532	51	205
寄居簡易保険保養センター	埼玉県大里郡寄居町	1970年 8月	15,684	51	183
青梅簡易保険保養センター	東京都青梅市	1972年 3月	4,013	52	200
伊豆大島簡易保険保養センター	東京都大島町	1977年 3月	10,856	28	107
旭簡易保険保養センター	千葉県旭市	1974年 10月	8,896	38	140
勝浦簡易保険保養センター	千葉県勝浦市	1980年 7月	16,788	50	201
箱根簡易保険保養センター	神奈川県足柄下郡箱根町	1970年 10月	7,585	29	115
石和簡易保険保養センター	山梨県東八代郡石和町	1966年 9月	12,465	54	200
山中湖簡易保険保養センター	山梨県南都留郡山中湖村	1978年 7月	9,813	28	113
佐渡簡易保険保養センター	新潟県向津市	1972年 7月	8,566	40	150
妙高簡易保険保養センター	新潟県中頸城郡妙高高原町	1965年 12月	50,916	34	141
鹿教湯簡易保険保養センター	長野県小県郡丸子町	1967年 3月	9,720	29	103
諏訪簡易保険保養センター	長野県諏訪市	1968年 8月	12,007	36	130
富山簡易保険保養センター	富山県婦負郡砺波町	1968年 11月	14,701	40	150
越中庄川峡簡易保険保養センター	富山県東砺波郡利賀村	1984年 10月	19,512	17	74
山代簡易保険保養センター	石川県加賀市	1967年 11月	8,805	46	170
福井簡易保険保養センター	福井県福井市	1969年 12月	18,003	33	124
伊豆高原簡易保険保養センター	静岡県伊東市	1988年 7月	26,796	59	225
焼津簡易保険保養センター	静岡県焼津市	1968年 8月	9,913	43	160
浜名湖三ヶ日簡易保険保養センター	静岡県引佐郡三ヶ日町	1984年 2月	10,075	41	150
三ヶ根簡易保険保養センター	愛知県幡豆郡幡豆町	1965年 12月	93,592	32	124
知多美浜簡易保険保養センター	愛知県知多郡美浜町	1977年 6月	10,699	43	163
恵那簡易保険保養センター	岐阜県恵那市	1965年 1月	32,230	38	141
羽島簡易保険保養センター	岐阜県羽島市	1981年 4月	29,732	40	152
熊野簡易保険保養センター	三重県熊野市	1979年 11月	10,997	27	100
鳥羽簡易保険保養センター	三重県鳥羽市	1968年 11月	26,677	60	220
彦根簡易保険保養センター	滋賀県彦根市	1970年 3月	10,650	41	152
舞鶴簡易保険保養センター	京都府舞鶴市	1977年 11月	1,335	31	126
能勢簡易保険保養センター	大阪府豊能郡能勢町	1978年 4月	34,185	40	150
富田林簡易保険保養センター	大阪府富田林市	1985年 8月	17,902	43	160
奈良簡易保険保養センター	奈良県奈良市	1966年 9月	12,004	40	152
紀伊田辺簡易保険保養センター	和歌山県田辺市	1973年 9月	7,942	52	200
但馬海岸豊岡簡易保険保養センター	兵庫県豊岡市	1984年 4月	14,385	23	90
有馬簡易保険保養センター	兵庫県神戸市	1963年 12月	6,711	53	200

施設名(通称)	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
赤穂簡易保険保養センター	兵庫県赤穂市	1974年 6月	10,751	38	145
淡路島簡易保険保養センター	兵庫県津名郡比叺町	1971年 4月	10,428	40	140
因幡岩井簡易保険保養センター	鳥取県岩美郡岩美町	1978年 7月	13,718	31	119
三瓶簡易保険保養センター	島根県大田市	1967年 11月	16,862	35	130
美作湯郷簡易保険保養センター	岡山県英田郡美作町	1979年 11月	14,794	35	140
遥照山簡易保険保養センター	岡山県浅口郡鴨方町	1969年 3月	20,831	37	140
竹原簡易保険保養センター	広島県竹原市	1970年 2月	11,390	40	154
安芸能美簡易保険保養センター	広島県佐伯郡能美町	1977年 12月	23,326	20	80
光簡易保険保養センター	山口県光市	1973年 3月	10,595	40	150
湯田簡易保険保養センター	山口県山口市	1965年 11月	13,378	40	155
坂出簡易保険保養センター	香川県坂出市	1968年 12月	16,715	41	151
徳島簡易保険保養センター	徳島県徳島市	1973年 6月	17,863	46	180
阿波池田簡易保険保養センター	徳島県三好郡池田町	1967年 7月	17,285	26	95
伊予肱川簡易保険保養センター	愛媛県喜多郡肱川町	1972年 1月	10,476	19	70
伊野簡易保険保養センター	高知県吾川郡伊野町	1964年 9月	22,799	52	180
土佐中村簡易保険保養センター	高知県中村市	1969年 4月	8,801	15	47
北九州簡易保険保養センター	福岡県北九州市	1973年 6月	9,391	48	191
柳川簡易保険保養センター	福岡県柳川市	1969年 12月	10,991	40	152
武雄簡易保険保養センター	佐賀県武雄市	1970年 2月	15,368	32	120
島原簡易保険保養センター	長崎県島原市	1967年 2月	15,780	35	134
日田簡易保険保養センター	大分県日田市	1975年 12月	9,916	38	156
山鹿簡易保険保養センター	熊本県山鹿市	1967年 12月	19,845	28	100
阿蘇簡易保険保養センター	熊本県阿蘇郡一の宮町	1972年 7月	154,315	43	165
日向簡易保険保養センター	宮崎県日向市	1979年 9月	14,356	26	100
日南簡易保険保養センター	宮崎県日南市	1968年 12月	11,760	24	82
指宿簡易保険保養センター	鹿児島県指宿市	1969年 3月	19,399	33	126
〔簡易保険会館〕					
ゆうぼうと	東京都品川区	1982年 4月	6,715	240	395
かんぼーる京都	京都府京都市	1973年 12月	12,236	74	248

年金福祉事業団

施設名(通称)	所在地	開業年月	敷地面積 (㎡)	客室数 (室)	宿泊定員 (人)
[大規模年金保養基地]					
グリーンピア大沼	北海道茅渚郡森町	1980年 7月	4,389,504	107	439
グリーンピア田老	岩手県下閉伊郡田老町	1985年 4月	3,680,542	66	300
グリーンピア岩沼	宮城県岩沼市	1988年 4月	1,769,116	52	212
グリーンピア二本松	福島県二本松市	1988年 4月	1,555,957	54	208
グリーンピア津南	新潟県中魚沼郡津南町	1985年 12月	3,792,328	149	567
グリーンピア恵那	岐阜県恵那市	1987年 4月	3,349,995	52	217
グリーンピア三木	兵庫県三木市	1980年 7月	3,476,261	120	415
グリーンピア南紀	和歌山県東牟婁郡智勝浦町	1986年 4月	3,646,780	63	226
グリーンピア安浦	広島県豊田郡安浦町	1985年 4月	3,333,950	67	275
グリーンピア土佐横浪	高知県須崎市	1987年 10月	3,407,026	56	186
グリーンピア八女	福岡県八女郡黒木町	1986年 7月	2,586,987	51	252
グリーンピア南阿蘇	熊本県阿蘇郡久木野村	1986年 7月	1,377,322	73	267
グリーンピア指宿	鹿児島県指宿市	1985年 4月	3,156,374	120	450

4 特別会計及び各事業団の収支

・厚生省（社会保険庁）

厚生保険特別会計（健康勘定）の収支（単位：千円）

	収入	支出	差引
平成4年度	7,579,201,352	7,551,147,479	28,053,872
5年度	7,747,107,760	7,814,776,937	67,669,178
6年度	8,134,164,802	8,156,425,344	22,260,543
7年度	8,385,742,129	8,410,754,954	25,012,825
8年度	8,667,992,890	8,688,276,903	20,284,014

厚生保険特別会計（年金勘定）の収支（単位：千円）

	収入	支出	差引
平成4年度	31,661,907,420	24,544,664,855	7,117,242,565
5年度	32,987,528,344	26,252,543,392	6,734,984,951
6年度	34,720,567,442	28,062,799,520	6,657,767,921
7年度	38,070,844,327	30,794,853,137	7,275,991,189
8年度	39,314,653,837	32,676,554,917	6,638,098,919

船員保険特別会計の収支（単位：千円）

	収入	支出	差引
平成4年度	115,630,345	103,597,775	12,032,569
5年度	116,013,574	106,444,626	9,568,947
6年度	111,902,965	104,488,911	7,414,053
7年度	108,290,346	101,255,797	7,034,548
8年度	103,921,996	100,462,491	3,459,504

国民年金特別会計（国民年金勘定）の収支（単位：千円）

	収入	支出	差引
平成4年度	6,456,652,179	5,456,229,100	1,000,423,078
5年度	6,559,861,365	5,610,370,033	949,491,332
6年度	6,491,172,920	5,815,184,430	675,988,490
7年度	6,672,993,472	5,994,037,408	678,956,064
8年度	6,863,492,261	5,919,125,939	944,366,322

・郵政省

郵便貯金特別会計（一般勘定）の収支（単位：千円）

	収入	支出	差引
平成4年度	12,276,921,071	9,719,863,084	2,557,057,987
5年度	12,629,702,486	10,043,742,266	2,585,960,220
6年度	12,937,980,816	10,167,721,260	2,770,259,556
7年度	13,442,697,413	9,683,223,355	3,759,474,058
8年度	14,528,448,434	9,378,384,219	5,150,064,215

・雇用促進事業団

労働保険特別会計（雇用勘定）の収支（単位：千円）

	収入	支出	差引
平成4年度	2,459,449,876	1,795,483,412	663,966,464
5年度	2,355,441,925	2,155,929,911	199,512,014
6年度	2,566,634,869	2,364,306,246	202,328,623
7年度	2,700,824,255	2,693,492,490	7,331,765
8年度	2,723,947,030	2,715,028,540	8,918,490

雇用促進事業団一般会計（雇用保険勘定）の収支（単位：千円）

	収入	支出	差引
平成4年度	275,446,887	240,509,632	34,937,255
5年度	342,663,899	288,367,063	54,296,836
6年度	277,498,424	263,080,828	14,417,596
7年度	282,976,683	241,263,981	41,712,702
8年度	282,770,412	251,530,207	31,240,205

・簡易保険福祉事業団

簡易生命保険特別会計の収支 (単位：千円)

	収入	支出	差引
平成4年度	15,267,003,093	7,553,327,170	7,713,675,923
5年度	16,908,344,723	8,094,450,411	8,813,894,312
6年度	17,536,820,868	9,264,354,615	8,272,466,253
7年度	19,907,320,570	10,097,678,146	9,809,642,424
8年度	17,566,076,488	11,196,274,427	6,369,802,061

簡易保険福祉事業団(一般勘定)の収支 (単位：千円)

	収入	支出	差引
平成4年度	127,288,348	129,829,285	2,540,937
5年度	143,392,149	124,892,929	18,499,220
6年度	107,019,963	99,828,008	7,191,955
7年度	107,709,546	105,472,117	2,237,429
8年度	97,680,025	99,183,011	1,502,986

・年金福祉事業団

年金福祉事業団(一般事業勘定)の収支

(単位：千円)

	収入	支出	差引
平成4年度	2,332,721,093	2,321,848,550	10,872,543
5年度	2,886,804,023	2,798,416,781	88,387,242
6年度	2,796,132,353	2,825,235,524	29,103,171
7年度	3,136,183,310	2,850,764,989	285,418,321
8年度	2,996,369,254	3,240,024,831	243,655,577